

原子力規制における検査制度の見直しに伴う
保安規定(変更)認可申請について

1. 保安規定(変更)認可申請の概要

資料1：原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定(変更)認可申請の概要について【再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)】

添付1：各施設 保安規定(品質マネジメントシステム計画以外(主な変更))比較表

添付2：各施設 保安規定(品質マネジメントシステム計画)比較表

添付3：施設管理に係る補足資料

2. 事業許可との整合性

資料2：再処理事業所 再処理施設保安規定 事業許可記載有無/保安規定変更有無等整理表

資料3：再処理施設 保安規定(品質マネジメントシステム計画)許可整合性説明資料

3. CAPシステムの概要

資料4：当社におけるCAPシステム概要について

4. 保安規定(変更)認可申請の説明方針

資料5：原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定(変更)認可申請の説明の進め方

原子力規制における検査制度の見直しに伴う 保安規定(変更)認可申請の概要について

【再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、
廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)】



日本原燃株式会社

2020年6月17日

目次



A. 操業施設編(再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設)

I. 主な保安規定変更の概要

1. 新規制基準への対応状況
2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
3. その他変更

B. 建設施設編(加工施設(MOX))

I. 主な保安規定申請の概要

1. 申請方針
2. 申請内容

A. 操業施設編

(再処理施設、廃棄物管理施設、
加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設)

I . 主な保安規定変更の概要(1 / 25)



1. 新規制基準への対応状況

- 再処理施設、廃棄物管理施設については、新規制基準に対応した事業変更許可は現在審査中のため、保安規定への新規制基準の対応事項の追加は、許可取得後に反映予定
- 加工施設(濃縮)については、新規制基準に対応した保安規定認可済み(2020年3月認可)
- 廃棄物埋設施設については、現在審査中である増設等に係る事業変更許可にて新規制基準へ対応しており、保安規定への新規制基準の対応事項の追加は、許可取得後に反映予定

I . 主な保安規定変更の概要(2/25)



2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 保安規定の変更項目は以下のとおり。

【凡例】○:変更あり、△:既認可反映済み、-:変更なし、×:要求なし

保安規定の審査基準		保安規定反映方針	施設			
項目	変更事項		再	管	濃	埋
(1)関係法令及び保安規定の遵守のための体制	•表現の変更	•保安に関する文書の制定、位置付けについては、品質マネジメントシステム計画に、文書の遵守については、職務に記載条項を変更	○	○	○	○
(2)安全文化醸成のための体制	•削除	•品質マネジメントシステム計画に反映し、総則から削除	○	○	○	○
(3)品質マネジメントシステム	•JEAC4111-2009から品質管理基準規則への変更	•原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則および同規則解釈（以下、「品質管理基準規則」という）を反映	○	○	○	○
(4)施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織	•表現の変更	•保守管理から施設管理へ変更となったことを踏まえ、表現見直し •使用前事業者検査等又は自主検査等を行う職務を追加 等	○	○	○	○
(5)核燃料取扱主任者、廃棄物取扱主任者の職務の範囲等	•表現の変更	•事業規則等を踏まえ、法に基づく検査への立会いの削除、施設の経年劣化評価結果及び長期施設管理方針の確認の追加 等	○	○	○	○
(6)保安教育	•用語の定義変更	•既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	△	△	△
	•表現の変更	•「非常の場合に講ずべき処置」に変更	○	○	○	○

I. 主な保安規定変更の概要(3/25)



2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

【凡例】○: 変更あり、△: 既認可反映済み、-: 変更なし、×: 要求なし

保安規定の審査基準		保安規定反映方針	施設			
項目	変更事項		再	管	濃	埋
(7)施設の操作を行う体制等	• 操作員の確保の追加	• 廃棄物管理施設においては追加 • 他施設においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	○	△	×
	• 臨界管理の追加	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	×	△	×
	• 操作員の引継ぎ(変更なし)	• 廃棄物管理施設においては審査基準への適合性の観点から明確化 • 他施設においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	○	△	×
	• 設備の操作前後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項の追加	• 審査基準を踏まえ、操作上の一般事項に追加	○	○	○	×
	• 地震、火災等の発生時の措置の追加	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	△	△	×
(8)放射能の減衰に応じた保安の措置	• 表現の変更	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	×	×	×	△
(9)保全区域及び周辺監視区域の設定等	• 保全区域の追加	• 加工施設(濃縮)においては追加 • 他施設においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	×	○	△
(10)排気・排水監視設備及び海洋放出監視設備	• 気体・液体廃棄物の放出管理に係る設備の設置、維持管理、使用方法の追加	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	△	△	△

I. 主な保安規定変更の概要(4/25)



2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

【凡例】○: 変更あり、△: 既認可反映済み、-: 変更なし、×: 要求なし

保安規定の審査基準		保安規定反映方針	施設			
項目	変更事項		再	管	濃	埋
(11)線量、線量当量、汚染の除去等	• 個人線量計の管理の追加	• 廃棄物埋設施設においては追加 • 他施設においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	△	△	○
	• ALARAの追加	• 審査基準を踏まえ、放射線管理に追加 • 廃棄物埋設施設においては記載条項を変更 • 加工施設(濃縮)においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし	○	○	△	○
	• 事業所外での運搬中の措置を除く運搬に関する行為の追加	• 事業所外運搬に係る記載の充実化 • 廃棄物埋設施設においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし	○	○	○	△
(12)廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視	• 変更なし	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	×	×	×	△
(13)放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	• 放射線測定器の機能維持、使用方法の追加	• 廃棄物管理施設においてはこれまで設備としていた放射線管理用固定式モニタ等を放射線測定器に再整理 • 他施設においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	○	△	△
(14)施設の巡視及び点検	• 削除	• 巡視点検の規定を残し、保全の観点でも行うことを明確化 • 廃棄物埋設施設においては施設管理の規定で実施することとし、従来の条文は削除	○	○	○	○
(15)施設定期自主検査	• 削除	• 定期事業者検査対象設備・項目等については、保安規定に基づく下位文書にて明確にするため、削除	○	○	○	×

I. 主な保安規定変更の概要(5/25)



2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

【凡例】○: 変更あり、△: 既認可反映済み、-: 変更なし、×: 要求なし

保安規定の審査基準		保安規定反映方針	施設			
項目	変更事項		再	管	濃	埋
(16)放射性廃棄物の受入れ基準	• 変更なし	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	×	×	×	△
(17)核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	• 事業所内における運搬措置の実施状況の確認の追加	• 運搬前に措置の実施状況を確認することを明確化	○	×	○	×
	• 貯蔵の条件等の追加	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	×	△	×
	• 事業所外での運搬中の措置を除く運搬に関する行為の追加	• 事業所外運搬に係る記載の充実化(11に併せて規定) • 原料ウランの運搬に係る発送前検査を追加(11に併せて規定) • 発送前検査は自主検査等と位置付け、検査の独立性を確保	○ ×	×	○	×
(18)放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等	• 事業所内における廃棄・運搬措置の実施状況の確認の追加	• 廃棄・運搬前に措置の実施状況を確認することを明確化	○	○	○	○
	• 廃棄の条件等の追加	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	×	△	×	△
	• 液体廃棄物の固型化等の処理及び廃棄物の事業所外廃棄(廃棄物輸入含む)の実施体制の追加	• 再処理施設、廃棄物埋設施設においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし • 他施設においては固型化等の処理を実施しないことから、反映不要	△	-	-	△
		• 事業所外廃棄(廃棄物輸入含む)は実施しないことから、反映不要	-	-	-	-

I. 主な保安規定変更の概要(6/25)



2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

【凡例】○: 変更あり、△: 既認可反映済み、-: 変更なし、×: 要求なし

保安規定の審査基準		保安規定反映方針	施設			
項目	変更事項		再	管	濃	埋
(18)放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所外での運搬中の措置を除く運搬に関する行為の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理施設においては事業所外運搬に係る記載の充実化(11に併せて規定) 廃棄物埋設施設においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし 他施設においては事業所外運搬を実施しないことから、反映不要 	-	○	-	△
		<ul style="list-style-type: none"> ガラス固化体の運搬に係る発送前検査を追加(11に併せて規定) 発送前検査は自主検査等と位置付け、検査の独立性を確保 	×	○	×	×
	<ul style="list-style-type: none"> 気体・液体廃棄物の放出管理の追加(管理・埋設) 	<ul style="list-style-type: none"> 既認可保安規定にて対応できており、変更なし 	△	△	△	△
	<ul style="list-style-type: none"> 平常時の環境モニタリングの実施体制の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 既認可保安規定にて対応できており、変更なし 	△	△	△	△
	<ul style="list-style-type: none"> ALARAの追加 	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準を踏まえ、放射線廃棄物管理に追加 廃棄物埋設施設においては記載条項を変更 加工施設(濃縮)においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし 	○	○	△	○

I. 主な保安規定変更の概要(7/25)



2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

【凡例】○: 変更あり、△: 既認可反映済み、-: 変更なし、×: 要求なし

保安規定の審査基準		保安規定反映方針	施設			
項目	変更事項		再	管	濃	埋
(19)海洋放出口周辺海域等の放射線管理	• 海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制の追加	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	×	×	×
(20)非常の場合に講ずべき処置	• 表現の変更	• 既認可保安規定にて対応できており、変更なし	△	△	△	△
(21)設計想定事象等に係る施設の保全に関する措置	• 変更前の初期消火、重大事故等、大規模損壊発生時における活動体制を統合し、想定する事象に応じた措置の追加	• 加工施設(濃縮)においては施設の機能を維持するための活動に関する事項については、既認可保安規定にて対応できており、変更なし	-	-	△	-
		• 加工施設(濃縮)においては火災発生時の活動に関する事項について、新規制基準を踏まえた対応も含め、既認可保安規定にて対応できているが、条項の整理を実施	-	-	○	-
		• 加工施設(濃縮)においては重大事故等、大規模損壊発生時の活動に関する事項について、新規制基準を踏まえた対応も含め、既認可保安規定にて対応できているが、条項の整理を実施	-	×	○	-
(22)記録及び報告	• 記録する事項の変更	• 記録する事項の変更を反映 • また、その他の記録としていた事項については、保安規定に基づく下位文書にて明確にするため、削除	○	○	○	○
		• 使用前事業者検査及び定期事業者検査に係る記録を追加	○	○	○	×

I. 主な保安規定変更の概要(8/25)



2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

【凡例】○: 変更あり、△: 既認可反映済み、-: 変更なし、×: 要求なし

保安規定の審査基準		保安規定反映方針	施設			
項目	変更事項		再	管	濃	埋
(23)施設管理	<ul style="list-style-type: none"> 新規要求事項 	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を参考に施設の特徴を踏まえ反映 	○	○	○	○
(24)施設の定期的な評価	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設、加工施設においては削除 廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設においては変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設、加工施設(濃縮)においては事業規則より削除されたが、事業規則附則に基づき、新規制基準適合確認が完了するまでは施設の定期的な評価を行う必要があるため、記載を残す なお、経年劣化に係る技術的な評価については、施設管理に係る活動として整理し、記載条項を変更 他施設においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし 	○	△	○	△
(25)技術情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 既認可保安規定にて対応できており、変更なし 	△	△	△	△
(26)不適合発生時の情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設、加工施設においては変更なし 廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設においては新規追加 	<ul style="list-style-type: none"> 既認可保安規定に対応できており、変更なし 	△	△	△	△
(27)その他	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定を定める目的の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準を踏まえ目的を変更 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ALARAの削除 	<ul style="list-style-type: none"> ALARAについては放射線管理、廃棄物管理に記載 廃棄物埋設施設においては記載条項を変更 加工施設(濃縮)においては既認可保安規定にて対応できており、変更なし 	○	○	△	○

I . 主な保安規定変更の概要(9/25)



2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

保安規定の主な変更概要は以下、赤字のとおり。(これ以外にも主な変更内容に関連して変更される条文、法令の記載を反映する変更(「定期事業者検査」の用語の変更等)がある。)

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	変更概要
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準(1) : 文書の制定、位置付け、遵守の記載条項変更 審査基準(2) : 安全文化醸成の削除 審査基準(27) : 目的の変更
第1章の2 品質保証	第1章の2 品質保証	第2章 品質保証	第2章 品質保証	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準(3) : 品質管理基準規則を反映 審査基準(26) : 既認可にて反映済み
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準(4) : 使用前事業者検査等の職務の追加 審査基準(5) : 核燃料取扱主任者、廃棄物取扱主任の職務の変更
第3章 再処理施設の操作	第3章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理	第4章 加工施設の操作	第4章 廃棄物埋設管理	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準(7) : 操作員の確保、操作員の引継ぎ、設備の操作前後に確認すべき事項、操作に必要な事項の追加 審査基準(14) : 巡視点検の観点の追加
第4章 核燃料物質の管理		第5章 核燃料物質の管理		<ul style="list-style-type: none"> 審査基準(17) : 運搬措置の確認の追加
第5章 施設管理	第4章 施設管理	第6章 施設管理	第5章 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準(15) : 施設定期自主検査の削除 審査基準(23) : ガイドを参考に反映 審査基準(25) : 既認可にて反映済み
			第6章 廃棄物埋設地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準(8) : 既認可にて反映済み 審査基準(12) : 既認可にて反映済み
第6章 放射性廃棄物管理	第5章 放射性廃棄物管理	第7章 放射性廃棄物管理	第7章 放射性廃棄物管理	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準(10) : 既認可にて反映済み 審査基準(18) : 廃棄措置の確認、ALARAの追加 審査基準(19) : 既認可にて反映済み 審査基準(27) : ALARAの追加

I. 主な保安規定変更の概要(10/25)



2. 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

保安規定の主な変更概要は以下、赤字のとおり。(これ以外にも主な変更内容に関連して変更される条文、法令の記載を反映する変更(「定期事業者検査」の用語の変更等)がある。)

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	変更概要
第7章 放射線管理	第6章 放射線管理	第8章 放射線管理	第8章 放射線管理	<ul style="list-style-type: none"> • 審査基準(9): 保全区域の追加 • 審査基準(11): ALARAの追加、事業所外運搬の記載充実化 • 審査基準(13): 設備区分の整理 • 審査基準(17): 運搬措置の実施状況、発送前検査の追加 • 審査基準(18): 運搬措置の実施状況、発送前検査の追加 • 審査基準(27): ALARAの追加
		第9章 火災防護活動のための体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> • 審査基準(21): 既認可にて反映済み
		第10章 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> • 審査基準(21): 既認可にて反映済み
		第11章 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> • 審査基準(21): 既認可にて反映済み
第8章 非常時の措置	第7章 非常時の措置	第12章 非常時の措置	第9章 非常時等の措置	<ul style="list-style-type: none"> • 審査基準(20): 既認可にて反映済み
第9章 教育訓練	第8章 保安教育	第13章 保安教育	第10章 保安教育	<ul style="list-style-type: none"> • 審査基準(6): 「非常の場合に講ずべき処置」に変更
第10章 再処理施設の定期的な評価	第9章 廃棄物管理施設の定期的な評価	第14章 加工施設の定期的な評価	第11章 埋設施設の定期的な評価	<ul style="list-style-type: none"> • 審査基準(24): 定期的な評価の記載残し、経年劣化に係る技術的評価の記載条項の変更
第11章 記録及び報告	第10章 記録及び報告	第15章 記録及び報告	第12章 記録及び報告	<ul style="list-style-type: none"> • 審査基準(22): 記録事項の変更等
附則	附則	附則	附則	—

I . 主な保安規定変更の概要 (11 / 25)

(1)品質保証【対象：再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設】

①主な変更内容

a.品質管理基準規則を踏まえた変更【再・管:第1章の2、濃・埋:第2章】

- ・従来、保安規定の品質保証は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC4111-2009)の要求事項を満たすよう規定していたが、新たに制定された品質管理基準規則の要求事項に基づく規定（要求事項として明確化された以下の21項目）を反映。

No.	主な変更内容
1	GSR Part2 基本安全目的の反映
2	リスクを考慮した等級扱いの明確化
3	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加
4	法令遵守及び規制要件の反映の明確化
5	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化
6	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化
7	責任と権限とインターフェース
8	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化
9	プロセスの監視測定への自己アセスの追加
10	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化
11	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加
12	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理の追加
13	マネジメントレビューのインプット項目の追加
14	プロセスの監視測定の見直しの方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化
15	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加
16	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化
17	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加
18	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加
19	プロセス及び組織変更管理の追加
20	外部からの要員確保
21	不適合及び是正処置の見直し

I . 主な保安規定変更の概要 (12 / 25)

b .品質マネジメントシステム計画は、実用発電用原子炉施設と要求事項が同様であることから、同施設の記載事項を参考にしながら、「検査の独立性の確保」等の各施設の特徴を踏まえつつ、全施設の記載を整合した。

施設の特徴	反映方法を工夫した 品質管理基準規則の条文	施設			
		再	管	濃	埋
①重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設	<ul style="list-style-type: none"> ・第46条 内部監査 ・第48条 機器等の検査等 		○	○	○
②使用前事業者検査のない施設	<ul style="list-style-type: none"> ・第19条 マネジメントレビューに用いる情報 ・第23条 個別業務に必要なプロセスの計画 ・第35条 調達物品等要求事項 ・第48条 機器等の検査等 				○

②参照資料

- 添付 2 : 各施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 比較表

I . 主な保安規定変更の概要(13/25)



(2)施設の操作【対象：再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)】

①主な変更内容

- a.廃棄物管理施設において、新たに操作員の確保に関する条文の追加【管:第10条の3】
- b.設備の操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項、警報作動時の対応に関する条文の追加【再:第26条、管:第12条、濃:第17条】
 - ✓ 上記の追加事項については、施設の操作に関する手順書に定めるものとし、「操作上の一般事項」に規定した。
 - ✓ なお、加工施設(濃縮)においては、新規規制基準への対応として、既認可保安規定(操作上の一般事項)に、誤操作防止に関する事項を規定していたため、上記追加を踏まえ記載箇所を変更した。
- c.運転管理上の巡視点検に保全の観点を含むことの明確化【再:第25条、管:第11条、濃:第16条】
 - ✓ 運転管理上の巡視点検には、設備・機器の運転状態(運転モード、指示値等)を確認する等の運転管理の観点のみならず、設備・機器の異常兆候を検知する等の保全の観点も含まれるため、保全の観点でも巡視点検を行うことを明確にした。

②参照資料

- 添付1：各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画以外（主な変更））比較表

I . 主な保安規定変更の概要(14/25)



(3)施設管理【対象：再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設】

①主な変更内容【再:第5章、管:第4章、濃:第6章、埋:第5章】

- a.施設管理として、設計、工事、巡視、点検、試験、検査等を実施
- b.上記の活動をPDCAサイクルにて継続的に改善
- c.検査の独立性を確保(廃棄物埋設施設においては、法定確認に係る自主検査が対象)
- d.施設管理の追加に併せて、従来の保守管理として規定していた内容(施設定期自主検査等)を整理

②参照資料

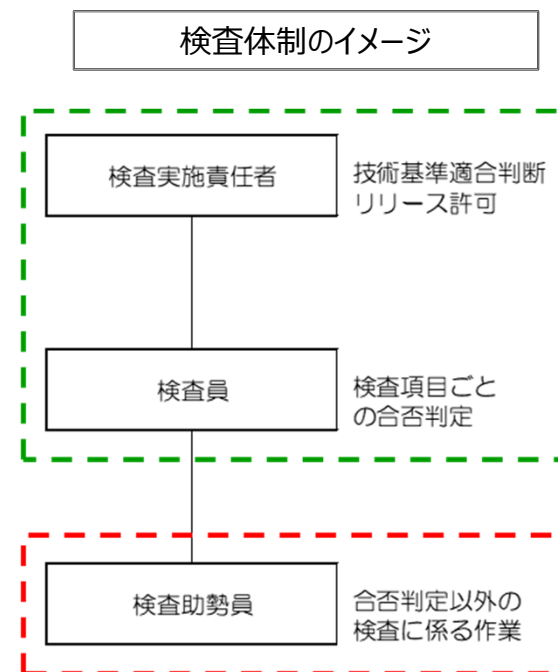
- 添付1：各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画以外（主な変更））比較表
- 添付3：施設管理に係る補足資料

I. 主な保安規定変更の概要 (15 / 25)



【検査の独立性】

- 品質管理基準規則を踏まえ、検査の独立性を確保することを保安規定に追加する。
 - ✓再処理施設、廃棄物管理施設は、使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする。
 - ✓加工施設(濃縮)は、使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員とする。



┌: 独立性を要求する範囲
検査実施責任者および検査員は、検査対象となる設備等の工事、点検、補修を実施した部門以外の部門*から選出
*加工施設(濃縮)の場合は、部門の独立性は要しない

┐: 独立性を要求しない範囲
検査要領書の作成、合否判定以外の作業(検査の準備、操作等)は、工事、点検、補修を実施した部門で実施可能

I . 主な保安規定変更の概要 (16 / 25)



(4)放射性廃棄物管理【対象：再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設】

①主な変更内容

- a.事業所内における放射性廃棄物の廃棄にあたり、講じた保安措置の実施状況の確認を追加【再:第83条、管:第29条、濃:第44条他】
- b.事業所外への放射性廃棄物の運搬に係る記載の充実(放射線管理において対応)【管:第69条】
- c.ALARAの追加【再:第81条、管:第28条の2、埋:第36条】
 - ✓再処理施設、廃棄物管理施設については、新たに規定した。
 - ✓廃棄物埋設施設については、総則(基本方針)から放射性廃棄物管理に記載を変更した。
 - ✓加工施設(濃縮)については、新規制基準に係る保安規定申請時に対応済みであり、今回変更なし。

②参照資料

- 添付1：各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画以外（主な変更））比較表

I . 主な保安規定変更の概要(17/25)



(5)放射線管理【対象：再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設】

①主な変更内容

a.加工施設(濃縮)において、新たに保全区域に関する条文の追加【濃:第59条】

b.ALARAの追加【再:第89条、管:第31条の2、埋:第41条】

✓ 上記(4)放射性廃棄物と同様

c.事業所外への核燃料物質等の運搬に係る記載の充実【再:第106条、管:第45条、濃:第69条】

d.ガラス固化体及び原料ウランの運搬に係る確認(発送前検査)の追加並びに検査の独立性の確保【管:第45条の2、濃:第70条】

②参照資料

- 添付1：各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画以外（主な変更））比較表

I . 主な保安規定変更の概要 (18 / 25)



3. その他変更

変更項目	変更内容	施設			
		再	管	濃	埋
①調達に係る組織の保安組織への追加	• 調達に係る保安活動並びに調達する物品及び役務の品質の向上を図るため、全社一元的な調達管理を推進する調達室を新たに設置する。	○	○	○	○
②環境管理設備の設備管理箇所の変更	• 施設管理に係る保安活動の改善を目的に環境管理課長の実施する環境管理設備の管理及び保全業務の責任者を放射線施設課長に変更する。	○	○	-	-
③安全委員会委員の代理者要件の明確化	• 安全委員会の運営改善を目的に、委員の代理要件を明確にする。	○	○	○	○
④既に保管廃棄した機械油の固形化完了に伴う記載の削除	• 管理廃水処理室に既に保管廃棄していた機械油の固形化処理が完了したため、記載を削除する。	-	-	○	-
⑤請負事業者等の保安教育頻度の見直し	• 保安規定の改正教育を保安教育と位置づけたことを踏まえ、加工施設の操作員以外の請負事業者等の保安教育頻度を見直す。	-	-	○	-
⑥モニタリングポイントの移設	• TLD素子の回収・配備等の作業の安全性向上を図るため、モニタリングポイントを移設する。	-	-	-	○

上記以外に総則、保安管理体制等の共通的な記載事項について、各施設の保安規定記載の整合を図った。

I . 主な保安規定変更の概要 (19 / 25)



3. その他変更

① 調達に係る組織の保安組織への追加(再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設)

<変更理由>

- 品質管理基準規則の制定において、調達に関する要求（一般産業用工業品管理等）が明確にされたこともあり、調達に係る保安活動の品質の向上を図るため、全社で統一した調達管理を推進する「調達室」を設置し、関連する条文を変更する。
- これにより、これまで各事業部がそれぞれ設定していた、供給者の評価基準を統一するとともに、調達プロセスを統合し、関連する条文を変更する。

<変更内容>

- 調達室を保安組織へ追加【再:第16,17条、管:第4,5条、濃:第7,8条、埋:第7,8条】
- 全施設統一した調達管理プロセスを定めるとともに、調達管理に係る文書の変更【再・管:第1章の2、濃・埋:第2章】

【記載例：再処理施設保安規定】

保安規定（変更前）	保安規定（変更後）
第3節 職務 （職務） 第17条 前条に定める職位を担当する者は、「 全社品質保証計画書 」並びにこの規定に定める規定に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。	第3節 職務 （職務） 第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。

※調達管理プロセスは、品質管理基準規則第34条（調達プロセス）から第36条（調達物品等の検証）を参照（添付2 252行目）

I . 主な保安規定変更の概要 (20 / 25)

3. その他変更

②環境管理設備の設備管理箇所の変更(再処理施設、廃棄物管理施設)

<変更の理由>

- 施設管理として施設の維持が新たに規定されたことに伴い、環境管理課が所掌する環境管理設備(気象観測設備、放射能観測車)の保守・管理及び改良・改造工事等を同様の放射線計測機器を管理している放射線施設課へ集約することで、より専門性の高い管理が行えるよう、今回関連する条文を変更する。

<変更内容>

- 環境管理設備を環境管理課から放射線施設課に移管【再:第17条、管:第5条】

【記載例：再処理施設保安規定】

保安規定 (変更前)					保安規定 (変更後)				
第3節 職務 (職務) 第17条 前条に定める職位を担当する者は、「 全社品質保証計画書 」並びにこの規定に定める規定に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (32) 放射線施設課長は、放射線測定器類 (環境管理設備は除く。) の管理に関する業務を行う。					第3節 職務 (職務) 第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。				
別表1 管理及び 保守 に関する業務の担当課長 (第17条関係)					別表1 管理及び 点検・工事等 に関する業務の担当課長 (第17条関係)				
施設	管理担当課長	保守担当課長※1			施設	管理担当課長	保守担当課長※1		
		機械設備※ 2※3	計装設備 ※2	電気設備 ※2※4			機械設備※ 2※3	計装設備 ※2	電気設備※ 2※4
2. 放射線管理施設					2. 放射線管理施設				
(1)環境管理設備	環境管理課長	環境管理課長			放射線施設課長	放射線施設課長	放射線施設課長		
(2)上記以外の放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長							

I . 主な保安規定変更の概要 (21 / 25)



3. その他変更

③安全委員会委員の代理者要件の明確化(再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設)

<変更理由>

- 安全委員会は、保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する必要があり、委員の過半数の出席が成立条件であるものの、委員からより広く意見を聴取することは重要である。そのため、委員の代理条件を明確にし、安全委員会の運営改善を行う。なお、安全委員会は、全施設でそれぞれ設置されるものであるため、全社で統一的に実施する観点から今回関連する条文を変更する。

<変更内容>

- 安全委員会委員の代理者要件の明確化【再:第21条、管:第10条、濃:第12条、埋:第13条】

【記載例：加工施設(濃縮)保安規定】

保安規定 (変更前)	保安規定 (変更後)
<p>(濃縮安全委員会の審議事項及び構成等)</p> <p>第10条 次の各号に定める事項については、事業部長の諮問を受け、濃縮安全委員会において、保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する。</p> <p>【記載省略】</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、核燃料取扱主任者が出席できない場合は、代行者が出席する。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。</p> <p>【記載省略】</p>	<p>(濃縮安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第12条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する。</p> <p>【記載省略】</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した者が委員長の職務を代行する。</p> <p>【記載省略】</p>

I . 主な保安規定変更の概要 (22 / 25)



3. その他変更

④既に保管廃棄した機械油の固形化完了に伴う記載の削除(加工施設(濃縮))

<変更理由>

- 機械油の固形化処理については、事業変更許可を受け、以下の機械油の処理を保安規定(2019年3月認可)に規定し、固形化処理を開始した。その後、危険物・薬品貯蔵庫に保管した機械油の処理が完了し、前回の保安規定変更(2020年3月認可)にて当該条文を削除した。これに続き、既に廃油保管廃棄場所に保管廃棄した機械油についても処理が完了したことから、今回関連する条文を削除する。

- ①既に危険物・薬品貯蔵庫に保管した管理区域から搬出した機械油(条文削除済み)
- ②既に廃油保管廃棄場所に保管廃棄した機械油(今回条文削除)
- ③今後、点検等で発生する機械油(継続実施)

<変更内容>

- 既に保管廃棄した機械油の固形化に関する条文を削除【濃:第49条】

保安規定 (変更前)	保安規定 (変更後)
<p>(機械油)</p> <p>第60条の3 機械保全課長は、第65条第1項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域以外の管理区域内の機器の点検等に伴い発生した機械油を汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、既に放射性液体廃棄物として保管廃棄した機械油を固形化処理する場合は、汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、保管場所から搬出する。</p> <p>なお、第9項による固形化処理のために搬出するまでの間、廃油保管廃棄所にて前条第6項及び第7項により保管する。</p> <p>【記載省略】</p>	<p>(機械油)</p> <p>第49条 機械保全課長は、第55条第1項に定める放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域以外の管理区域内の機器の点検等に伴い発生した機械油を汚染の広がり防止及び火災防護のため金属製の容器に収納し、速やかに、廃棄物管理課長に引取りを依頼した上で管理廃水処理室に搬出する。</p> <p>(削除)</p> <p>【記載省略】</p>

I . 主な保安規定変更の概要 (23 / 25)



3. その他変更

⑤請負事業者等の保安教育頻度の見直し(加工施設(濃縮))

<変更理由>

- 前回の保安規定変更(2020年3月認可)において、保安規定の改正教育を保安教育と位置づけたことを受け、加工施設の操作員を除く請負事業者について、一部の保安教育の頻度を変更する。
- なお、頻度を見直す教育項目については、下表のとおり保安規定の改正教育を改正の都度実施すること及び作業要領書等の教育を作業開始にあたり実施することで、必要な力量は習得できる。
- また、今後新規規制基準に対応するための工事が開始となることから、今回関連する条文を変更する。

頻度変更となる項目		教育頻度 (変更前)	教育頻度 (変更後) *1	備考
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	基礎知識	入所時	変更なし	
	実務知識	1回/年	対象外	改正教育により変更となった箇所の教育を実施
	改正教育	改正の都度	変更なし	
加工施設の構造、性能及び操作に関すること	基礎知識	入所時*2	変更なし	
	実務知識	対象外	変更なし	
放射線管理に関すること	基礎知識	入所時*2	変更なし	
	実務知識	1回/年	対象外	具体的な運用等については、作業要領書等に規定し、作業開始にあたり、作業要領書等の教育を実施
核燃料物質等の取扱いに関すること	基礎知識	入所時*2	変更なし	
	実務知識	対象外	変更なし	
非常の場合に講ずべき処置に関すること	一般知識等	入所時	変更なし	
	実務知識	1回/年	対象外	具体的な運用等については、作業要領書等に規定し、作業開始にあたり、作業要領書等の教育を実施

* 1 : 実施時期を入所時とした教育については、3年に1回再教育を実施する。

* 2 : 放射線業務従事者以外のその他請負事業者等は対象外とする。

I. 主な保安規定変更の概要(24/25)



<変更内容>

- 社員と請負事業者の保安教育実施方針を区分けし、請負事業者の保安教育実施方針において教育項目、頻度等を明確化【濃:第87条】

保安規定 (変更前)			保安規定 (変更後)		
別表 28 保安教育項目 (第107条関係)			別表 32 請負事業者等への保安教育実施方針 (第87条関係)		
保安教育項目	放射線業務従事者		放射線業務従事者		その他の請負事業者等
	加工施設の操作員	加工施設の操作員以外の者	加工施設の操作員	加工施設の操作員以外の者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 (180分以上)	法及び関係法令全般、加工施設保安規定(事業許可及び設計及び工事の方法の認可に係る事項を含む)並びに品質保証計画書(入所時教育) 加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質保証計画書に係る実務知識* 加工施設保安規定の改正内容(改正教育)		法及び関係法令全般、加工施設保安規定(事業許可及び設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む)並びに品質マネジメントシステムに関する基礎知識 加工施設の保安に関する法令、加工施設保安規定及び品質マネジメントシステムに関する実務知識		対象外
加工施設の構造、性能及び操作に関する事 (120分以上)	加工施設に係る設備の構造、性能に関する基礎知識(入所時教育) 加工施設の操作及び管理に必要な設備に関する実務知識(訓練含む)*		加工施設に係る設備の構造、性能に関する基礎知識		対象外
放射線管理に関する事 (240分以上) (実務知識については60分以上)	放射線防護及び放射線管理に係る基礎知識(均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む)(入所時教育) 放射線防護及び放射線管理に係る実務知識(均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む)*		放射線防護及び放射線管理に係る基礎知識(均質槽において液化を行っているときの入室に係る事項を含む)		対象外
核燃料物質等の取扱いに関する事 (60分以上)	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の基礎知識(入所時教育) 核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の実務知識(臨界防止含む)*		核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法の基礎知識		対象外
非常の場合に採るべき措置に関する事 (60分以上)	非常時に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等(入所時教育) 非常時対策活動を円滑に実施するための実務知識(訓練含む)*		非常時に係る一般知識、異常時の通報・連絡、応急措置等		対象外

I . 主な保安規定変更の概要 (25 / 25)



3 その他変更

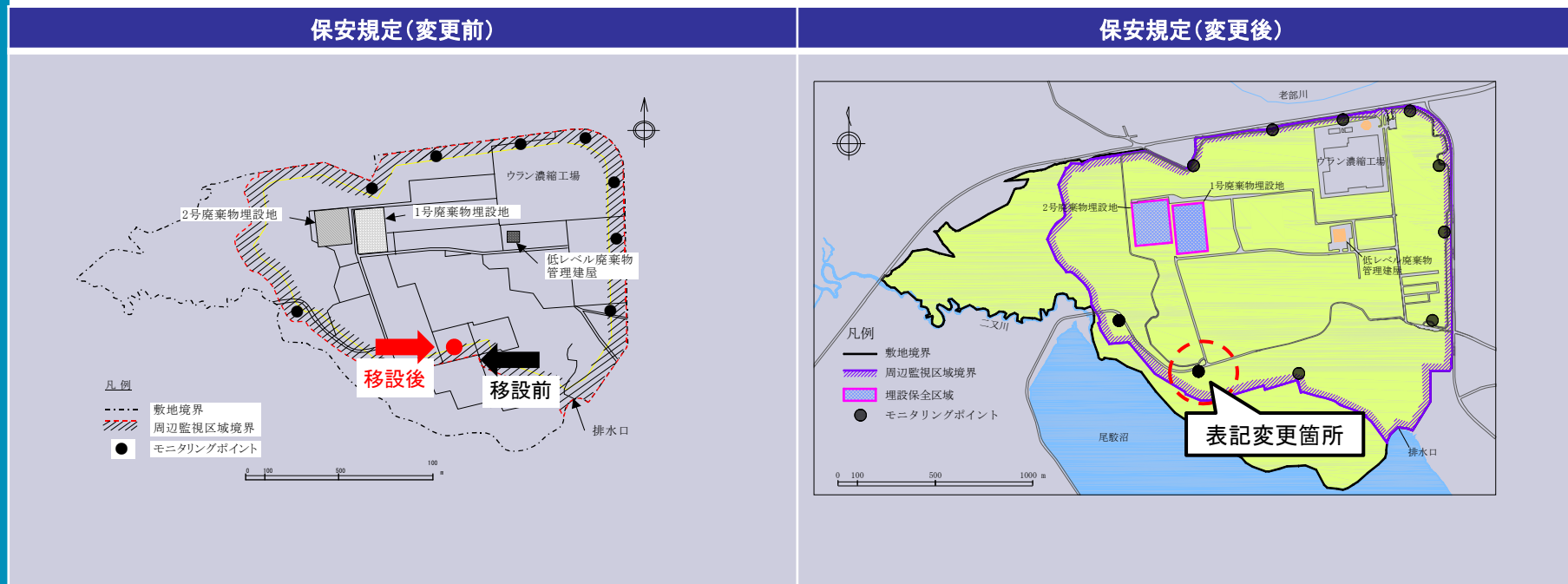
⑥ モニタリングポイントの移設(廃棄物埋設施設)

<変更理由>

- モニタリングポイントは濃縮・埋設事業所の周辺監視区域境界近傍に設置しており、現在の設置箇所は積算線量計の回収・配備の際にアクセスが困難な箇所があることから作業の安全性向上を速やかに図るため一部移設し、今回関連する条文を変更する。

<変更内容>

- モニタリングポイントの一部を移設【埋:第35,47条】



B. 建設施設編

(加工施設(MOX))

I . 主な保安規定申請の概要(1/10)

1. 申請方針

- 加工施設(MOX)は建設段階にあることから、現時点で操業時の具体的な保安業務を保安規定に定めることは困難である。したがって、現段階で規定する必要がある事項と、今後核燃料物質等の運搬段階等で規定する必要がある事項を整理する。
- 上記整理の結果、現段階で規定する必要がある事項は、下表のとおり核燃料物質の取扱いに係る事項以外の事項とし今後段階的に規定する事項は、2段階(①核燃料物質等の運搬開始前、②加工施設の使用開始前)で変更する。
(段階申請の考え方については38ページ参照)

保安規定目次	設置の工事の着手にあたり定めることが必要と判断したものとその理由
第1章 総則	○ (保安規定制定の目的、適用範囲等を総則として規定する必要があるため)
第2章 品質保証	○ (建設段階においても品質マネジメントシステムを構築し、実施していく必要があるため)
第3章 保安管理体制	○ (建設段階における保安管理体制を明確にする必要があるため)
第4章 運転管理	× (核燃料物質の取扱いがなく、運転管理の必要がないため)
第5章 核燃料物質の管理	× (核燃料物質の取扱いがなく、核燃料物質管理の必要がないため)
第6章 放射性廃棄物管理	× (放射性廃棄物の発生がなく、廃棄物管理の必要がないため)
第7章 放射線管理	× (核燃料物質の取扱いがなく、放射線管理の必要がないため)
第8章 施設管理	○ (施設管理として、設計、工事等を行う必要があるため)
第9章 緊急時の措置	× (核燃料物質の取扱いがなく、緊急時の措置の必要がないため)
第10章 保安教育	○ (建設段階における保安教育項目、対象者を規定する必要があるため)
第11章 記録及び報告	○ (建設段階における保安記録の作成、保管を規定する必要があるため)
第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項	○ (今後段階的に保安規定変更するため)

なお、上記は章レベルの規定であり、その中でも現時点で定めることができないものまたは必要性がないものは、段階的に定める。(例：第3章保安管理体制における核燃料取扱主任者の選任等)

I . 主な保安規定申請の概要(2/10)



2. 申請内容

保安規定の申請内容は以下のとおり。

保安規定の審査基準		保安規定反映状況	
項目	要求事項		
(1)関係法令及び保安規定の遵守のための体制	①関係法令及び保安規定遵守のための体制	<ul style="list-style-type: none"> 重要度に応じて下位文書を定めることを規定 下位文書に基づき保安業務を行うことを規定 	第5条 第7条
	②コンプライアンスに係る体制	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスに係る体制を規定 	第4条
(2)品質マネジメントシステム	①品質管理基準規則の適用	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理基準規則を踏まえた品質マネジメントシステムを規定 	第5条
	②手順書等の保安規定上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 手順書等の保安規定上の位置付けを規定 	第5条
	③内部監査の要員	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の要員を規定 	第5条
(3)施設の操作及び管理を行う者の職務及び職務	①組織及び各職位の職務	<ul style="list-style-type: none"> 建設段階における組織及び職務を規定 	第6条 第7条
(4)保安教育	①従業員に係る保安教育実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 建設段階における教育対象者を社員及び臨時従業員とし、左記要求事項を規定 	第27条
	②従業員に係る保安教育実施計画及びその実施		
	③従業員に係る保安教育実施状況の確認		
	④保安教育の内容及び見直し頻度		

I . 主な保安規定申請の概要 (3 / 10)



2. 申請内容

保安規定の審査基準		保安規定反映状況	
項目	要求事項		
(5)記録及び報告	①保安記録の管理	<ul style="list-style-type: none"> 下位文書に基づき保安記録を管理することを規定 使用前事業者検査に係る記録の作成を規定 	第5条
	②加工規則第7条に定める記録の管理	<ul style="list-style-type: none"> 加工規則第7条に定める記録を管理することを規定 	第28条
	③事業所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の取扱いがないことから、法令報告事象を含めた異常事象の発生がないため、規定不要 	—
	④法令報告事象発生時における経営責任者への報告体制		
	⑤法令報告事象に該当する事象の明確化		
(6)施設管理	①保安措置等の運用ガイドを参考とした施設管理	<ul style="list-style-type: none"> 建設段階にあることを踏まえ、保安措置等の運用ガイドを参考に施設管理を規定 	第11条～第26条
	②経年劣化に係る技術的評価	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化に係る技術的評価を実施する時期に満たないため、規定不要 	—
	③長期施設管理方針(20年経過した加工施設)	<ul style="list-style-type: none"> 長期施設管理方針については、経年劣化に係る技術的評価を実施していないため、規定不要 	
	④技術評価書の認可申請書への添付		
	⑤長期施設管理方針及び技術評価書の記載		
	⑥使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 使用前事業者検査の実施を規定 なお、定期事業者検査については、施設の使用開始後に実施するため、規定不要 	第26条 —

I . 主な保安規定申請の概要(4/10)



2. 申請内容

保安規定の審査基準		保安規定反映状況	
項目	要求事項		
(7)技術情報の共有	①得られた保安に関する技術情報の共有	• 技術情報の共有を規定	第23条
(8)不適合発生時の情報の公開	①情報の公開基準	• 公開基準を定めた下位文書を規定	第5条
	②情報公開の必要事項	• ニューシアへ登録することを規定	第5条
(9)その他	①その他、加工施設に係る保安に関する必要事項	• 保安規定に規定する事項のうち、段階的に規定する事項を規定	第29条
	②保安規定の目的	• 核燃料物質による災害の防止を図ることを規定	第1条

注：保安規定の記載については、再処理施設等の保安規定と整合を図った記載とする。

I . 主な保安規定変更の概要 (5 / 10)

●品質保証【第5条】

1. 基本的考え方

- a. 令和2年4月1日に届け出し、品質管理基準規則との適合が確認された事業許可七号及び品質管理基準規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画を規定する。

- b. 品質マネジメントシステム計画は、実用発電用原子炉施設と要求事項が同様であることから、同施設の記載事項を参考にしながら、当社他施設と同様、「検査の独立性の確保」等の各施設の特徴を踏まえつつ、全施設統一した記載とした。特に、加工施設(MOX)では、建設中の火災防護対策(設備改造等の設計変更を行う場合に内部火災影響評価を実施)について、「第5条 設計開発の変更の管理」に明記した。

2. 参照資料

- 添付2：各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画）比較表

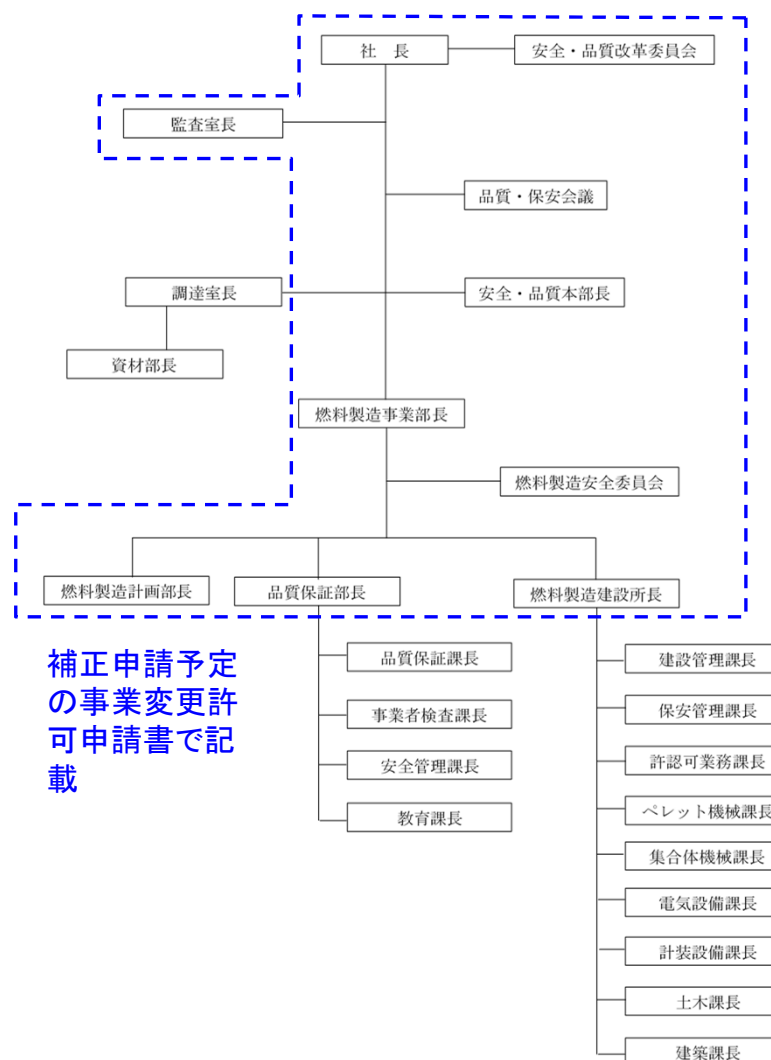
I . 主な保安規定申請の概要 (6 / 10)



● 保安管理体制【第6条、第7条】

1. 基本的考え方

- a. 建設段階において、実施する保安業務に係る保安管理組織とその職務を課単位まで明確化
- b. 具体的には、
 - ✓ 燃料製造事業部長は、保安業務を統括するとともに、管理責任者として必要な業務を実施
 - ✓ 燃料製造計画部では、施設管理固有の計画作成(手順作成等)を実施
 - ✓ 品質保証部では、品質保証業務、保安教育、安全管理、使用前事業者検査等を実施
 - ✓ 燃料製造建設所では、施設管理対象を機械、電気、計装、土木、建築に分類し、設計・工事等の施設管理を実施
 - ✓ 燃料製造安全委員会では、主に保安活動の基本的な計画の妥当性を保安業務全体の観点から審議
 - ✓ 燃料製造事業部以外の組織体制については当社操業施設と共通
 - ✓ なお、核燃料物質の取り扱いが発生しないことから、核燃料取扱主任者の選任は不要と整理



I . 主な保安規定申請の概要(7/10)



●施設管理【第11条～第26条】

1. 基本的考え方

- a. 建設段階であることを踏まえ、保安規定の審査基準の要求事項に基づき定める。
- b. 主な申請内容
 - ①施設管理として、設計、工事、点検、試験、検査等を実施
 - ②上記の活動をPDCAサイクルにて継続的に改善
 - ③品質管理基準規則を踏まえた検査の独立性を確保（加工施設(MOX)は、17ページに示す再処理施設、廃棄物管理施設と同様）

2. 参照資料

- 添付1：各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画以外（主な変更））比較表
- 添付3：施設管理に係る補足資料

I . 主な保安規定申請の概要(8/10)



●保安教育【第27条】

1. 基本的考え方

- a. 加工規則では、加工施設の操作及び管理を行う者に対しての保安教育を求めているが、核燃料物質の取り扱いに伴う施設の操作及び管理は現時点で発生しない。よって、建設段階で必要と考える項目について保安教育を実施する。
- b. 具体的には、原子力安全確保の基本となる「関係法令及び保安規定の遵守に関すること。」を教育する。なお、「加工施設の構造、性能及び操作に関すること」、「放射線管理に関すること」、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること」については、施設の具体的構造等が定まる「核燃料物質等の運搬を開始する前まで」(後述) 時点、「非常の場合に講ずべき処置に関すること」は「加工施設の使用を開始する前まで」(後述) 時点に保安教育として実施する。
- c. 建設中における保安教育は、社員及び臨時雇員に対して実施する。
請負事業者等については、建設中であり加工施設の操作及び管理を行わないことから、保安教育としては不要と整理。なお、関係法令等の遵守については請負事業者へ要求し、周知等の実施状況の確認は実施。

保安教育項目	内容	実施時期	加工施設の保安に関する社員	臨時雇員	請負事業者等
関係法令及び保安規定の遵守に関すること(60分以上)	法及びその関連法令のうちMOX燃料加工事業に係る事項、MOX燃料加工施設保安規定並びに品質マネジメントシステムに関する基礎教育	1回/年	◎	◎	—

I . 主な保安規定申請の概要 (9 / 10)



● 記録及び報告【第5条、第28条】

1. 基本的考え方

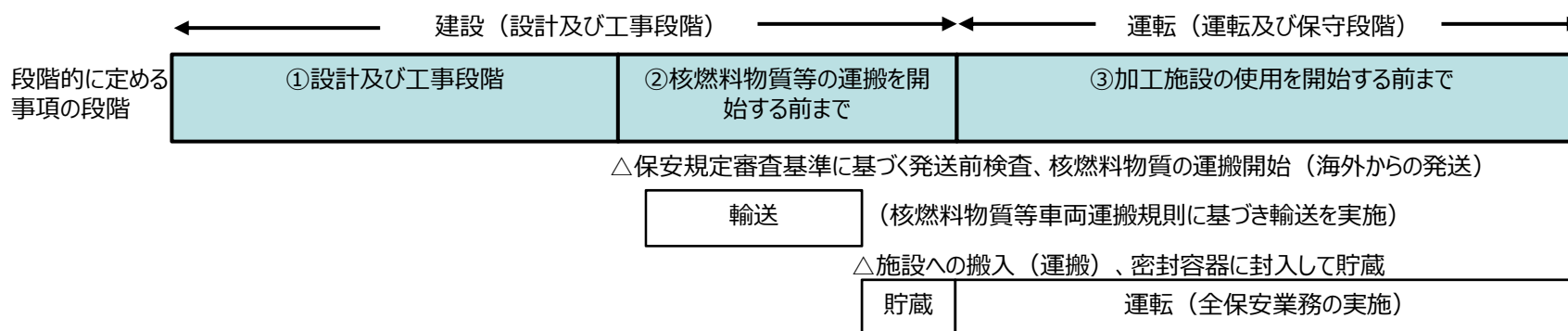
- a. 記録については、加工規則第7条で要求される記録並びに保安規定及びその下位文書に基づき作成する記録を保安記録とする。なお、保安記録も段階的に発生することから、発生時期を明確にする。
- b. 報告については、報告すべき事項を「核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の16の運用について（訓令）」と照合した。その結果、建設段階において発生する報告事項がなく、報告は不要と整理した。

I. 主な保安規定申請の概要(10/10)

●加工施設の使用を開始する前までに定める事項【第29条】

1. 基本的考え方

- a. 保安業務の内容が変化する核燃料物質の取扱い形態を段階として考慮する。
- b. その結果、①設計及び工事段階（現時点）、②核燃料物質等の運搬を開始する前まで、③加工施設の使用を開始する前までとした。



- c. ②で取り扱う核燃料物質は、MOX燃料（ペレット）製造に用いる希釈用天然ウランまたは劣化ウラン、劣化ウランから成る粉末混合用のウラン合金ボールであり、ウラン濃縮度は天然ウラン以下である。また、密封容器に入れて輸送・貯蔵する。よって、臨界等の異常事象は発生しえず、汚染の恐れのない区域で貯蔵できるものである。これらの管理に必要な事項を②の段階で定める事項としている。

- d. ③の段階では、保安活動に必要な事項を漏れなく定める。

保安規定目次	②核燃料物質等の運搬を開始する前まで	③加工施設の使用を開始する前まで
第4章 運転管理	○	○
第5章 核燃料物質の管理	○	○
第6章 放射性廃棄物管理	×	○
第7章 放射線管理	○	○
第9章 緊急時の措置	×	○

各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画以外（主な変更））比較表

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
	第3章 再処理施設の操作	第3章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理	第4章 加工施設の操作	—	—	—	—
1	<p>(操作員の確保)</p> <p>第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で、第4項に基づく訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p>4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第10条の3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第15条 各課長は、第87条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。</p> <p>2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。</p> <p>3 運転管理課長は、1直当たり4名以上の当直員をそろえる。</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	(一)	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第6号 廃棄物管理規則第34条第1項第6号 加工規則第8条第1項第6号</p> <p>■加工施設(濃縮)の訓練操作を行う場合の遵守事項は、下位文書に規定</p> <p>■廃棄物管理施設は、操作員の数の確保に対する要求はない。</p>
2	<p>(巡視・点検)</p> <p>第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視・点検)</p> <p>第11条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第23条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第16条 巡視点検を担当する課長(以下「巡視点検担当課長」という。)は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第36条に定める観点を含めて行う。</p> <p>ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>	(削除)	(今回の規定範囲外)	<p>(巡視点検)</p> <p>第14条 当直課長(1、2号炉担当含む)は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器内、第112条第1項で定める区域ならびに系統より切離されている施設※1を除く)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第125条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内および第112条第1項で定める区域については、第112条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長(1、2号炉担当含む)は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、系統より切離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1: 系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2: 一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号</p> <p>■廃棄物埋設施設は、施設管理の巡視に統合することで記載を削除</p>
3	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第12条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第17条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	<p>(運転管理業務)</p> <p>第13条の2 各課(室)長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、原子炉施設(系統より切離されている施設※1を除く)の運転に関</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第6号 廃棄物管理規則第34条第1項第6号 加工規則第8条第1項第6号</p> <p>■加工施設(濃縮)の誤操作防止は、新規基準の追加項目</p> <p>■廃棄物管理施設の第3項は、廃棄物管</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明	
	<p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報作動時の対応内容に関すること</p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4、5、6、7 (略)</p> <p>8 統括当直長は、第3章(第2節は除く)、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合(第56条第1項第3号に該当する場合は除く。)は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報発信時の対応内容に関すること</p> <p>2 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(削除)</p> <p>3 貯蔵管理課長は、ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>に必要な事項に関すること。</p> <p>(2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</p> <p>(3) 警報作動時の対応内容に関すること。</p> <p>2 各課長は、前項の手順書の制定に当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。</p>				<p>する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2を定め、中央制御室における監視、第14条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 運転操作(系統管理を含む)に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 第14条第3項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転操作(系統管理を含む)が必要な場合は、関係各課(室)長の依頼に基づき、第1号(b)による運転操作(系統管理を含む)を実施する。また、関係各課(室)長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課(室)長は、第3節(第92条から第95条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第17条に従い実施する。</p> <p>※1: 系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2: 運転に必要な監視項目とは、第3節(第92条から第95条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>理規則で追加された管理上の注意事項の掲示の要求に対応するもの。</p>
4	<p>(引継)</p> <p>第27条 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合には、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>(引継)</p> <p>第12条の2 貯蔵管理課長は、当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。</p> <p>2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>(引継)</p> <p>第18条 運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	(一)	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第6号 廃棄物管理規則第34条第1項第6号 加工規則第8条第1項第6号</p> <p>■廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)は、保安の責任を有する職位(貯蔵管理課長、運転管理課長)が、操作員(当直長)の引継ぎ時に実施させる事項を規定</p>	
	第5章 施設管理	第4章 施設管理	第6章 施設管理	第5章 施設管理	第8章 施設管理	—	—	
5	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条 再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について廃棄物管理事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第36条 加工施設について核燃料物質加工事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	—	<p>(施設管理に係る計画、実施、評価及び改善)</p> <p>第11条 表7-1に示す加工施設について、加工の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第125条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p>	
6	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。</p>	<p>(施設管理方針)</p> <p>第22条 社長は、埋設施設の施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を定める。</p>	<p>(施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>第12条 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設</p>	<p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p>	

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第 79 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第 28 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>また、11 の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、社長は、第41条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>(施設管理目標) 第 23 条 事業部長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)を定める。</p>	<p>設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。 (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2)さらに、第125条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3)原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>■(2)の長期施設管理方針の施設管理方針への反映は、経年劣化評価の要求が適用される施設(加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設)において規定</p>
7	<p>2 保全プログラムの策定 各職位は、1 の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>2 保全プログラムの策定 各職位は、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>2 保全プログラムの策定 保全管理課長は、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	—	<p>(施設管理に係る個別業務計画の策定) 第 13 条 事業部長は、各職位に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。 (1) 施設管理対象範囲の選定 (2) 施設管理の重要度の設定 (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (4) 施設管理に関する計画の策定 (5) 施設管理の実施 (6) 施設管理の結果の確認・評価 (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (8) 施設管理の有効性評価 (9) 構成管理 (10) 設計管理 (11) 作業管理 (12) 使用前事業者検査の実施 2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。</p>	<p>2. 保全プログラムの策定 原子力部門は、1. の施設管理目標を達成するため3. より10. からなる保全プログラムを策定する。 また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)の規定との差異は、表現の違い。(各施設ともに施設管理の運用ルールを策定することを規定するもので内容に違いはない。)</p>
8	<p>3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>3 保全対象範囲の策定 保修担当課長は、加工施設の中から保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	—	<p>(施設管理対象範囲の選定) 第 14 条 事業部長は、加工施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。 (1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1) (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1)</p>	<p>3. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備※1 (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備 ※1:多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■実用炉の施設固有の規定は反映しない。</p>
9	<p>4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3 の保全対象範囲につ</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3 の保全対象範囲につ</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定 保修担当課長は、3の保全対象範囲について、系統毎の範囲と機能を明確にした</p>	—	<p>(施設管理の重要度の設定) 第 15 条 表7-1に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長(以下「施設所管課</p>	<p>4. 施設管理の重要度の設定 で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
	<p>いて、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。</p> <p>(1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業指定基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。 (3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定 (1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>いて、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。</p> <p>(1) 機器の保全重要度は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業許可基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。 (3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定 (1) 設計及び工事を実施する各職位は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、事業許可基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>上で、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、加工施設の安全性を確保するため、重大事故に至るおそれがある事故への影響及び安全機能等への影響を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 ただし、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、加工施設の安全性確保を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>			<p>長」という。)は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■再処理施設、廃棄物管理施設では、施設管理として実施する活動に関与する組織の職務分担を考慮し、使用中施設の維持に係る保全の重要度と、新規設置、改造等に係る工事の重要度の設定を分割して記載。 また、系統については、安全上重要な施設等、重大事故等対処施設等に応じて管理の程度を分けることから、分類との表現としている。</p>
10	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全管理課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全管理課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。 また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>	—	<p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第16条 燃料製造建設所長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。 3 燃料製造建設所長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p>	<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 ① 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数 ② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数 b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。 ① 予防可能故障(MPFF)回数 ② 非待機(UA)時間※2 ※2: 非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する(以下、本条において同じ)。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a. プラントレベルの保全活動管理指標</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■各施設間の記載の違いは、表現の違いであり、規定内容は同じ。 ■実用炉の施設固有の規定は反映しない。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>(3) 保全技術課長は、再処理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>(3) 保全技術課長は、廃棄物管理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>(3) 保安全管理課長は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保安全管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>		<p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p>	<p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上の制限)第20条から第91条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>■実用炉の施設固有の規定は反映しない。</p>
11	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次のa.~h.を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 前f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次のa.~h.を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 前f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保安全管理課長は、3の保全対象範囲に対し、保修担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 加工施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 加工施設の巡視(加工施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む)に関すること</p> <p>h. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 保修担当課長及び検査実施責任者は、6.1から6.3の計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 保修担当課長及び検査実施責任者は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1から6.3の計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p>	<p>(施設管理実施計画)</p> <p>第24条 事業部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 埋設施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 埋設施設の巡視(埋設施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 埋設施設の点検、検査等(以下「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 事業部長は、施設管理実施計画を策定するに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>2 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案し、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>(1) 設計の計画</p>	<p>(施設管理に関する計画の策定)</p> <p>第17条 燃料製造建設所長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画(計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。)を策定する。</p> <p>(1) 設計及び工事の計画(本条第2項(1)及び(2))</p> <p>(2) 点検の計画(本条第2項(3))</p> <p>(3) 特別な施設管理の実施計画(本条第2項(4))</p> <p>2 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案し、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>(1) 設計の計画</p>	<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、3.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画(6.1参照)</p> <p>b. 設計および工事の計画(6.2参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(6.3参照)</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、4.の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■実用炉案に対し、規則への適合を明確にする観点で、施設管理実施計画に含めるべき項目を記載。</p> <p>■実用炉では、保全を施設管理と同義と定義し、計画の名称は従前のものを使用</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
<p>(1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の</p>	<p>(1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の</p>	<p>(1) 保修担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の</p>		<p>a. 施設所管課長は、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a. 各職位は、工事の実施(現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中)に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。</p> <p>b. 施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p> <p>(3) 使用前点検の計画</p> <p>a. 施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後(使用前事業者検査要領書単位)から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(4) 特別な施設管理の実施計画</p> <p>a. 施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。</p> <p>b. 施設所管課長は、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法</p> <p>(b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(c) 点検の実施時期</p> <p>3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p>	<p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、</p>	<p>■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、性能の維持のために実施する点検に代わり使用前点検の実施を規定。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
<p>発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることあることを、第 78 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうることあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることあることを、第 77 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうることあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第 44 条の4(変更の許可及び届出等)、第 45 条(設計及び工事の計画の認可)、及び第 46 条第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうることあることを点検により確認・評価する時期</p>	<p>発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4)管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることあることを、第 27 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうることあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることあることを、第 26 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうることあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第 51 条の5(変更の許可及び届出等)、第 51 条の7(設計及び工事の計画の認可)、第 51 条の8第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、廃棄物管理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうることあることを点検により確認・評価する時期</p>	<p>発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうることあることを第 40 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうることあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうることあることを第 39 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうることあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第 16 条(変更の許可及び届出)及び第 16 条の2(設計及び工事の計画の認可)、及び第 16 条の3第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうることあることを点検により確認・評価する時期</p>			<p>修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうることあることを事業者検査※3により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうることあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査の実施時期 ※3:事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第125条の4による使用前事業者検査および第125条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>6. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※4の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうることあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験(以下、「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうることあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査および試験等の実施時期 ※4:法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)、第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)、ならびに電気事業法 第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p> <p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうることあることを点検により確認・評価する時期</p>	

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
	<p>までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>			<p>までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	
12	<p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 77 条、第 78 条に従う。</p> <p>(3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 24 条による設計管理及び第 25 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 26 条、第 27 条に従う。</p> <p>(3) 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 11 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>7 保全の実施</p> <p>(1) 保修担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の実施に当たって、第 37 条による設計管理及び第 38 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 39 条、第 40 条に従う。</p> <p>(3) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 10 条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、保全の結果について記録する。</p>	—	<p>(施設管理の実施)</p> <p>第 18 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p>	<p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第 125 条の 2 による設計管理および第 125 条の 3 による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第 17 条第 1 項第 17 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 15 号 加工規則第 8 条第 1 項第 16 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 17 号</p> <p>■実用炉では、作業管理として規定している巡視の実施を 7. に規定。</p> <p>■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、運転している設備の偶発的な故障等は発生しないことから、当該目的のための巡視を規定していない。</p>
13	<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p>	<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p>	<p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	—	<p>(施設管理の結果の確認・評価)</p> <p>第 19 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第 17 条第 1 項第 17 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 15 号 加工規則第 8 条第 1 項第 16 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 17 号</p> <p>■主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。</p>
14	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 保修担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 保修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	—	<p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>第 20 条 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第 17 条第 1 項第 17 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 15 号 加工規則第 8 条第 1 項第 16 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 17 号</p> <p>■主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
	(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。	(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第3条の4に基づき実施する。	(3) 保修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。			(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。	
15	<p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。</p> <p>また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。</p>	—	(該当なし)	<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、性能の維持のために実施する保全の有効性評価は実施せず、施設管理の有効性評価において施設管理目標の達成状況を含めて評価。</p>
16	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2)各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に保全管理課長に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全管理課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>(期間ごとの評価及び評価結果の反映)</p> <p>第25条 社長は、施設管理方針を定期的に評価し、その結果を速やかに反映する。</p> <p>2 事業部長は、施設管理目標を定期的に評価し、その結果を速やかに反映する。</p> <p>3 事業部長は、施設管理実施計画を前条(1)に規定する期間ごとに評価し、その結果を速やかに反映する。</p> <p>4 事業部長は、施設管理実施計画を評価するに当たっては、評価の内容を埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第21条 燃料製造建設所長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、事業部長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果</p> <p>(2) 施設管理データの推移</p> <p>(3) トラブル等運転経験</p> <p>(4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>3 事業部長は、燃料製造建設所長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。</p>	<p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、10.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)は、施設管理の有効性評価において施設管理目標の達成状況を含めて評価。</p> <p>■他の施設は、主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。</p>
17	(該当なし)d	(該当なし)	(該当なし)	(埋設施設が特別な状態にある場合の特別な措置)	(該当なし)	(—)	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
				第26条 事業部長は、埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該埋設施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画を策定し、実施する。			廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■埋設施設以外は、6. 施設管理実施計画において特別な状態にある場合の計画の策定を規定
18	12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第5条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。) b. 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) c. 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第3条の4 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。) b. 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) c. 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	12 構成管理 保守担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第6条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第37条で実施する設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	(構成管理) 第28条 各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第6条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第29条で実施する設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の設備をいう。)	(構成管理) 第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。 (1) 設計要件(第5条 7.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第5条 7.3 で実施する設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう。)	12. 構成管理 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第3条 7. 2. 1 に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第125条の2の設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(第3条 4. 2. 1 に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の構築物、系統、および機器をいう。)	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。
19	13 情報共有 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。	13 情報共有 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第3条の4 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。	13 情報共有 保守担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の加工事業者と情報共有を行う。	(情報共有) 第27条 各職位は、保守を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。	(情報共有) 第23条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。	13. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第18号 廃棄物管理規則第34条第1項第17号 加工規則第8条第1項第17号 第二種埋設規則第20条第1項第19号
20	(設計管理) 第75条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2 各職位は、第1項において第5条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3 に従って設計を実施する。 なお、本条に基づき実施する第5条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第24条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3 の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3 に従って設計を実施する。 なお、本条に基づき実施する第3条の4 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第26条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第37条 保守担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2 保守担当課長は、第1項において第6条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第6条 7.3 に従って実施する。	(設計管理) 第29条 各職位は、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更を行う場合、第6条 7.3 に従って実施する。 2 前項における設計には、第30条に定める作業管理を考慮する。	(設計管理) 第24条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条 7.3 の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2 施設所管課長は、前項において第5条 7.3 の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。 (1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。	(設計管理) 第125条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2. 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条 7. 3 に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第125条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■実用炉の2. (1)~(4)は、品質マネジメントシステム計画の7.3設計開発の要求事項に含まれる事項のため省略 ■加工施設(濃縮)の第3項は、従来からの運用を反映したものの。

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
21	<p>(作業管理)</p> <p>第76条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修</p> <p>(2) 再処理施設の改造(設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る)</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部長の承認を得る。</p> <p>ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第26条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の承認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業(予め計画された試験及び検査を第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。)を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</p> <p>7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部長の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第38条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第8章に基づく放射線管理</p> <p>3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される加工施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 工事の目的</p> <p>(2) 工事を行う設備等</p> <p>(3) 工程</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>(5) 工事の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第30条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第8章に基づく放射線管理</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第25条 施設所管課長は、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。</p> <p>2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第125条の3 原子力部門は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3. 原子力部門は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第14条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、他の施設及び周辺環境からの影響による核燃料物質等の漏えい等は発生しないことから、当該内容を規定していない。</p> <p>■当社施設においては、巡視の実施は、施設管理の実施に含めて規定</p> <p>■再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)の第3項以降は、従来からの運用を反映したものの。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
	<p>理担当課長及び統括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>						
22	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第77条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第26条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>② 「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる</p>	(該当なし)	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第26条 品質保証部長は使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届出(以下本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査(以下本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業者検査課長は次に掲げる各号を実施する。</p> <p>(1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>(2) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(3) 検査要領書を定める。(※1)</p> <p>(4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に基づき行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。</p> <p>(※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第125条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号</p> <p>■加工施設(MOX)では、工事実施箇所から独立した事業者検査課長が要領書を策定する。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
	<p>事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1:検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>		<p>号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織(課)とは別の組織(課)の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査に係る記録を作成し維持する。</p> <p>(2) 検査に係る要員の力量を確認する。</p> <p>(3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p>	<p>事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6. 各課(室)長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1:検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a.構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b.機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c.その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>■再処理施設、廃棄物管理施設の検査の計画に基づく実施管理は、事業許可(指定)記載事項の反映</p> <p>加工施設(濃縮)は、他施設に合わせた反映</p>
23	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第78条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第27条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第125条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課(室)とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明	
	<p>査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 23 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1:プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた 検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a、bによる方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>				<p>査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6. 各課(室)長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1:各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a、b による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>■再処理施設、廃棄物管理施設の検査の計画に基づく実施管理は、事業許可(指定)記載事項の反映</p> <p>加工施設(濃縮)は、他施設に合わせた反映</p>
24	<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 79 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p>	<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第 28 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p>	<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第 41 条 保安全管理課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保安全管理課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第125条の6 原子力技術部門統括(原子力技術)は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物※1ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※1※2(以下、本条において「機器および構造物」という。)について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日まで</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p> <p>■実用炉では、運転期間延長について規定している。</p>	

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明	
	<p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全管理課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>				<p>に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定※3</p> <p>2. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長申請※4をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、機器および構造物について、各号炉毎、認可※5を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、またはその他第1項、第2項もしくは第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項または第3項において策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>※1:動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2:「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。</p> <p>※3:30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※4:原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5:原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	
	第6章 放射性廃棄物管理	第5章 放射性廃棄物管理	第7章 放射性廃棄物管理	第7章 放射性廃棄物管理	—	—	—	
25	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第42条 加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第36条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	(今回の規定範囲外)	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第105条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第16号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第11号</p> <p>加工規則第8条第1項第12号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第13号</p>	
26	<p>(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)</p> <p>第83条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体(せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第12項第5号に基づき保管廃棄する場合は除く。)が発生した場合は、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12(略)</p> <p>13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第8項、第11項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第29条 技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長(以下「各課長等」という。)は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「管理規則」という。)(第33条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第44条(略)</p> <p>2~8(略)</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表16の放射性固体廃棄物の保管場所内で移動することができる。</p> <p>(1)ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第37条 各課長は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第71条に基づく記録と照合できる整理番号を付する。</p> <p>4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。</p> <p>5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表2又</p>	(今回の規定範囲外)	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第105条の2</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第16号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第11号</p> <p>加工規則第8条第1項第12号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第13号</p> <p>■実用炉では、廃棄物の運搬前および外廃棄前の措置の実施状況を規定。当社各施設は、廃棄施設への保管廃棄前の措置の確認を規定。</p> <p>■廃棄物埋設施設における廃棄前の措置の実施状況確認は従前の仕組み(埋設する廃棄物が受入基準を満足することの確認)にて対応。</p>	

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
	<p>標識を付け、かつ、第125条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、再処理規則第16条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>14、15（略）</p>	<p>講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認した上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>3、4（略）</p>	<p>できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</p> <p>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高いBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p> <p>10（略）</p> <p>11（略）</p>	<p>は別表2の2に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足する方法により容器に固型化し、固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考 (廃棄体の確認) 第18条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び確認により、別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。 2 運営課長は、埋設する廃棄体を確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p> </div>		<p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</p>	
	第7章 放射線管理	第6章 放射線管理	第8章 放射線管理	第8章 放射線管理	—	—	—
27	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第89条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第31条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第53条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む)の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第41条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	(今回の規定範囲外)	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第110条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第11号 廃棄物管理規則第34条第1項第10号 加工規則第8条第1項第9号 第二種埋設規則第20条第1項第9号
28	<p>(保全区域) 第96条 保全区域は、別図4に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入</p>	(該当なし)	<p>(保全区域) 第59条 保全区域は、別図3に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入</p>	(変更なし)	(今回の規定範囲外)	(—)	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第7号 加工規則第8条第1項第7号 第二種埋設規則第20条第1項第7号

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
	制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。		制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。				
29	<p>(事業所において行われる運搬) 第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第14条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表49に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第32条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表18に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第68条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第54条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第18条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>	(今回の規定範囲外)	<p>(使用済燃料の運搬) 第104条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納すること。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>(5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定めら</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第7号 廃棄物管理規則第34条第1項第7号 加工規則第8条第1項第7号 第二種埋設規則第20条第1項第7号</p> <p>■加工施設(濃縮)では、規則の事業所内運搬の要求を踏まえ、具体的措置を追記。再処理施設、廃棄物管理施設は、既存の記述を踏襲した。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
						<p>れた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7. 検査を実施する課(室)長※1は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>8. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1: 検査を実施する課(室)長は、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、本条第7項(1)から(3)および(5)から(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。</p>	
30	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 106 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第 3 号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面汚染密度が別表 49 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 49 に定める値を</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。</p> <p>(2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く)について放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(2) 容器等の表面密度が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p> <p>(3) 容器等の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 18 に定める値を</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 69 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのない物に限る。)以外の物が収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</p> <p>(4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第 55 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。</p> <p>2 前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>	(今回の規定範囲外)	<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第122条 各課(室)長(品質保証室長および当直課長を除く。)は、核燃料物質等(第99条、第104条および第105条の2に定める物を除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2. 各課(室)長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3. 各課(室)長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</p> <p>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第 17 条第 1 項第 9 号 再処理規則第 17 条第 1 項第 11 号</p> <p>廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 9 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 11 号 3</p> <p>加工規則第 8 条第 1 項第 9 号 加工規則第 8 条第 1 項第 11 号</p> <p>第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 9 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 13 号</p> <p>■再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)では、規則の事業外運搬の要求を踏まえ、具体的措置を追記。廃棄物埋設施設は、既存の記述を踏襲した。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用要炉保安規定	差異説明
	超えていないこと。	超えていないこと。					
31	(該当なし)	(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬) 第 45 条の2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。 2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。 (1) 外観検査 (2) 吊上げ検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 収納物検査 (7) 温度測定検査 (8) 気密漏えい検査 (9) 圧力測定検査	(原料ウランを納めた輸送物の運搬) 第 70 条 機械保全課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。 2 保安全管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。 (1) 外観検査 (2) 固縛検査 (3) 表面密度検査 (4) 線量当量率検査 (5) 収納物検査 (6) 重量検査	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	(新燃料の運搬) 第 99 条 (略) 2. ~5. (略) 6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 7. 原子燃料課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査 8. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 9. (略)	【該当する保安規定審査基準項目】 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 9 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 11 号 加工規則第 8 条第 1 項第 9 号 加工規則第 8 条第 1 項第 11 号 ■検査項目の違いは収納物の違いによるもの

各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画）比較表

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
1.			第1章の2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第1章の2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条の4 保安活動のための品質 保証活動を実施するに 当たり 、以下のと おり品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 第1条 (目的)	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1. 目的
3.	第一条 この規則は、原子力施設の 保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の基準を定めることによ り、 原子力の安全を確保することを目 的とする① 。	1 第1条に規定する「原子力施設」 とは、核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律(昭和32 年法律第166号。以下「原子炉等 規制法」という。)第2条第7項に規 定する原子力施設をいう。	本品質マネジメントシステム計画は、 再 処理施設の安全を確保するよう 、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」(以下「 品質 管理基準規則 」)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善 することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、 加 工施設の安全を確保するよう 、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」(以下「 品質 管理基準規則 」)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善 することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、 廃 棄物管理施設の安全を確保するよう 、 「原子力施設の保安のための業務に係 る品質管理に必要な体制の基準に関 する規則」及び「同規則の解釈」(以 下「 品質管理基準規則 」)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改 善することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、 加 工施設の安全を確保するよう 、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」(以下「 品質 管理基準規則 」)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改 善することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、 埋 設施設の安全を確保するよう 、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」(以下「 品質 管理基準規則 」)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改 善することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、発 電所の安全を達成・維持・向上させる ため、「原子力施設の保安のための業 務に係る品質管理に必要な体制の基 準に関する規則」および「同規則の解 釈」(以下、「品質規則」という。)に 基づき品質マネジメントシステムを確立 し、実施し、評価確認し、継続的に改 善することを目的とする。
4.	(適用範囲)		2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2. 適用範囲
5.	第三条 次章から第六章までの規定 は、原子力施設(使用施設等であ って、核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律施行令(昭 和三十二年政令第三百二十四号。 以下「令」という。)第四十一条各号に 掲げる核燃料物質を使用しないものを 除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令 第四十一条各号に掲げる核燃料物 質を使用しないものに限る。)について 適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、 再 処理施設の保安活動に適用する 。	本品質マネジメントシステム計画は、 加 工施設の保安活動に適用する 。	本品質マネジメントシステム計画は、 廃 棄物管理施設の保安活動に適用す る 。	本品質マネジメントシステム計画は、 加 工施設の保安活動に適用する 。	本品質マネジメントシステム計画は、 埋 設施設の保安活動に適用する 。	本品質マネジメントシステム計画は、発 電所の保安活動に適用する。
6.	(定義)	第2条 (定義)	3 定義	3 定義	3 定義	3 定義	3 定義	3. 定義
7.	第二条 この規則において使用する用 語は、核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律において 使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、 原子炉等規制法及び原子力施設の 保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の基準に関する規則にお いて使用する用語の例による。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保 安のための業務として行われる一切の 活動をいう。		—	—	—	—	—	—
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合し ていないことをいう。		—	—	—	—	—	—
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生 み出すための相互に関連し、又は作 用する一連の活動及び手順をいう。		—	—	—	—	—	—
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保 安活動の計画、実施、評価及び改善 に関し、原子力事業者等が自らの組 織の管理監督を行うための仕組みをい う。	2 第2項第4号に規定する「原子 力事業者等」とは、原子炉等規制法 第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自ら の組織の管理監督を行うための仕組 み」には、組織が品質マネジメントシ ステムの運用に必要な文書を整備するこ とを含む。	—	—	—	—	—	—

黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目に該当する箇所を示す。
 水色ハッチング：各施設間の相違箇所を示す。
 緑色ハッチング：発電用原子炉施設の保安規定との差異を示す。
 薄緑セル色付：施設の特徴に応じ、要求事項を反映した箇所を示す。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—	—	—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	—	—	—	—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	—	—	—	—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。	—	—	—	—	—	—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。	—	—	—	—	—	—	—
17.			(1)再処理施設 法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	(1)廃棄物管理施設 法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	(1)埋設施設 法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設をいう。	(1)原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
18.			(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。
19.			—	—	—	—	—	(3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう(以

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
								下、本条および第120条において同じ。
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(1)第16条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第6条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1) 原子力部門(第4条 図4に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう)。
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ②	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に廃棄物管理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a)、b)およびc)に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下、「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 ②		a.再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a) 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ ②	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b.再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ (「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や	b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ (「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や	b.廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ (「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や	b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ (「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や	b.埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ (「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や	b) 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。))およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
			結果の大きさをいう。)	結果の大きさをいう。)	響や結果の大きさをいう。)	結果の大きさをいう。)	結果の大きさをいう。)	
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c) 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。④		(3)組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、埋設施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下、「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1 b)、c)およびd) に示す文書で明確にする。
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図5-1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b) プロセスの順序および相互の関係（原子力部門内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に示す。
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。⑩	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d) プロセスの運用ならびに監視および測定(以下、「監視測定」という。)に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む。)
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f) プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) プロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項	9 第4項第8号に規定する「原子	h.原子力の安全とそれ以外の事項にお	h.原子力の安全とそれ以外の事項にお	h.原子力の安全とそれ以外の事項にお	h.原子力の安全とそれ以外の事項にお	h.原子力の安全とそれ以外の事項にお	h) 原子力の安全とそれ以外の事項に

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	テムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図5-2に示す。	規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。
43.	一 品質方針及び品質目標		a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a) 品質方針および品質目標
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表5-1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表5-2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	c) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す社内標準、および、品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)
47.	(品質マニュアル)		4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	原子力部門は、品質マニュアルである「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
53.	五 プロセスの相互の関係		e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e) プロセスの相互の関係(図3-1参照)
54.	(文書の管理)	第7条(文書の管理)	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	(1) 原子力部門は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。 a) 原子力部門として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2) 原子力部門は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4.2.3項に係る社内標準を作成する。
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行		a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	ならない。③							
71.	一 品質方針を定めること。		a.品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。	a) 品質方針を定めること。
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b) 品質目標が定められているようにすること。
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e) 資源が利用できる体制を確保すること。
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
79.	(原子力の安全の確保の重視)	第10条 (原子力の安全の確保の重視)	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。①	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
81.	(品質方針)	第11条 (品質方針)	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5.3 品質方針
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）	社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）	a) 原子力部門の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む）。
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。
86.	四 要員に周知され、理解されている		d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d) 要員に周知され、理解されていること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	こと。		と。	と。	と。	と。	と。	と。
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。
88.			5.4 計画	5.4 計画	5.4 計画	5.4 計画	5.4 計画	5. 4 計画
89.	(品質目標)	第12条 (品質目標)	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5. 4. 1 品質目標
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること)ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。
92.								(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5. 4項に係る社内標準を確立する。
93.	(品質マネジメントシステムの計画)	第13条 (品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画
94.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4. 1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。
95.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ^⑨	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
96.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 ^⑨	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
97.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ^⑨		b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
98.	三 資源の利用可能性 ^⑨		c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日認可版)
99.	四 責任及び権限の割当て⑨		d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d) 責任および権限の割当て
100.			5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限およびコミュニケーション
101.	(責任及び権限)	第14条 (責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任および権限
102.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任(担当業務に応じて、原子力部門の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。
103.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	(再掲) 1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	
104.			(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
105.	(品質マネジメントシステム管理責任者)		5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステムの管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者
106.								(1)社長は、原子力事業本部長を原子力部門(経営監査室を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。
107.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第5条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	(2)社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。
108.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
109.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。
110.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日認可版)
111.	四 関係法令を遵守すること。		d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d) 関係法令を遵守すること。
112.	(管理者)	第16条(管理者)	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5. 5. 3 管理者
113.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。」	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。」	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。」	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。」	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。「(管理者)とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。」	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(品質マニュアルにおいて、管理者として責任および権限を付与されている者、以下、「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。
114.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
115.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
116.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
117.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、および維持すること。
118.	五 関係法令を遵守すること。④		e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e) 関係法令を遵守すること。
119.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
120.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
121.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
122.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
123.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
124.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
125.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「(自己評価)には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「(自己評価)には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「(自己評価)には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「(自己評価)には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「(自己評価)には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
		ネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	慮に入れて設定された間隔をいう。)	慮に入れて設定された間隔をいう。)	慮に入れて設定された間隔をいう。)	慮に入れて設定された間隔をいう。)	慮に入れて設定された間隔をいう。)	
126.	(組織の内部の情報の伝達)	第17条(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達
127.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.再処理安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.濃縮安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.貯蔵管理安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.燃料製造安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.埋設施設安全委員会	(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
128.		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。						(2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4項に係る社内標準を確立する。
129.			5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー
130.	(マネジメントレビュー)		5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般
131.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	(第16条再掲) 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、品質マネジメントシステムの評価(以下、「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。
132.	(マネジメントレビューに用いる情報)	第19条(マネジメントレビューに用いる情報)	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報
133.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。
134.	一 内部監査の結果		a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a) 内部監査の結果
135.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b) 原子力部門が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、原子力部門の外部の者の意見
136.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステ	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステ	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステ	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステ	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステ	c) プロセスの運用状況(JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
		24年法律第185号)に基づく日本産業規格Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	ム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001) (以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	ム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001) (以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	ム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001) (以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	ム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001) (以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	ム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001) (以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	品およびサービスの適合の状況)および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。
137.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d. 自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。
138.	五 品質目標の達成状況		e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況
139.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)
140.	七 関係法令の遵守状況		g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況
141.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(原子力部門の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
142.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
143.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
144.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		k. 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	k) 部門または要員からの改善のための提案
145.	十二 資源の妥当性		l. 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	l) 資源の妥当性
146.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)
147.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置
148.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
149.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a) 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される原子力部門の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日認可版)
			う。)	う。)	う。)	う。)	う。)	ための活動をいう。)
150.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b) 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善
151.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源
152.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d) 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
153.	五 関係法令の遵守に関する改善④		e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善
154.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
155.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。
156.	第四章 資源の管理	第4章 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6. 資源の管理
157.	(資源の確保)	第21条 (資源の確保)	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保	6. 1 資源の確保
158.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。② 2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9001の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	原子力部門は、原子力の安全を確実にするために必要な次に掲げる資源を表3-2の6.1項、6.2項および7.1項に係る社内標準において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、原子力部門の内部で保持すべき資源と原子力部門の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。
159.	一 要員		a.要員	a.要員	a.要員	a.要員	a.要員	a) 要員
160.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）
161.	三 作業環境		c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
162.	四 その他必要な資源		d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d.その他必要な資源	d) その他必要な資源
163.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	第22条 (要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練
164.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければ	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。⑥	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要と	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要と	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要と	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要と	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要と	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下、「力量」という。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	ならない。		する技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	する技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	する技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	する技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	する技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。
165.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-2の5. 4項および6. 2項に係る社内標準を確立し、次に掲げる業務を行う。
166.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
167.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。
168.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
169.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
170.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
171.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
172.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
173.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。
174.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施
175.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	第23条 (個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画
176.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを要する。 (「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 (「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1) 原子力部門は、表3-1の4. 2. 3項および表3-2の7. 1項に係る社内標準に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する (4. 1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。) とともに、そのプロセスを確立する。
177.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性 (業務計画を変更する場合の整合性を含む。) を確保する。
178.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。⑨	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3)組織は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定または変更 (プロセスおよび組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)) を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
179.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	(第13条再掲) 2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
180.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b) 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項
181.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c) 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源
182.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。)
183.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
184.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。
185.			7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス
186.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)		7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項
187.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。
188.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a) 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項
189.	二 関係法令		b. 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b) 関係法令
190.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c) a) および b) に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項
191.	(個別業務等要求事項の審査)		7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査
192.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
193.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。
194.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
195.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求		b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。		と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。
196.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c) 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
197.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
198.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。
199.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	第26条 (組織の外部の者との情報の伝達等)	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等
200.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。(7)	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集および原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-2の7. 2. 3項に係る社内標準で明確に定め、これを実施する。
201.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a) 原子力部門の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
202.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b) 予期せぬ事態における原子力部門の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
203.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を原子力部門の外部の者に確実に提供する方法
204.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する原子力部門の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
205.			7.3 設計開発	7.3 設計開発	7.3 設計開発	7.3 設計開発	7.3 設計開発	7. 3 設計開発
206.								原子力部門は、表3-2の7. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
207.	(設計開発計画)	第27条 (設計開発計画)	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7. 3. 1 設計開発計画
208.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活	(1) 原子力部門は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下、「設計開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4. 1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
		(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	新規規定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。
209.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
210.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度
211.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制
212.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限
213.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d) 設計開発に必要な原子力部門の内部および外部の資源
214.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。	(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。
215.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
216.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7. 3. 2 設計開発に用いる情報
217.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
218.	一 機能及び性能に係る要求事項		a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項	a) 機能および性能に係る要求事項
219.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
220.	三 関係法令		c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c) 関係法令
221.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項
222.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
223.	(設計開発の結果に係る情報)	第29条 (設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報
224.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
225.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
226.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に		(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものと	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものと	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものと	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものと	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものと	(3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日認可版)
242.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。))を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1) 原子力部門は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下、「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。
243.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
244.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 原子力部門は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
245.	(設計開発の変更の管理)		7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7. 3. 7 設計開発の変更の管理
246.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 原子力部門は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
247.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。
248.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。また、組織は、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 原子力部門は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
249.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 原子力部門は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
250.			7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7. 4 調達
251.								原子力部門は、表3-2の7.4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
252.	(調達プロセス)	第34条(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7. 4. 1 調達プロセス
253.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事		(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事	(1) 原子力部門は、調達する物品または役務(以下、「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	係る要求事項(以下、「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。
254.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。⑫	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。⑫ 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるような管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を原子力部門の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。
255.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)資材部長(他の職位が実施する事項を除く。)は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
256.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。
257.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
258.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(再処理施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(埋設施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。))の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。
259.	(調達物品等要求事項)	第35条(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7. 4. 2 調達物品等要求事項
260.	第三十五条 原子力事業者等は、調		(1)組織は、調達物品等に関する情報	(1)組織は、調達物品等に関する情報	(1)組織は、調達物品等に関する情報	(1)組織は、調達物品等に関する情報	(1)組織は、調達物品等に関する情報	(1) 原子力部門は、調達物品等に関

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
261.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項
262.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
263.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
264.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項
265.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項
266.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項⑫		f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項
267.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項
268.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。⑬	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
269.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
270.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
271.	(調達物品等の検証)		7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7. 4. 3 調達物品等の検証
272.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
273.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
274.			7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7. 5 個別業務の管理
275.	(個別業務の管理)	第37条 (個別業務の管理)	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7. 5. 1 個別業務の管理

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
276.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。
277.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	a. 再処理施設 の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (「 再処理施設 の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等 又は 実施する個別業務の特性」 及び 「当該機器等の使用 又は 個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a. 加工施設 の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「 加工施設 の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等 又は 実施する個別業務の特性」 及び 「当該機器等の使用 又は 個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a. 廃棄物管理施設 の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「 廃棄物管理施設 の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等 又は 実施する個別業務の特性」 及び 「当該機器等の使用 又は 個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a. 加工施設 の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「 加工施設 の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等 又は 実施する個別業務の特性」 及び 「当該機器等の使用 又は 個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a. 埋設施設 の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「 埋設施設 の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等 又は 実施する個別業務の特性」 及び 「当該機器等の使用 又は 個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。
278.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
279.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
280.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
281.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e. 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e) 8. 2. 3項に基づき監視測定を実施していること。
282.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
283.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	第38条(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
284.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
285.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
286.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
287.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
288.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a. 当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準
289.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b. 妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法
290.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日認可版)
		画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法
291.	(識別管理)	第39条 (識別管理)	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保
292.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の状態等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)原子力部門は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。
293.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
294.	(組織の外部の者の物品)	第41条 (組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品
295.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	(1)組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。
296.	(調達物品の管理)		7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理
297.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	(1)原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。 (2)原子力部門は、調達物品の管理に係る事項について、表3-2の7.5.5項に係る社内標準を確立する。
298.	(監視測定のための設備の管理)	第43条 (監視測定のための設備の管理)	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理
299.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)原子力部門は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を表3-2の7.1項、7.6項、および8.2.4項に係る社内標準において明確に定める。
300.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表3-2の7.1項に係る社内標準において確立し、実施する。
301.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必		(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必	(3)原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
302.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	a) あらかじめ定められた間隔(7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正または検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。
303.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
304.	三 所要の調整がなされていること。		c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	c) 所要の調整がなされていること。
305.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
306.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。
307.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
308.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。
309.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
310.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとりに当該監視測定に適用されていることを確認する。
311.	第六章 評価及び改善	第6章 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善	8. 評価および改善
312.	(監視測定、分析、評価及び改善)	第44条 (監視測定、分析、評価及び改善)	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8. 1 監視測定、分析、評価および改善
313.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、原子力部門が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。
314.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いること	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。「(要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。「(要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。「(要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。「(要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。「(要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に	(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があること

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
		ができる体制があることをいう。	取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	とをいう。
315.			8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視測定	8.2 監視及び測定	8. 2 監視および測定
316.	(組織の外部の者の意見)	第45条 (組織の外部の者の意見)	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8. 2. 1 組織の外部の者の意見
317.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。
318.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-2の8. 2. 1項に係る社内標準に定める。
319.	(内部監査)	第46条 (内部監査)	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8. 2. 2 内部監査
320.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。
321.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
322.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b) 実効性のある実施および実効性の維持
323.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
324.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下、「内部監査実施計画」という。)を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
325.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員(以下、「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。
326.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査		(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせ	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせ	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせ	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせ	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせ	(5) 原子力部門は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	査をさせてはならない。⑩		ない。	ない。	ない。	ない。	ない。	査をさせない。
327.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。〔「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。〕	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。〔「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。〕	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。〔「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。〕	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。〔「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。〕	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。〔「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。〕	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。〔「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。〕	(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、表3-1の8.2.2項に係る社内標準に定める。
328.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
329.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
330.	(プロセスの監視測定)	第47条 (プロセスの監視測定)	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定
331.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。〔「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。〕	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。〔「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。〕	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。〔「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。〕	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。〔「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。〕	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。〔「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。〕	(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。監視測定の方法には次の事項を含む。 a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法ならびに時期
332.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。⑭		(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
333.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
334.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
335.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 原子力部門は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合には、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
336.	(機器等の検査等)	第4 8条 (機器等の検査等)	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8. 2. 4 機器等の検査等
337.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。	(第19条再掲) 3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	(1)原子力部門は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。
338.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	(2)組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	(2)原子力部門は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。
339.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)原子力部門は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
340.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)原子力部門は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
341.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。⑧	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)」を確保するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。(「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。)(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。(「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。)(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	削除	(5)原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること(使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。))その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと(使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)を確保する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
		検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。						
342.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。 (「保安活動の重要度に応じて、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。 (「保安活動の重要度に応じて、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）を確保する。
343.	(不適合の管理)	第49条 (不適合の管理)	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理
344.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）
345.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）	(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、表3-1の8.3項に係る社内標準に定める。
346.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
347.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
348.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。		b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下、「特別採用」という。）。
349.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c) 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
350.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d) 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日認可版)
351.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 原子力部門は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。
352.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 原子力部門は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
353.			(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。
354.	(データの分析及び評価)	第50条(データの分析及び評価)	8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	8. 4 データの分析および評価
355.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、表3-2の8.4項に係る社内標準において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、および分析する。
356.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
357.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a) 原子力部門の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見
358.	二 個別業務等要求事項への適合性		b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b) 個別業務等要求事項への適合性
359.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。) ²⁴	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c) 機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。))となるものを含む。
360.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d) 調達物品等の供給者の供給能力
361.			8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8. 5 改善
362.	(継続的な改善)	第51条(継続的な改善)	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8. 5. 1 継続的な改善
363.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止	原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジ

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	分析並びに是正処置及び未然防止 処置の評価を通じて改善が必要な事 項を明確にするともに、当該改善の 実施その他の措置を講じなければなら ない。		処置の評価を通じて改善が必要な事 項を明確にするともに、当該改善の実 施その他の措置を講じる。(「品質マネ ジメントシステムの継続的な改善」とは、 品質マネジメントシステムの実効性を向 上させるための継続的な活動をいう。)	処置の評価を通じて改善が必要な事 項を明確にするともに、当該改善の実 施その他の措置を講じる。(「品質マネ ジメントシステムの継続的な改善」とは、 品質マネジメントシステムの実効性を向 上させるための継続的な活動をいう。)	処置の評価を通じて改善が必要な事 項を明確にするともに、当該改善の実 施その他の措置を講じる。(「品質マネ ジメントシステムの継続的な改善」とは、 品質マネジメントシステムの実効性を向 上させるための継続的な活動をいう。)	処置の評価を通じて改善が必要な事 項を明確にするともに、当該改善の実 施その他の措置を講じる。(「品質マネ ジメントシステムの継続的な改善」とは、 品質マネジメントシステムの実効性を向 上させるための継続的な活動をいう。)	処置の評価を通じて改善が必要な事 項を明確にするともに、当該改善の実 施その他の措置を講じる。(「品質マネ ジメントシステムの継続的な改善」とは、 品質マネジメントシステムの実効性を向 上させるための継続的な活動をいう。)	メントレビューおよび内部監査の結果の 活用、データの分析ならびに是正処置 および未然防止処置の評価を通じて改 善が必要な事項を明確にするともに、 当該改善の実施その他の措置を講じ る。
364.	(是正処置等)	第52条 (是正処置等)	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等
365.	第五十二条 原子力事業者等は、 個々の不適合その他の事象が原子力 の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲 げるところにより、速やかに適切な是正 処置を講じなければならない。②		(1)組織は、個々の不適合その他の事 象が原子力の安全に及ぼす影響に応じ て、次に掲げるところにより、速やかに適 切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事 象が原子力の安全に及ぼす影響に応じ て、次に掲げるところにより、速やかに適 切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事 象が原子力の安全に及ぼす影響に応じ て、次に掲げるところにより、速やかに適 切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事 象が原子力の安全に及ぼす影響に応じ て、次に掲げるところにより、速やかに適 切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事 象が原子力の安全に及ぼす影響に応じ て、次に掲げるところにより、速やかに適 切な是正処置を講じる。	(1) 原子力部門は、個々の不適合そ の他の事象が原子力の安全に及ぼす 影響に応じて、次に掲げるところにより、 速やかに適切な是正処置を講じる。
366.	一 是正処置を講ずる必要性につ いて、次に掲げる手順により評価を行うこ と。		a.是正処置を講ずる必要性について次 に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次 に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次 に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次 に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次 に掲げる手順により評価を行うこと。	a) 是正処置を講ずる必要性につ いて次に掲げる手順により評価を行う。
367.	イ 不適合その他の事象の分析及び 当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合 その他の事象の分析」には、次の事項 を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の 考慮⑥ 2 第1項第1号イに規定する「原因 の明確化」には、必要に応じて、日常 業務のマネジメントや安全文化の弱点 のある分野及び強化すべき分野との関 係を整理することを含む。	(a)不適合その他の事象の分析及び当 該不適合の原因の明確化(「不適合 その他の事象の分析」には、「情報の収 集及び整理」及び「技術的、人的及び 組織的側面等の考慮」を含む。また、 「原因の明確化」には、必要に応じて、 日常業務のマネジメントや安全文化の 弱点のある分野及び強化すべき分野と の関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当 該不適合の原因の明確化(「不適合 その他の事象の分析」には、「情報の収 集及び整理」及び「技術的、人的及び 組織的側面等の考慮」を含む。また、 「原因の明確化」には、必要に応じて、 日常業務のマネジメントや安全文化の 弱点のある分野及び強化すべき分野と の関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当 該不適合の原因の明確化(「不適合 その他の事象の分析」には、「情報の収 集及び整理」及び「技術的、人的及び 組織的側面等の考慮」を含む。また、 「原因の明確化」には、必要に応じて、 日常業務のマネジメントや安全文化の 弱点のある分野及び強化すべき分野と の関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当 該不適合の原因の明確化(「不適合 その他の事象の分析」には、「情報の収 集及び整理」及び「技術的、人的及び 組織的側面等の考慮」を含む。また、 「原因の明確化」には、必要に応じて、 日常業務のマネジメントや安全文化の 弱点のある分野及び強化すべき分野と の関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当 該不適合の原因の明確化(「不適合 その他の事象の分析」には、「情報の収 集及び整理」及び「技術的、人的及び 組織的側面等の考慮」を含む。また、 「原因の明確化」には、必要に応じて、 日常業務のマネジメントや安全文化の 弱点のある分野及び強化すべき分野と の関係を整理することを含む。)	(a) 不適合その他の事象の分析(情 報の収集および整理、ならびに、技術 的、人的および組織的側面等の考慮 を含む。)および当該不適合の原因の 明確化(必要に応じて、日常業務の マネジメントや安全文化の弱点のある 分野および強化すべき分野との関係を 整理することを含む。)
368.	ロ 類似の不適合その他の事象の有 無又は当該類似の不適合その他の事 象が発生する可能性の明確化②		(b)類似の不適合その他の事象の有無 又は当該類似の不適合その他の事象 が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無 又は当該類似の不適合その他の事象 が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無 又は当該類似の不適合その他の事象 が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無 又は当該類似の不適合その他の事象 が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無 又は当該類似の不適合その他の事象 が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有 無または当該類似の不適合その他の 事象が発生する可能性の明確化
369.	二 必要な是正処置を明確にし、実 施すること。		b.必要な是正処置を明確にし、実施す ること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施す ること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施す ること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施す ること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施す ること。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施 する。
370.	三 講じた全ての是正処置の実効性 の評価を行うこと。		c.講じた全ての是正処置の実効性の評 価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評 価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評 価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評 価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評 価を行うこと。	c) 講じた全ての是正処置の実効性の 評価を行う。
371.	四 必要に応じ、計画において決定し た保安活動の改善のために講じた措 置を変更すること。②	(第19条再掲) 6 第13号に規定する「保安活動 の改善のために講じた措置」には、品 質方針に影響を与えるおそれのある組 織の内外の課題を明確にし、当該課 題に取り組むことを含む(第52条第 1項第4号において同じ。)	d.必要に応じ、計画において決定した 保安活動の改善のために講じた措置を 変更すること。(「保安活動の改善のた めに講じた措置」には、品質方針に影 響を与えるおそれのある組織の内外の 課題を明確にし、当該課題に取り組む ことを含む。)	d.必要に応じ、計画において決定した 保安活動の改善のために講じた措置を 変更すること。(「保安活動の改善のた めに講じた措置」には、品質方針に影 響を与えるおそれのある組織の内外の 課題を明確にし、当該課題に取り組む ことを含む。)	d.必要に応じ、計画において決定した 保安活動の改善のために講じた措置を 変更すること。(「保安活動の改善のた めに講じた措置」には、品質方針に影 響を与えるおそれのある組織の内外の 課題を明確にし、当該課題に取り組む ことを含む。)	d.必要に応じ、計画において決定した 保安活動の改善のために講じた措置を 変更すること。(「保安活動の改善のた めに講じた措置」には、品質方針に影 響を与えるおそれのある組織の内外の 課題を明確にし、当該課題に取り組む ことを含む。)	d.必要に応じ、計画において決定した 保安活動の改善のために講じた措置を 変更すること。(「保安活動の改善のた めに講じた措置」には、品質方針に影 響を与えるおそれのある組織の内外の 課題を明確にし、当該課題に取り組む ことを含む。)	d) 必要に応じ、計画において決定した 保安活動の改善のために講じた措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある 原子力部門の内外の課題を明確にし、 当該課題に取り組むことを含む。) を変更する。
372.	五 必要に応じ、品質マネジメントシ ステムを変更すること。②		e.必要に応じ、品質マネジメントシス テムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシス テムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシス テムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシス テムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシス テムを変更すること。	e) 必要に応じ、品質マネジメントシ ステムを変更する。
373.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程 度が大いなる不適合に関して、根本 的な原因を究明するために行う分析の 手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力 の安全に及ぼす影響の程度が大い なる不適合」には、単独の事象では原 子力の安全に及ぼす影響の程度は小 さいが、同様の事象が繰り返し発生 することにより、原子力の安全に及ぼ す影響の程度が増大するおそれのある ものを含む。	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が 大いなる不適合に関して、根本的な原因 を究明するために行う分析の手順を確 立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度 が大いなる不適合」には、単独の事象 では原子力の安全に及ぼす影響の程 度は小さいが、同様の事象が繰り返し 発生することにより、原子力の安全に及 ぼす影響の程度が増大するおそれのある ものを含む。)	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が 大いなる不適合に関して、根本的な原因 を究明するために行う分析の手順を確 立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度 が大いなる不適合」には、単独の事象 では原子力の安全に及ぼす影響の程 度は小さいが、同様の事象が繰り返し 発生することにより、原子力の安全に及 ぼす影響の程度が増大するおそれのある ものを含む。)	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が 大いなる不適合に関して、根本的な原因 を究明するために行う分析の手順を確 立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度 が大いなる不適合」には、単独の事象 では原子力の安全に及ぼす影響の程 度は小さいが、同様の事象が繰り返し 発生することにより、原子力の安全に及 ぼす影響の程度が増大するおそれのある ものを含む。)	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が 大いなる不適合に関して、根本的な原因 を究明するために行う分析の手順を確 立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度 が大いなる不適合」には、単独の事象 では原子力の安全に及ぼす影響の程 度は小さいが、同様の事象が繰り返し 発生することにより、原子力の安全に及 ぼす影響の程度が増大するおそれのある ものを含む。)	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が 大いなる不適合に関して、根本的な原因 を究明するために行う分析の手順を確 立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度 が大いなる不適合」には、単独の事象 では原子力の安全に及ぼす影響の程 度は小さいが、同様の事象が繰り返し 発生することにより、原子力の安全に及 ぼす影響の程度が増大するおそれのある ものを含む。)	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度 が大いなる不適合(単独の事象では原 子力の安全に及ぼす影響の程度は小 さいが、同様の事象が繰り返し発生す ることにより、原子力の安全に及ぼす影 響の程度が増大するおそれのあるもの を含む。)に関して、根本的な原因を究 明するために行う分析の手順を、表3 -1の8.5.2項および8.5. 3項に係る社内標準に確立し、実施 する。
374.	七 講じた全ての是正処置及びその 結果の記録を作成し、これを管理す ること。		g.講じた全ての是正処置及びその結果 の記録を作成し、これを管理すること。	g.講じた全ての是正処置及びその結果 の記録を作成し、これを管理すること。	g.講じた全ての是正処置及びその結果 の記録を作成し、これを管理すること。	g.講じた全ての是正処置及びその結果 の記録を作成し、これを管理すること。	g.講じた全ての是正処置及びその結果 の記録を作成し、これを管理すること。	g) 講じた全ての是正処置およびその 結果の記録を作成し、これを管理す る。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
375.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る社内標準に定める。
376.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう)。
377.	(未然防止処置)	第53条(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8. 5. 3 未然防止処置
378.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
379.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。
380.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。
381.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。
382.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。
383.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。
384.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8. 5. 3項に係る社内標準に定める。
385.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第七章 使用者に関する特例 (令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	—	—	—	—	—	—
386.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保すること	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とについては、本規程第10条1を準用する。	—	—	—	—	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	濃縮・埋設事業所 加工施設	廃棄物管理施設	MOX燃料加工施設	廃棄物埋設施設	発電用原子炉施設 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	の重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。							

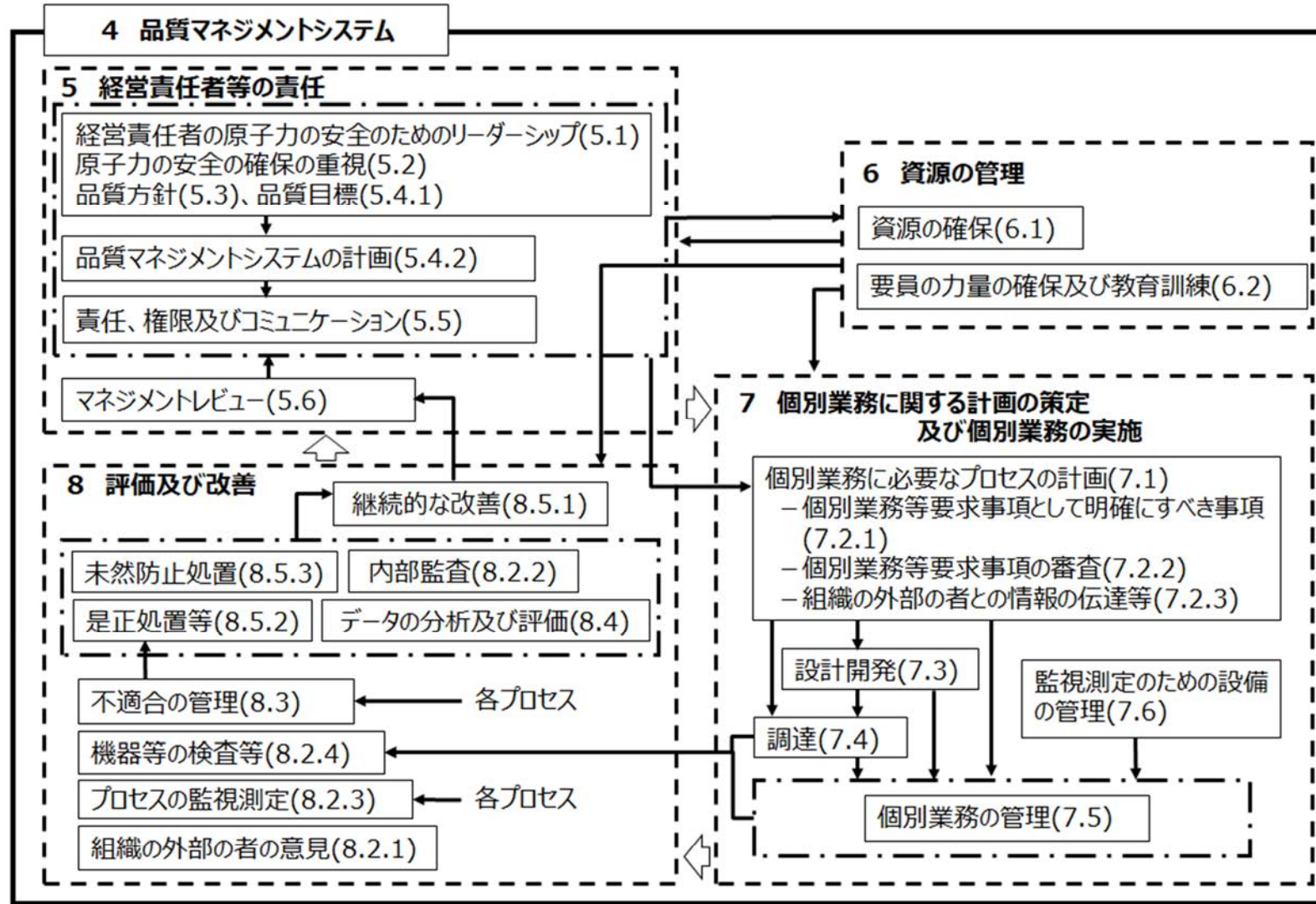


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

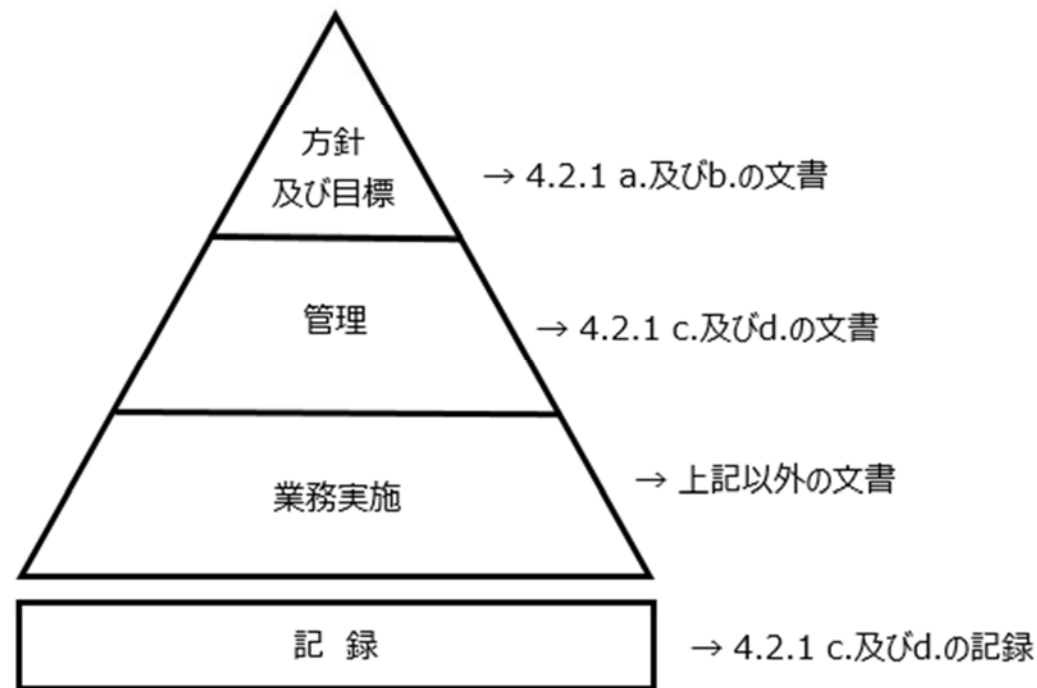


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-	
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-	
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-	
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	事業部長	第74条	
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-	
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-	
		安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第21条の2	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第20条	
5.6	マネジメントレビュー	再処理事業部 再処理安全委員会運営要領	事業部長	第21条	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-	
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-	
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	-	
7.1	再処理施設の操作、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業部 再処理施設保安規定運用要領	事業部長	第1条~第3条、第24条~第60条、第63条、第73条、第76条、第81条~第106条、第121条、第122条	
		施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第74条~第76条
		非常時の措置	再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第109条~第119条、第123条、第126条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第75条	
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第74条、第76条~第78条、第105条、第106条	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-	

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

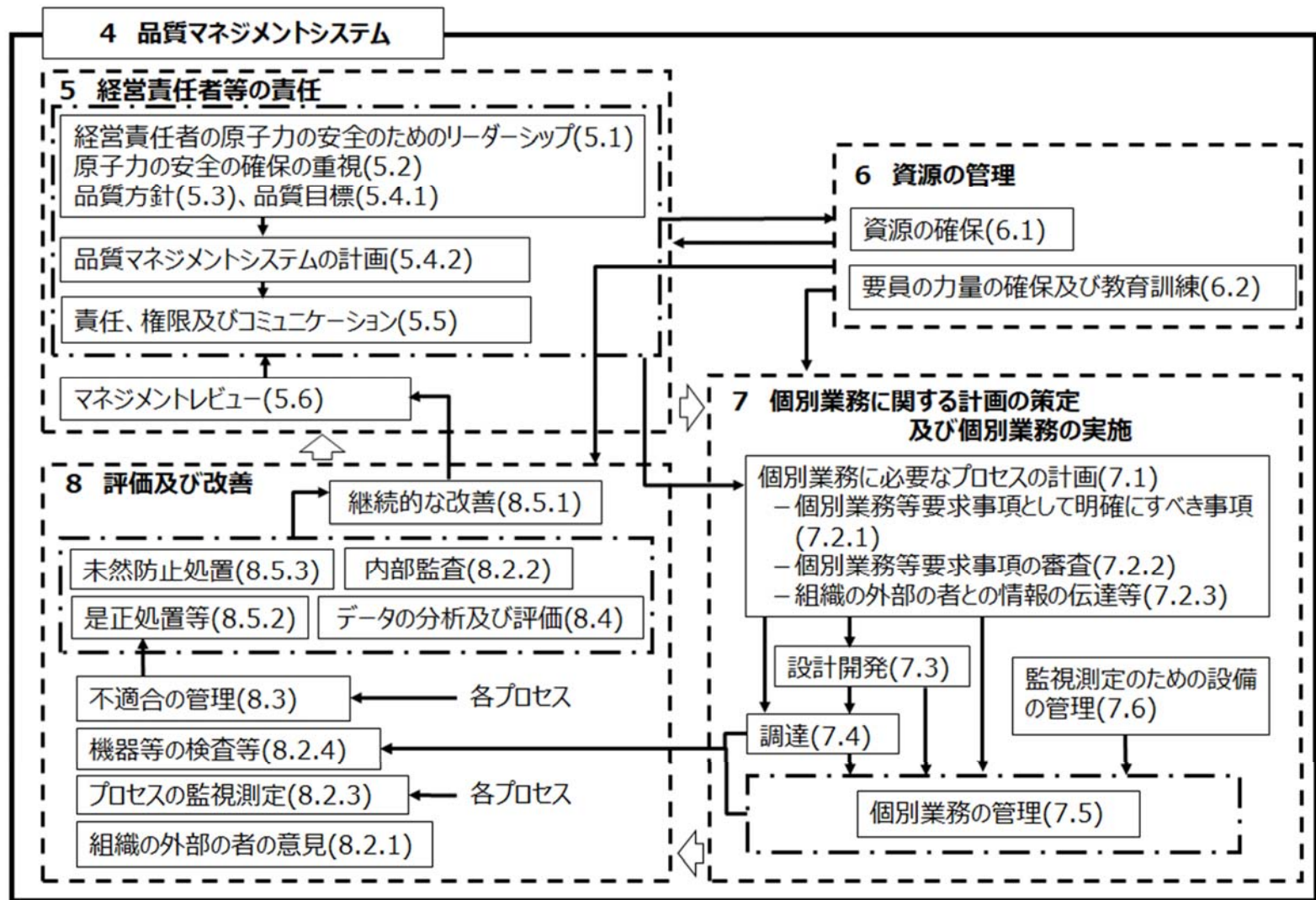


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

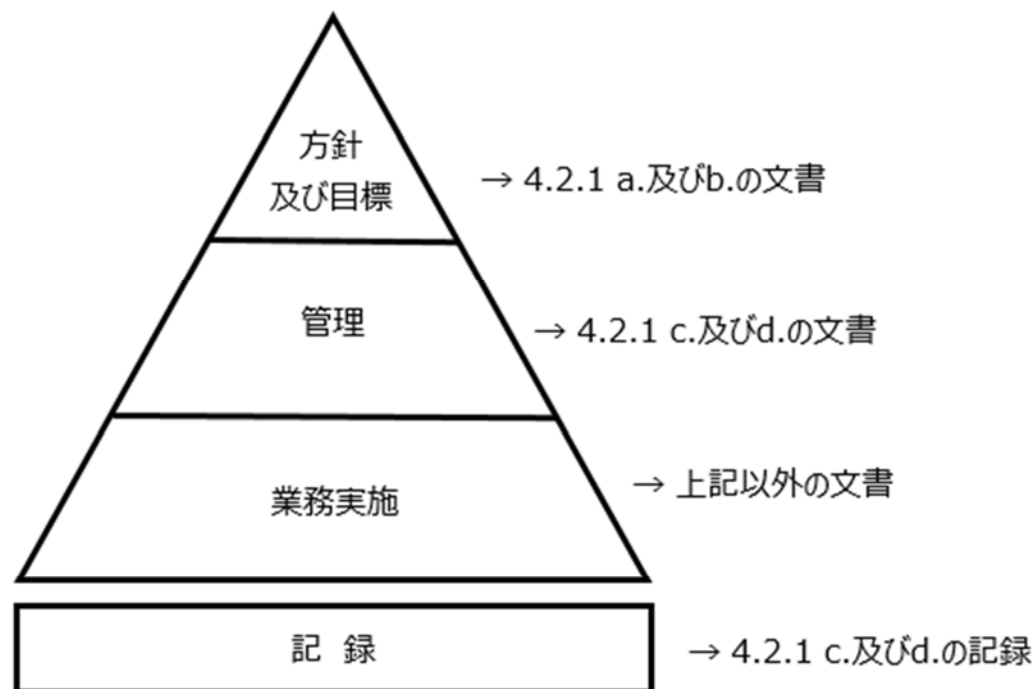


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		加工施設 教育・訓練要領	事業部長	第87条、第88条
7.1	加工施設の操作 核燃料物質の管理 施設管理 放射性廃棄物管理 放射線管理 火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、非常時の措置 加工施設の定期的な評価	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～第30条
		加工施設 核燃料物質等管理要領	事業部長	第31条～第35条
		加工施設 施設管理要領	事業部長	第36条～第41条
		加工施設 放射性廃棄物管理要領	事業部長	第42条～第52条
		加工施設 放射線管理要領	事業部長	第53条～第58条、第61条～第70条
		濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第59条、第60条
7.3	設計開発	加工施設 定期安全レビュー実施要領	事業部長	第89条
		加工施設 施設管理要領	事業部長	第37条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第39条、第40条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

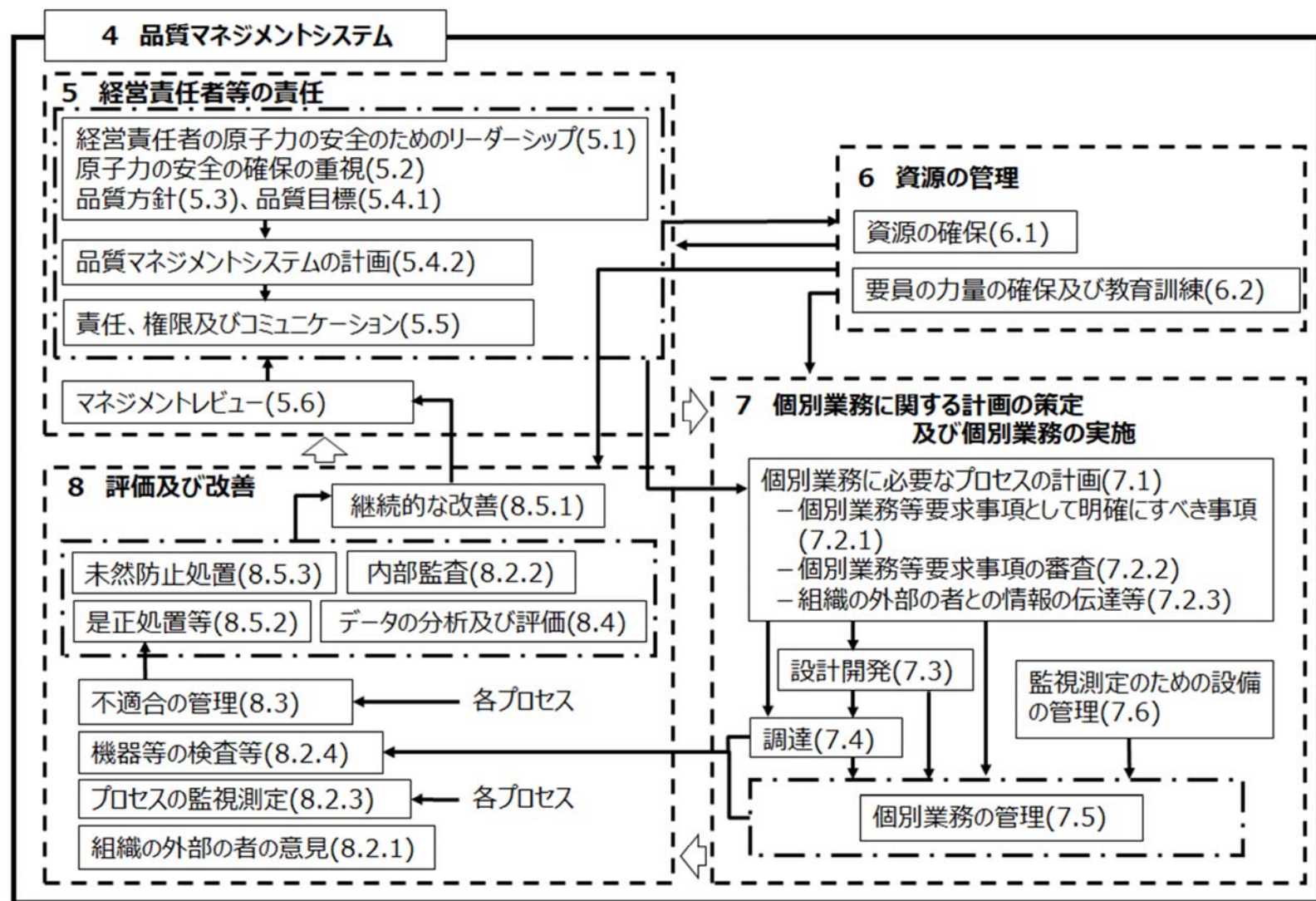


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

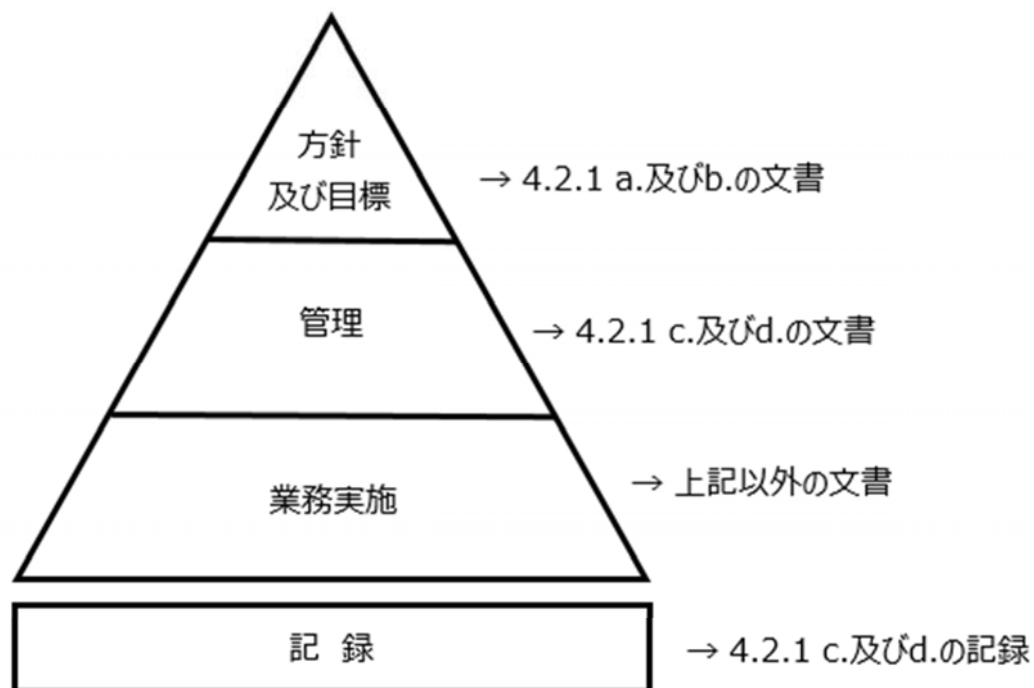


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	事業部長	第23条
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条の2
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第9条
5.6	マネジメントレビュー	再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領	事業部長	第10条
		マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	-
7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時等の措置	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領	事業部長	第1条~第3条、第10条の3~第23条、第25条、第28条の2~第45条の2、第57条
		再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第23条~第25条、第28条
		再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第46条~第56条、第58条、第61条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第24条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第23条、第25条、第26条、第44条、第45条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

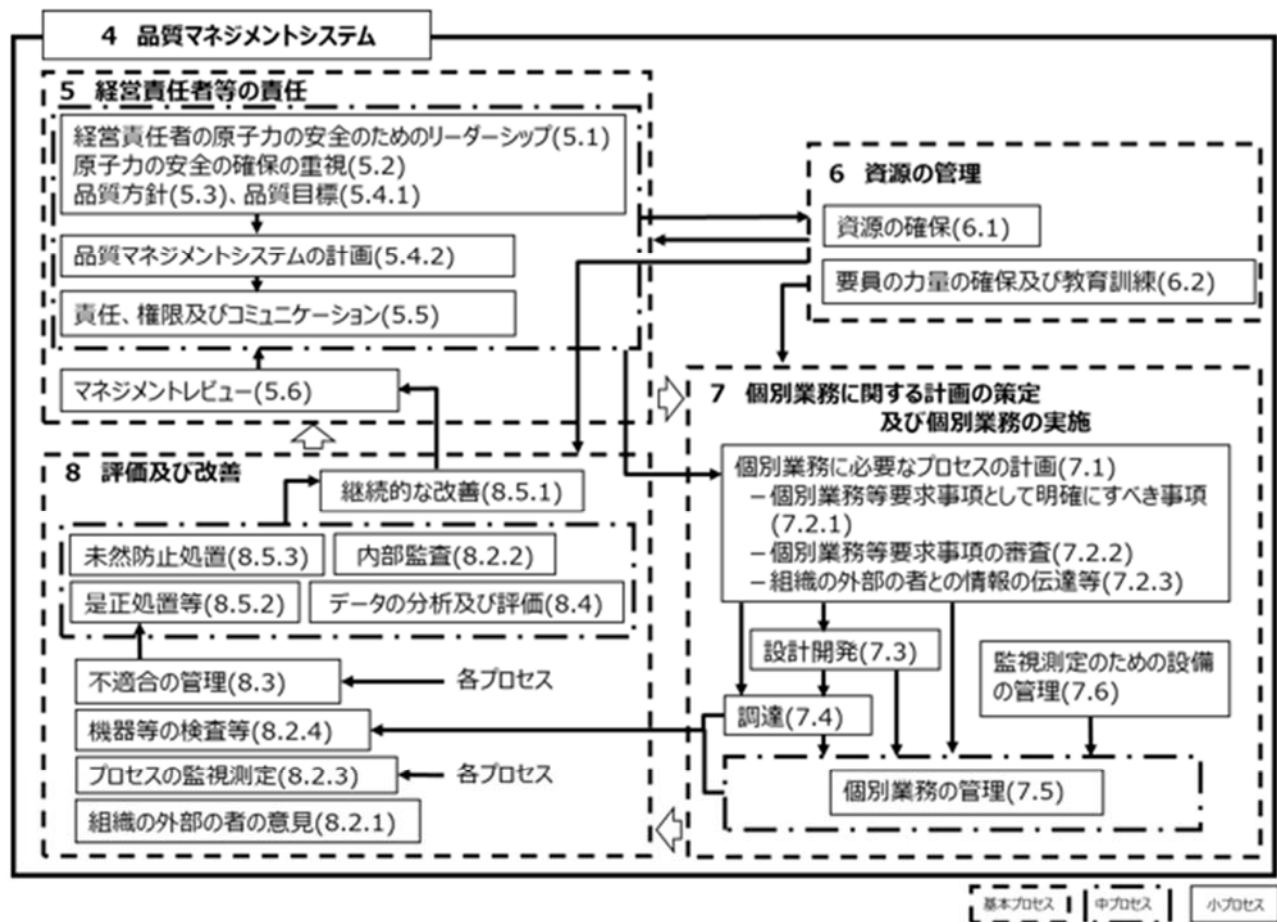


図5-1 プロセス関連図

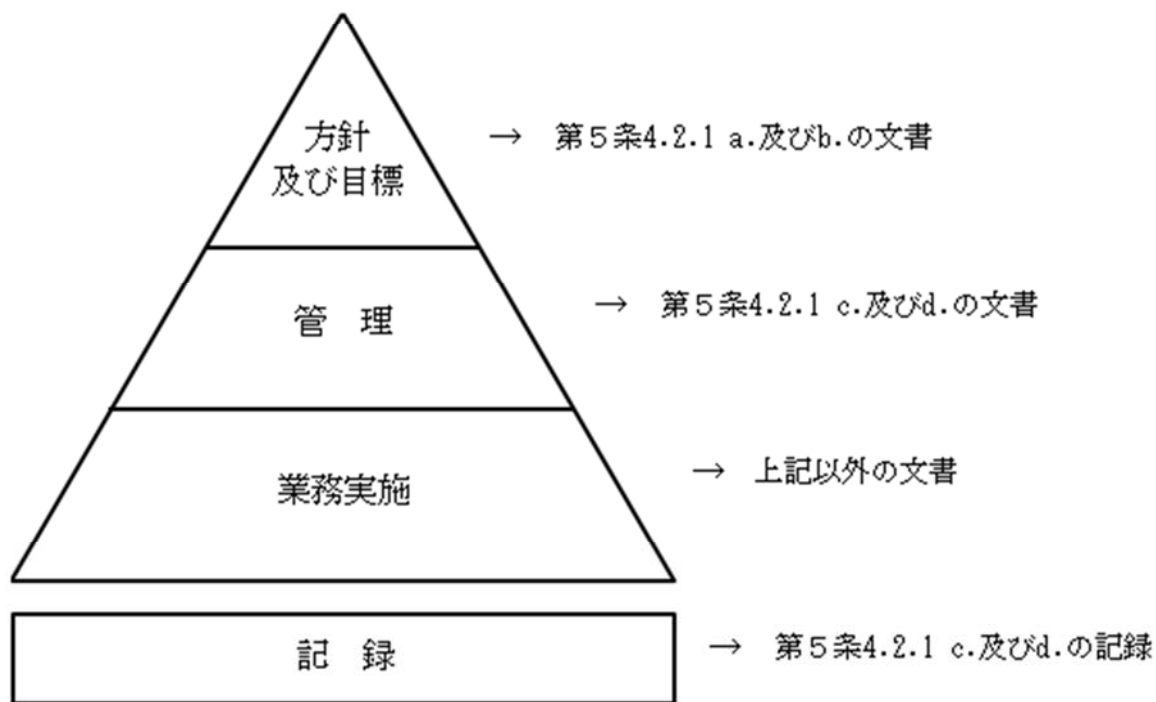


図5-2 品質マネジメント文書の構成概念図

表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書の関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1	保安活動の重要度	燃料製造事業部 品質重要度分類(要領)	事業部長	-
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第8条
5.6	マネジメントレビュー	燃料製造事業部 燃料製造安全委員会運営要領	事業部長	第9条
		マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		燃料製造事業部 教育訓練要領	事業部長	-
7.1	施設管理	燃料製造事業部 品質目標・業務目標管理要領	事業部長	第11条~第26条
		燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	
		燃料製造事業部 製作および据付・施工管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 検査および試験管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 使用前事業者検査実施要領	事業部長	
		燃料製造事業部 保守管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	-
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	24条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	26条
7.6	監視測定のための設備の管理	燃料製造事業部 計測器管理要領	事業部長	-
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表5-2 品質マネジメントシステム計画関連条項及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書の関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

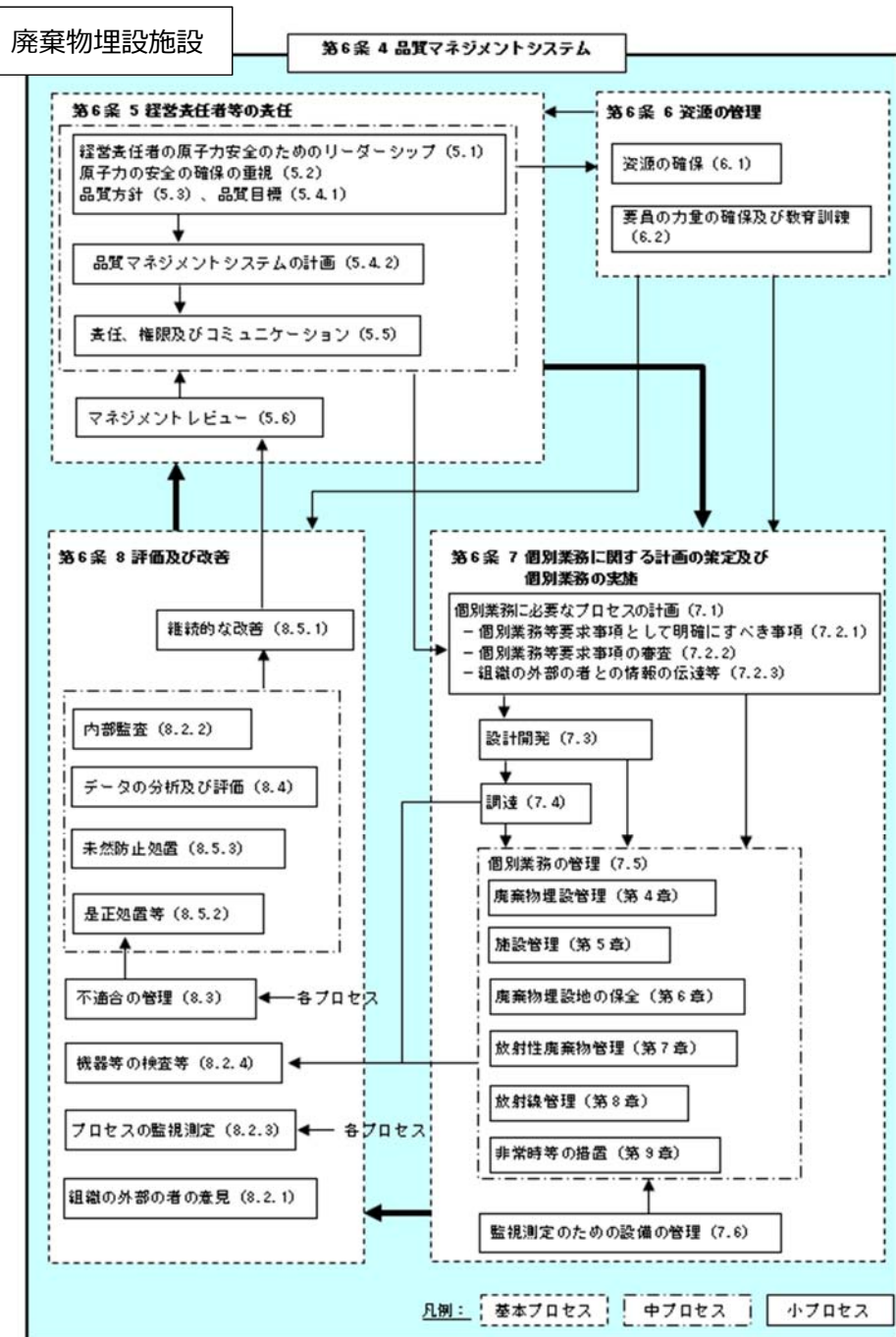


図1 プロセス関連図(第6条 4.1 関係)

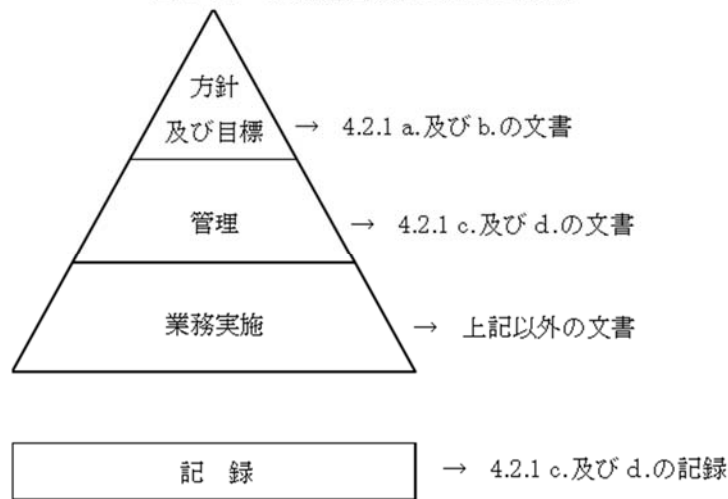


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図(第6条 4.2 関係)

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	安全・品質本部長	—
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	事業部長	—
4.1, 8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—
5.5.4	組織内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第14条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第12条
		埋設施設安全委員会運営要領	事業部長	第13条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—
		廃棄物埋設施設保安教育実施要領	事業部長	第68条
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第10条
		廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第15条~第19条、第30条、第35条、第37条~第40条
		廃棄物埋設設計面作成要領	事業部長	第16条
		廃棄物確認要領	事業部長	第18条
		土木管理要領	事業部長	第19条~第21条、第28条~第30条、第32条、第33条
		埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第24条
		技術情報管理要領	事業部長	第27条、第70条
		廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第28条、第30条、第52条
		設備および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第28条~第30条
		建物管理要領	事業部長	第28条~第30条
		廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第28条、第30条、第37条~第46条、第48条~第54条、第59条、第65条
		設計管理要領	事業部長	第28条、第29条
		廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第31条~第34条
		濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第47条
		廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第56条~第66条、第69条、第72条
		廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第70条
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第30条
		土木管理要領	事業部長	第30条
		廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第30条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	—
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビュー・アウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

施設間で記載整合が図れていない箇所

施設名	No.	申請書の記載	あるべき記載	種別
再処理施設	22	(1)第 16 条に定める組織（以下「組織」という。）は、品質マネジメントシステム計画に従って…	(1)第 16 条に定める組織（以下「組織」という。）は、 本品質 マネジメントシステム計画に従って、…	①
	254	…「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する もの を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。	…「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する 者 を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。	②
	337	…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 （「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）	
	345	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。…	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。…	
濃縮・埋設事業所加工施設	254	…「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する もの を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。	…「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する 者 を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。	
廃棄物管理施設	36	…原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。）	…原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	
	77	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	
	254	…「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する もの を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。	…「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する 者 を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。	
	255	(3) 資材部長（他の職位が実施する事項を除く。） は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織 は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	
	337	…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 （「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）	
	345	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。…	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。…	
MOX 燃料加工施設	22	(1)第 6 条に定める組織（以下「組織」という。）は、品質マネジメントシステム計画に従って、…	(1)第 6 条に定める組織（以下「組織」という。）は、 本品質 マネジメントシステム計画に従って、…	
	30	…プロセス関連図を図 5-1 に示す。	…プロセス関連図を図 1 に示す。	
	42	…品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図 5-2 に示す。	…品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図 2 に示す。	
	45	…組織が必要と判断した表 5-1 に示す文書	…組織が必要と判断した表 1 に示す文書	
	46	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 5-2 に示す文書…	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書…	
	78	…その優先順位及び説明する責任を考慮して 確実に行なわれる ようにすること。	…その優先順位及び説明する責任を考慮して 確実に行われる ようにすること。	
	114	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その 実行性 が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その 実効性 が維持されているようにすること。	①
	155	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	②
	158	組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）を明確にし、	組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。） と を明確にし、	
	168	c.教育訓練その他の 処置 の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の 措置 の実効性を評価すること。	①
	198	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書を改訂されるようにするとともに、…	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、…	②
	268	…原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関する こと を含める。	…原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関する こと を含める。	
	278	b.手順等が必要な時に利用できる体制にある こと 。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にある こと 。	①
	295	(1)組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	②
	315	8.2 監視測定	8.2 監視 及び 測定	
	337	…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	…使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 （「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。）	
	345	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。…	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。…	
	376	…（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）	…（「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。）	
378	…自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところ について 適切な未然防止処置を講 ず ること。	…自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところ により 、適切な未然防止処置を講 じ ること。		
廃棄物埋設施設	22	…また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。」とは、品質マネジメントシステムに…	…また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに…	
	36	…原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。）	…原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	
	105	品質マネジメントシステムの 管理責任者	品質マネジメントシステム 管理責任者	
	155	(3) 監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長 は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織 は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	
	254	…当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法と程度を定める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する もの を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）	…当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法 及び 程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する 者 を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）	
	320	（「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。 ）	（「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。）	
	表 1	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム 規定 運用要則	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム 運用 要則	①
表 1	調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム 規定 運用要則	調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム 運用 要則		
表 1	安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム 規定 運用要則	安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム 運用 要則		

【種別の説明】
 ①：記載誤り
 ②：施設間で整合が図れていなかったもの

施設管理に係る補足資料

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の変更認可申請（加工施設（MOX）については、認可申請をいう。）を行った再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮、MOX）及び廃棄物埋設施設における「施設管理」活動の基本的な考え方及び各施設の具体的な施設管理活動の内容について、説明するものである。

2. 「施設管理」の基本的考え方

各施設の保安規定における「施設管理」は、規則類、保安規定の審査基準及び保安措置等の運用ガイドの要求事項に基づき定めており、施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を適切に維持・管理するための各種の保安活動を実施するものである。

具体的な活動としては、「設計」、「工事」の他、施設の状態を日常的に確認する「巡視」、設備等の状態を把握するとともに、正常な状態に保つための「点検」、所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項への適合性を判定する「検査」等の業務があるが、相互に必要な情報の確認等も含め、業務間の連携を図りながら実施する。

3. 再処理施設及び廃棄物管理施設の施設管理

再処理施設及び廃棄物管理施設は、操業中、試験段階、設計段階等様々な段階の施設が混在しており、維持管理する設備を保有していることから運転プラント（運転炉）と同様の施設管理を展開する。

再処理施設及び廃棄物管理施設の施設管理に係る具体的な活動内容については、以下のとおりである。

(1) 保全プログラムの策定

保全プログラムは、施設管理目標を達成するために実施すべき保安活動として、①から⑧を保全プログラムとし、標準類（要領）にて制定する。

- ①保全対象範囲の設定
- ②施設管理重要度の設定
- ③保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視
- ④施設管理実施計画の策定
- ⑤施設管理の実施
- ⑥施設管理の結果の確認及び評価
- ⑦不適合管理、是正処置及び未然防止措置
- ⑧保全の有効性評価

(2) 保全対象範囲の設定

保全対象範囲は、保全のために実施する保全活動の範囲を示したものであることから、再処理施設保安規定及び廃棄物管理施設保安規定の対象設備を必須とし、他に人身安全、生産運転等への影響を鑑み、設備管理箇所が対象範囲を決定する。

(3) 施設管理重要度の設定

a. 保全重要度

保全重要度は、系統ごとに「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」による安全上重要な施設及びS A設備の有無により分類し、系統に含まれる機器単位で系統機能への影響、人身災害へのリスク、生産性への影響等を考慮し決定する。

b. 設計及び工事の重要度

設計及び工事の重要度は、設計管理における設計レビュー区分^{*1}及び工事における作業票区分^{*2}とする。

※1：設計の計画において、対象設備の分類（安全上重要な施設の安全機能への影響有無、その他安全性への影響の有無等）により、設定した区分。

※2：作業対象設備の分類（安全上重要な施設の安全機能への影響有無）により、設定した区分。

(4) 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

施設管理目標及び保全活動管理指標は以下のとおりとし、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定し、監視計画を定め、計画に従い活動状況を監視するとともに、保全の有効性評価にて評価する。

a. 施設管理目標

施設管理方針の達成状況を監視するための指標（保全活動管理指標を含む）

b. 保全活動管理指標

保全の有効性を評価するための指標であり、施設管理目標から特に保全として監視すべき項目を抽出したもの。

(5) 施設管理実施計画の策定

a. 施設管理実施計画

施設管理実施計画は、以下の項目に関する情報を収集し、とりまとめ、作成する。

(a) 施設管理実施計画の始期及び期間

(b) 再処理施設及び廃棄物管理施設の設計及び工事の計画

- (c) 再処理施設及び廃棄物管理施設の巡視（再処理施設及び廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）
 - (d) 再処理施設及び廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設及び廃棄物管理施設の操作中、操作停止中の区別を含む。）
 - (e) 再処理施設及び廃棄物管理施設の工事、点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - (f) 再処理施設及び廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検等の結果の確認及び評価の方法
 - (g) (f)項の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）
 - (h) 再処理施設及び廃棄物管理施設の施設管理に関する記録
- b. 点検計画
- 機器は、様々な部品で構成されており、劣化の度合いは部品単位で異なることから、それぞれの劣化メカニズムを考慮し、部品単位での保全方式、周期、保全方法を決定した後、機器単位の保全内容を決定する。
- この保全内容について、実施時期を示したものが点検計画である。
- なお、保全重要度 1 から 3 を予防保全、保全重要度 4 を事後保全とする。
- c. 設計及び工事の計画
- 点検計画に基づく定期的な保全以外の計画を設計及び工事の計画と位置付け、設計管理の要否により、対応は以下のとおりとなる。
- (a) 設計管理要の場合
- (12)項において、作成する設計の計画を設計及び工事の計画とする。
- (b) 設計管理不要の場合
- 工事概要及び期間を示した計画を設計及び工事の計画として作成する。
- d. 特別な保全計画
- 地震、事故等により、長期間の停止となる場合の点検計画、設計及び工事の計画を当該保全計画に移行する前までに策定する。
- (6) 施設管理の実施
- 施設管理の実施に当たっては、作業手順及びリスク評価を含め、作業要領書を作成し、その要領書に従い、作業を実施する。
- 巡視については、巡視項目等を定めた標準類に従い、運転員による 1 日 1 回以上の巡視及び保全員による定期的な巡視を実施する。
- (7) 施設管理の結果の確認及び評価
- 施設管理の結果の確認及び評価は、点検において機能・性能を確認する試

験、性能規則要求の適合を確認する検査、未しゅん工施設に対して、使用前事業者検査の状態を維持していることを確認する自主検査等を適切に組み合わせることで施設管理の結果の確認及び評価を実施する。

(8) 不適合管理、是正処置及び未然防止措置

保守作業、改造等における機能確認において、構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しない場合等は、CR登録を行う。

登録されたCRは、Pico（パフォーマンス改善推進者）において、影響度等を判断し、レベルに応じた不適合管理及び是正処置を講じる。また、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。

(9) 保全の有効性評価

保全活動管理指標の監視結果及び設備の劣化状態等（保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績、他プラントの経年劣化傾向に係るデータ等）等を踏まえ、保全の個々の活動が有効に機能していることを評価し、改善する。

(10) 施設管理の有効性評価

保全の有効性評価及び施設管理目標の達成度から、施設管理全体の有効性を評価し、施設管理の継続的な改善につなげる。

(11) 構成管理

構成管理については、①から⑤により、設計要件、施設構成情報及び物理的構成（以下、「各要素」という。）の均衡を保つ。

①設計管理において、設計要件と施設構成情報との検証を設計の検証にて行う。

②工事において、施設構成情報に基づき、施工がなされていることを試験（性能試験、据付外観確認等）によって確認する。

③使用前事業者検査等により設計要件を満足していることを確認する。

④日々の施設管理において、設計管理または工事にて設定した余裕が維持されていることを確認する。

⑤各要素の均衡が崩れていることまたは設定した余裕が維持されていないことを確認した場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。

(12) 設計管理

新增設、改造等の設計管理が必要な場合は、設計の計画を策定し、設計管理を行う。

設計計画に基づき、設計へのインプット・アウトプットを明確にし、設計レビュー、設計の検証、設計の妥当性確認及び設計変更の管理を行う。

(13) 作業管理

作業管理は、以下に示す項目を管理するとともに、重要な作業（安全機能へ影響するもの等）においては、核燃料取扱主任者または廃棄物取扱主任者の確認を受ける。

- a. 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止
- b. 供用中の再処理施設または廃棄物管理施設に対する悪影響の防止
- c. 使用開始後の管理上重要な初期データの採取
- d. 作業工程の管理
- e. 使用開始までの作業対象設備の管理
- f. 作業における放射性廃棄物管理
- g. 作業中の放射線管理

(14) 使用前事業者検査

再処理事業部長は、統括責任者として、検査に係る業務を統括管理するとともに、検査実施責任者を選任する。使用前事業者検査は、検査対象となる設備の設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の特別管理職の者が検査実施責任者として、検査を実施し、検査の合否判定、リリースの許可（検査終了の判断）を行う。

(15) 定期事業者検査

再処理事業部長は、統括責任者として、検査に係る業務を統括管理するとともに、検査実施責任者を選任する。定期事業者検査は、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の特別管理職の者が検査実施責任者として、検査を実施し、検査の合否判定、リリースの許可（検査終了の判断）を行う。

(16) 再処理施設及び廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期管理方針

再処理施設の高経年化技術評価は、2019年11月、廃棄物管理施設の高経年化技術評価は、2015年4月に第1回目の評価を実施し、その後10年を超えない期間ごとまたは技術的な評価を行うために設定した条件あるいは評価方法を変更する場合に再評価を行うことにしている。

高経年化技術評価については、実施計画（体制及び手順）を策定して技術評価を行い、その結果を技術評価書にまとめ、追加保全策等が抽出された場合、長期施設管理方針に反映することになっている。

再処理施設及び廃棄物管理施設における施設管理の全体イメージを添付資料-1に示す。

4. 加工施設（濃縮）の施設管理

加工施設（濃縮）は、核燃料物質加工事業許可（変更許可）を受けた作業中の施設及び新規規制基準工事による設計段階の施設で構成し、安全上重要な設備がない等の違いにより、再処理施設との施設の違いはあるものの、基本的には再処理施設の施設管理と同様の活動を行う。

加工施設（濃縮）における施設管理の全体イメージを添付資料－2に示す。

5. 廃棄物埋設施設の施設管理

(1) 廃棄物埋設施設の施設管理

廃棄物埋設施設は、廃棄物埋設地とその他附属施設から構成し、再処理施設との施設の違いはあるものの、以下の点を除き、基本的には再処理施設の施設管理と同様の活動を行う。

- a. 第二種廃棄物埋設施設には、「設工認」、「定期事業者検査」及び「使用前事業者検査」に該当する制度がない。ただし、廃棄物埋設に関する確認のうち、廃棄物埋設施設が技術上の基準に適合することの確認については、施設管理として自主検査等を実施する。
- b. 廃棄物埋設施設には、系統レベルの保全活動管理指標を設定する必要がある施設（系統）はないため、「保全活動管理指標」については、プラントレベルの保全活動管理指標を設定する。
- c. 巡視については、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置に係る運用ガイド」（以下、「保安措置運用ガイド」という。）を参考に、第二種廃棄物埋設施設に係る巡視を「毎週 1 回以上」実施する。

(2) 保安規定の記載について

廃棄物埋設施設の保安規定は、以下の考え方で記載した。

- a. 埋設規則第 16 条が「廃棄物埋設施設の巡視及び点検」から「廃棄物埋設施設の施設管理」に変更されたことを踏まえ、保安規定の「巡視・点検」の条項を「施設管理」に置き換えることとした。「施設管理」は、設計、工事、巡視、点検、検査等で構成されることから、従来巡視・点検の活動は、施設管理の条項に基づく活動に含めるとした。また、従来「保修及び改造」についても、施設管理の活動に含める（工事に含まれる）とした。

- b. 保安規定には、埋設規則第 16 条の要求事項を規定化した。(審査基準においては、保安措置運用ガイドを参考とすることとなっているが、保安措置運用ガイドは、埋設規則第 16 条各号の要求に対して趣旨が解説されていることから、保安規定の条構成もこれに合わせた。)
- c. 施設管理では、設計段階から一連の活動として保全を行うため、先行して変更認可申請した電力の保安規定を参考に設計管理、作業(工事)管理、構成管理に関する規定を加えた。

上記の考えに基づき、「設工認」、「定期事業者検査」及び「使用前事業者検査」に該当する制度がない埋設施設としては、施設に係るグレーデッドアプローチの考え方を踏まえ、保安規定には施設管理に関する埋設規則要求を網羅した記載をした上で、施設管理に関する具体的な実施内容については、下部要領に記載することとした。

廃棄物埋設施設における施設管理の全体イメージを添付資料－3に示す。

6. 加工施設(MOX)の施設管理

加工施設(MOX)は、建設工事中であることから、施設管理としては建設段階に必要な項目に対して管理を行う。運転開始後においては、設備の性能維持の観点で、点検計画等に基づく保全活動も含めた施設管理を実施する。このことから、今回申請する保安規定においては、運転炉の施設管理をベースに、建設工事中に実施すべき施設管理活動について、保安措置運用ガイドの施設管理要求の趣旨を踏まえ、規定している。

なお、上記保全活動の対象となる設備や保全の方法は、設計及び工事を経て定まることから、運転炉の保安規定で使用されている“保全”という用語は、全て“施設管理”に統一した。

(1) 加工施設(MOX)の施設管理における運転炉での施設管理の考慮

- ①性能維持の観点での保全活動(巡視、点検、定期事業者検査等の試験・検査等)が発生しない。これに替えて、使用前事業者検査実施後(要領書単位)の設備に対して、性能確認後の状態の維持の観点で点検の要否を判断し、要としたものに対して使用前点検を実施する。

- ②前述のとおり、性能維持の観点での保全対象範囲※（※：運転炉の保安規定で使用されている用語。以下、同様。）が特定できない。そこで、施設管理の対象範囲としては、加工施設（MOX）への要求事項である「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備とする
- ③②から、J E A C 4 2 0 9 ベースの保全プログラムの策定※を保安規定に記載している個々の施設管理活動に関する計画の策定へ拡充する。
- ④②及び運転開始後の保全の実施（D o）及びそれに伴う試験・検査等による確認・評価（C h e c k & A c t i o n）は、建設段階では必要ないことから、設計及び工事（検査等を含む）、点検（使用前点検）、特別な施設管理の実施及び確認・評価を施設管理の対象とし、施設管理活動のP D C Aを廻す。
- なお、施設管理に関する計画の策定において、加工施設（MOX）の使用開始まで使用前事業者検査実施後の状態を維持していることを、自主検査等を適切に組み合わせることにより、確認・評価することを定める。
- ⑤④から、施設管理活動全般に対して、重要度の設定、管理指標の設定、監視計画の策定及び監視を実施する。
- ⑥施設管理実施後の保全の有効性評価（3(9)）は、運転開始後に適用する。
- ただし、同評価で考慮事項のうち、建設工事中でも適用可能なものは、施設管理の有効性評価として実施する。
- (2) 建設炉及び加工施設（MOX）の施設管理業務の主要な差異
- (1) 以外で、建設炉との主要な施設管理活動の差異は、以下のとおりである。
- 建設炉では、保安確保の措置（「作業管理」）の一つとして、他の原子炉及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止を考慮している。建設工事中の加工施設（MOX）では、核燃料物質を取り扱っていないことから、他の施設及び周辺環境からの影響により、施設が損傷等したとしても、核燃料物質等の漏えい等は発生しない。よって、加工施設（MOX）の損傷や劣化防止、損傷した場合の措置については、保安規定第 25 条第 2 項(4)に定める「加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理」として管理する。

加工施設（MOX）における施設管理の全体イメージを添付資料－ 4 に示す。

7. 添付資料

添付資料－1：施設管理の全体イメージ（再処理施設/廃棄物管理施設）

添付資料－2：施設管理の全体イメージ（加工施設（濃縮））

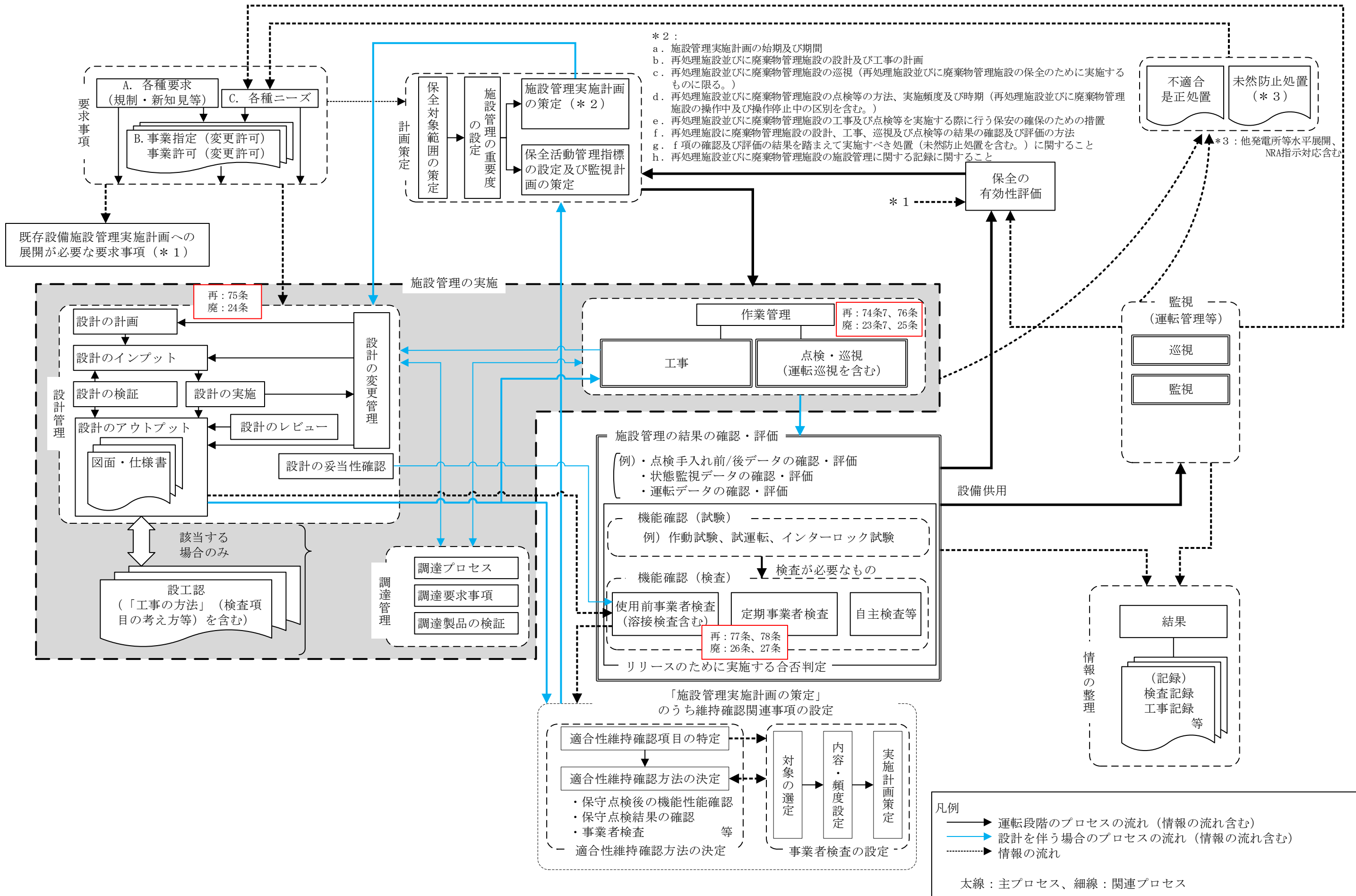
添付資料－3：施設管理の全体イメージ（廃棄物埋設施設）

添付資料－4：施設管理の全体イメージ（加工施設（MOX））

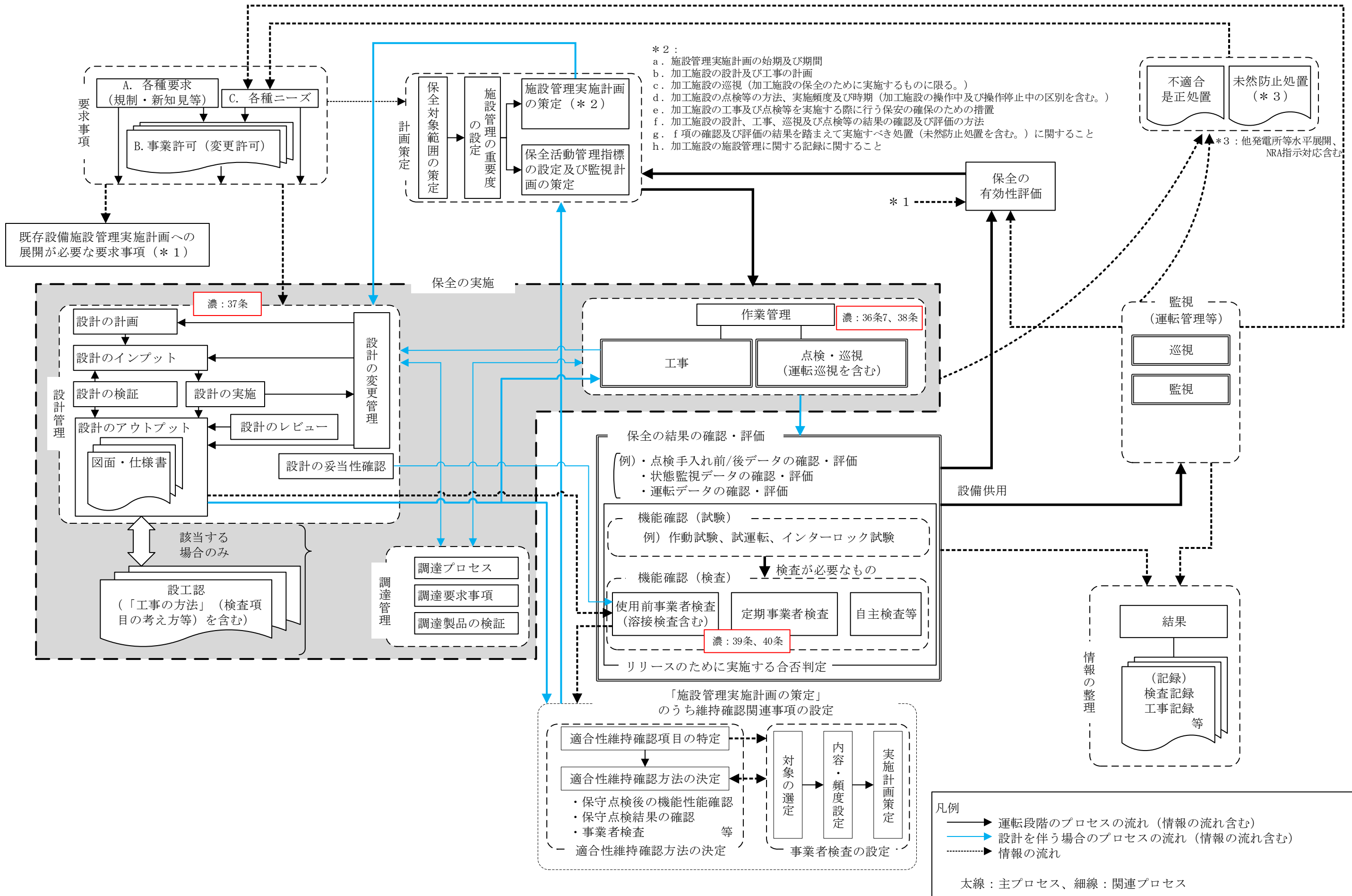
8. 別紙

別紙－1：A T E N A 案、運転炉、建設炉、再処理施設、MOX燃料加工施設保安規定（施設管理）比較表

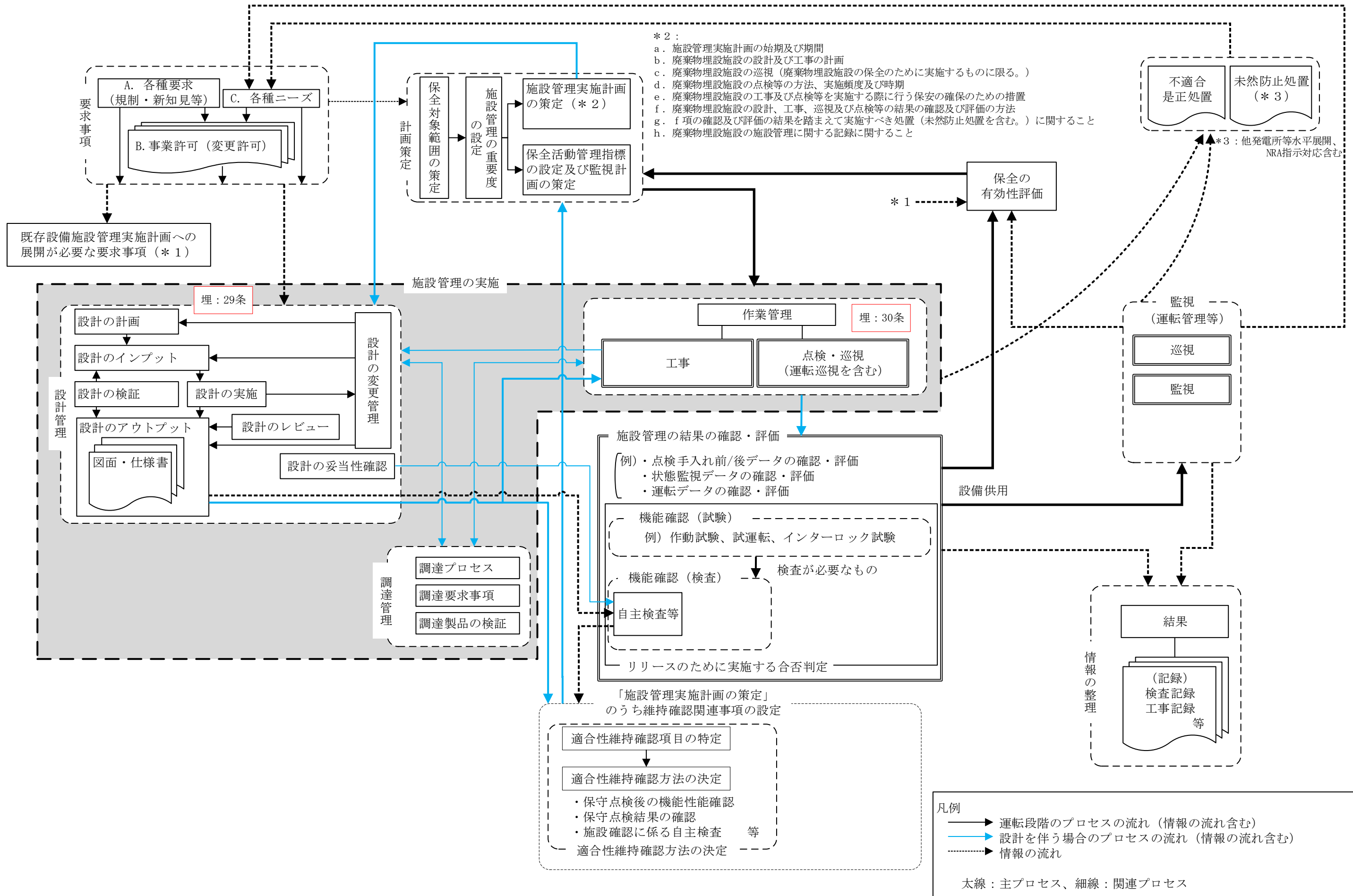
施設管理の全体イメージ(再処理施設/廃棄物管理施設)

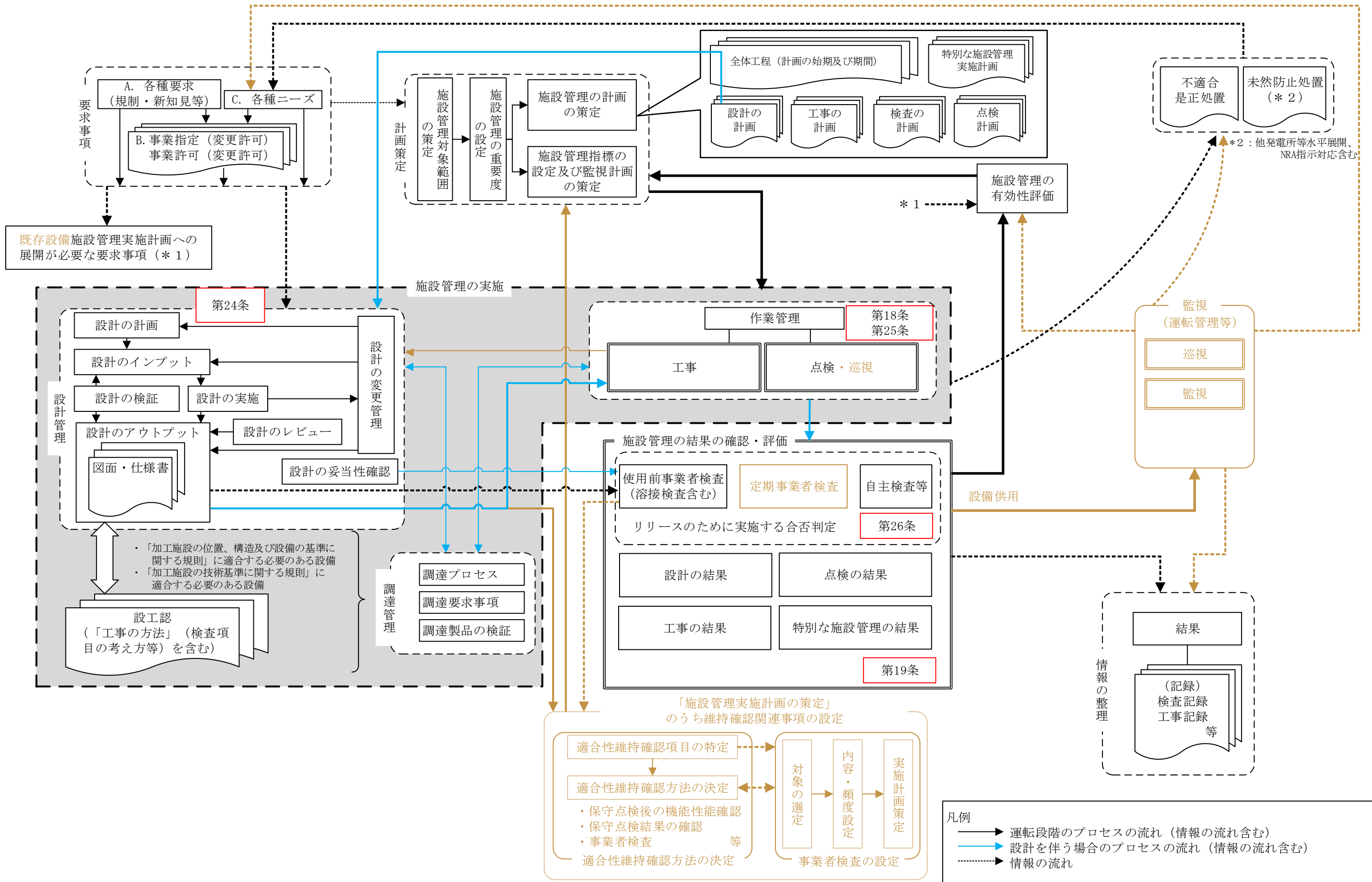


施設管理の全体イメージ(加工施設(濃縮))



施設管理の全体イメージ(廃棄物埋施設)





ATENA 案、運転炉、建設炉、再処理施設、MOX燃料加工施設 保安規定（施設管理）比較表

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
1.	第 8 章 施設管理	第 8 章 施設管理	第 5 章 施設管理	第 8 章 施設管理	第 4 章 施設管理	第 8 章 施設管理
2.	(施設管理計画)	(施設管理計画) 第 107 条	(施設管理計画) 第 74 条	(施設管理計画) 第 107 条	(施設管理計画) 第 11 条	
3.	第 N 条原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 【施設管理計画】 1. 用語の定義 保安：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。 工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。 作業管理：保安のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。	再処理施設について再処理事業指定（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 【施設管理計画】 1. 用語の定義 保安：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。 工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。 作業管理：保安のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。	原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 【施設管理計画】	(施設管理に係る計画、実施、評価及び改善) 第 11 条 表 7-1 に示す加工施設について、加工の事業の許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。
4.	1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 N 条の 6 に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 107 条の 6 に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 79 条に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合は、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理方針に反映する。 (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.2 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.2 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.2 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.2 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	(施設管理方針及び施設管理目標) 第 12 条 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。 (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。
5.	2. 保安プログラムの策定 原子力部門は、1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保安プログラムを策定する。	3. 保安プログラムの策定 組織は、2. の施設管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保安プログラムを策定する。	2 保安プログラムの策定 各職位は、1 の施設管理目標を達成するため 3 から 10 の保安の実施に必要なプロセスを保安プログラムとして策定する。	3. 保安プログラムの策定 組織は、2. の施設管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保安プログラムを策定する。	2. 保安プログラムの策定 組織は、1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保安プログラムを策定する。	(施設管理に係る個別業務計画の策定) 第 13 条 事業部長は、各職位に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。 (1) 施設管理対象範囲の選定 (2) 施設管理の重要度の設定 (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (4) 施設管理に関する計画の策定 (5) 施設管理の実施 (6) 施設管理の結果の確認・評価

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
	また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6. 3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.2 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	また、11. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6. 2 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	(7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (8) 施設管理の有効性評価 (9) 構成管理 (10) 設計管理 (11) 作業管理 (12) 使用前事業者検査の実施 2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。
6.	<p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>原子力部門は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項目の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) 多様性拡張設備※1（○号炉および○号炉）</p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p>	<p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項目の設備を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(中略)</p>	<p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項目の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p>	<p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項目の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備</p> <p>(4) 自主対策設備※1</p> <p>(5) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1：本条において、自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p>	<p>(施設管理対象範囲の選定)</p> <p>第14条 事業部長は、加工施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。</p> <p>(1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表7-1）</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備（表7-1）</p>
7.	<p>4. 施設管理の重要度の設定</p> <p>原子力部門は、3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（○号炉および○号炉）に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4)設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（○号炉および○号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5)次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>5. 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>4.1 保全重要度の設定</p> <p>管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）を設定する。</p> <p>(1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「事業指定基準規則」という。）に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。</p> <p>(3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定</p> <p>(1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>5. 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4. 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、3. の保全対象範囲について、設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>(施設管理の重要度の設定)</p> <p>第15条 表7-1に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長（以下「施設所管課長」という。）は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。</p>

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
8.	<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4. (1) の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（〇号炉および〇号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間※2</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第〇条から第〇条で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>(中略)</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>(中略)</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>ii. 非待機（UA）時間※1</p> <p>※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(中略)</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、再処理施設又は系統の供用開始（供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。）までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)</p> <p>第16条 燃料製造建設所長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。</p> <p>3 燃料製造建設所長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p>
9.	<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（6. 1参照）</p> <p>b. 設計および工事の計画（6. 2参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（6. 3参照）</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(中略)</p> <p>b) 設計及び工事の計画（7.2参照）</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5.の施</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から 6.3 の計画に基づき次の a. ～ h. を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間 b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のため</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 設計及び工事の計画（7.1参照）</p> <p>b) 特別な保全計画（7.2参照）</p>	<p>6. 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 組織は、3. の保全対象範囲に対し、以下の施設管理実施計画を策定する。なお、施設管理実施計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 設計及び工事の計画（6. 1参照）</p> <p>b. 特別な施設管理実施計画（6. 2参照）</p>	<p>(施設管理に関する計画の策定)</p> <p>第17条 燃料製造建設所長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画（計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。）を策定する。</p> <p>(1) 設計及び工事の計画（本条第2項(1)及び(2)）</p> <p>(2) 点検の計画（本条第2項(3)）</p> <p>(3) 特別な施設管理の実施計画（本条第2項</p>

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
	<p>4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	<p>設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>に実施するものに限る。)</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 前 f. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p>	<p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p>	<p>(2) 組織は、施設管理実施計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ施設管理実施計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p>	<p>(4))</p> <p>2 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p>
10.	<p>6. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等※3の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※4の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2)原子力部門は、原子炉施設に対する供用前点検を行う場合は、供用前点検の方法並びにそれらの実施頻度および実施時期を定めた供用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査および試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査および試験等の実施時期</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p>	<p>7.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構築物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※3の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a)事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b)所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c)事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、及び第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)及び第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)、並びに電気事業法第47条・第48条(工事計画)及び第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p> <p>(中略)</p>	<p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第77条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第45条(設計及び工事の計画の認可)、及び第46条第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p>	<p>7.1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構築物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※2並びに事業者検査以外の検査及び試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)及び第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)、並びに電気事業法第47条・第48条(工事計画)及び第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p>	<p>6. 1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※2の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査※3並びに事業者検査以外の検査及び試験(以下、本条において「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※2：本条において、法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)及び第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)、並びに電気事業法第47条・第48条(工事計画)及び第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p>	<p>(1) 設計の計画</p> <p>a.施設所管課長は、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a.各職位は、工事の実施(現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中)に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。</p> <p>b.施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p>

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
	iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。 (4)原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査※○により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査の実施時期 ※○：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第N条の4による使用前事業者検査および第N条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。			※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。	※3：本条において、事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第14条による使用前事業者検査をいう。	
11.	6. 1点検計画の策定 (1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a. 予防保全 ①時間基準保全 ②状態基準保全 b. 事後保全 (3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ①点検の具体的方法 ②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b. 状態基準保全 ①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方	7.1 点検計画の策定 (中略)	6.1 点検計画の策定 (1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a. 予防保全 ① 時間基準保全 ② 状態基準保全 b. 事後保全 (3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ① 点検の具体的方法 ② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③ 実施頻度 ④ 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b. 状態基準保全 ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。i) 巡視、点検の具体的方法			(3) 使用前点検の計画 a. 施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後（使用前事業者検査要領書単位）から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
	<p>法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</p> <p>(4)原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※○により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※○：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第N条の4による使用前事業者検査および第N条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※2により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a)事業者検査の具体的方法</p> <p>b)所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c)事業者検査の実施時期</p> <p>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査及び第107条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度 iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度 iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第78条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p>			
12.	<p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	(中略)	<p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>7.2 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合など工事期間において一部の設備を長期に使用する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p>	<p>6. 2 特別な施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な施設管理実施計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>(4) 特別な施設管理の実施計画</p> <p>a.施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。</p> <p>b.施設所管課長は、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法</p> <p>(b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>(c) 点検の実施時期</p> <p>3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理</p>

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
						の実施に関する計画の見直しを行う。
13.	<p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第N条の2による設計管理および第N条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>	<p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7.で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p>	<p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第75条による設計管理、第76条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第77条、第78条に従う。</p> <p>(3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第25条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p>	<p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施に当たって、第12条による設計管理及び第13条による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p>	<p>(施設管理の実施)</p> <p>第18条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p>
14.	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子力施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>9. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p>	<p>9. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮し得る状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：本条において、所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>(施設管理の結果の確認・評価)</p> <p>第19条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期（所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時）までに、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>
15.	<p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.およびb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.およびb.に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき改善措置活動に基づき実施する。</p>	<p>10.不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p>	<p>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa)及びb)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa)及びb)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p>	<p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.及びb.の状態に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第4条に基づき実施する。</p>	<p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>第20条 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>
16.	<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、</p>	(中略)	<p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、</p>	<p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の</p>	<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の</p>	<p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第21条 燃料製造建設所長は、施設管理から得</p>

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
	<p>保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>ら、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果 b) 保全データの推移 c) トラブルなど運転経験 d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移 c. トラブルなど運転経験 d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移 c. トラブルなど運転経験 d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、事業部長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果 (2) 施設管理データの推移 (3) トラブル等運転経験 (4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p>
17.	<p>1 1. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、1 0. の保全の有効性評価の結果および1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>	<p>12. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2)各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>12. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び2. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>1 1. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、1 0. の保全の有効性評価の結果及び1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>3 事業部長は、燃料製造建設所長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。</p>
18.	<p>1 2. 構成管理</p> <p>原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a. 設計要件(第3条7. 2. 1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第N条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>b. 施設構成情報(第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報をいう。)</p> <p>c. 物理的構成(実際の構築物、系統、および機器をいう。)</p>	<p>13. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>12 構成管理</p> <p>施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a. 設計要件(第5条7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>b. 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報をいう。)</p> <p>c. 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>13. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>1 2. 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件(第4条7. 2. 1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第12条の設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(第4条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)</p>	<p>(構成管理)</p> <p>第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。</p> <p>(1) 設計要件(第5条7.1に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第5条7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>(2) 施設構成情報(構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報をいう。)</p> <p>(3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう。)</p>
19.	<p>1 3. 情報共有</p> <p>原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、○事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>14. 情報共有</p> <p>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>13 情報共有</p> <p>6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条7.4に基づき取得した調達物品等の維持</p>	<p>14. 情報共有</p> <p>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>1 3. 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>(情報共有)</p> <p>第23条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。</p>

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
20.	(設計管理)	(設計管理) 第107条の2	(設計管理) 第75条	(設計管理) 第107条の2	(設計管理) 第12条	(設計管理) 第24条
21.	<p>第N条の2原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、第3条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2原子力部門は、前項において第3条7.3適用の対象でないとは判断した場合、工事対象設備の原設計を適用する。</p> <p>3原子力部門は、第1項において第3条7.3適用の対象と判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1)保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3)適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4)設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>4前項における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第5条7.3の適用の対象と判断した場合、第5条7.3に従って設計を実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第5条7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>1. 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3. 本条における設計には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第14条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 施設所管課長は、前項において第5条7.3の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。</p> <p>(1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。</p>
22.	(作業管理)	(作業管理)	(作業管理) 第76条	(作業管理) 第107条の3	(作業管理) 第13条	(作業管理) 第25条
23.	<p>第N条の3原子力部門は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1)他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2)供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3)供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4)作業工程の管理</p> <p>(5)供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6)第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7)第7章に基づく放射線管理</p> <p>3原子力部門は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>第107条の3</p> <p>組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3. 組織は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修</p> <p>(2) 再処理施設の改造（設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る）</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外</p>	<p>1. 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2. 組織は、原子炉施設の点検及び設置又は変更の工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 供用開始までの作業対象設備の管理</p>	<p>組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 供用開始までの作業対象設備の管理</p>	<p>施設所管課長は、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。</p> <p>2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
			<p>の設備において別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第 26 条第 1 項の手順書に基づき実施する場合は除く。</p> <p>(1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第 3 項及び第 4 項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第 3 項及び第 4 項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第 4 項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>			
24.	(使用前事業者検査の実施)	(使用前事業者検査の実施) 第 107 条の 4	(使用前事業者検査の実施) 第 77 条	(使用前事業者検査の実施) 第 107 条の 4	(使用前事業者検査の実施) 第 14 条	(使用前事業者検査の実施) 第 26 条
25.	<p>第 N 条の 4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」その施設が規制要件へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長（or○○部長、○○GM等）は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合し</p>	<p>所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 安全総括 GM は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施 GM として指名する。</p> <p>3 検査実施 GM は、自ら検査実施責任者となるが、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※ 1 を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合し</p>	<p>事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※ 1 を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合して</p>	<p>1. 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 検査 GM は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を検査実施 GM として指名する。</p> <p>3. 検査実施 GM は、自ら検査実施責任者となるが、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合</p>	<p>所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長は、組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した部門とは別の部門の要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、</p>	<p>品質保証部長は使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届出（以下本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業者検査課長は次に掲げる各号を実施する。 (1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p>

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
	<p>ていることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>c. 「実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則」に適合するものであること。(燃料体についてのみ適用。)</p> <p>※使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. から c. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査※○においては検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名し、その他の検査においては次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>※○：重要度の高い検査とは、重要度分類指針におけるクラス 1 若しくは 2 の安全機能を有する設備又は常設重大事故等対処設備に対する検査であって、事後検証不可能な検査をいう。(以下、本条および次条において同じ。)</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 各課(室)長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>ていることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※ 1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各 GM は、第 4 項及び第 5 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>いることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>① 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※ 1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 16 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 74 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各 GM は、第 4 項及び第 5 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>検査項目ごとの判定基準を、検査要領書※ 1 として定め、それを実施する。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(3) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※ 1：検査要領書には、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を含める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす要員を指名する。</p> <p>(1) 組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した部門とは別の部門の要員。</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織とは別の組織の要員。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第 17 条第 15 号、第 31 条、第 48 条第 1 項及び第 55 条第 7 号への適合を確認するために実施する主要な耐圧部の溶接部に係る検査のうち、電気事業法第 52 条(溶接事業者検査)に相当する検査項目ごとの適合性の評価業務を、機械グループに行わせることができ、このとき、機械グループに次の各号を実施させるとともに、その妥当性を確認する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを評価するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を、検査要領書として定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p>	<p>(2) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(3) 検査要領書を定める。(※ 1)</p> <p>(4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に基づき行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。</p> <p>(※ 1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 6 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織(課)とは別の組織(課)の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 事業者検査課長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査に係る記録を作成し維持する。</p> <p>(2) 検査に係る要員の力量を確認する。</p> <p>(3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p>

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
					<p>(4) 検査に係る記録を管理する。 (5) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び第4項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 7 各グループリーダーは、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	
26.	(定期事業者検査の実施)	(定期事業者検査の実施) 第107条の5	(定期事業者検査の実施) 第78条	(定期事業者検査の実施) 第107条の5		(定期事業者検査の実施)
27.	<p>第N条の5所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長（or〇〇部長、〇〇GM等）は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査においては検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名し、その他の検査においては次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に</p>	<p>所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。 (4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>(1) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法。 (2) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法。 (3) (1)(2)による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達に</p>	<p>事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 ② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 ③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設</p>			

No.	2019年10月8日 ATENA案	運転炉 A	再処理施設	建設炉 A	建設炉 B	MOX燃料加工施設
	<p>規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7各課（室）長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1)検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2)検査に係る記録の管理を行う。 (3)検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>おける供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。 6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6 保修担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。 8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。 9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>			
28.		<p>（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針） 第107条の6</p>	<p>（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針） 第79条</p>	<p>（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針） 第107条の6</p>		<p>（加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）</p>
29.		<p>各GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物※1（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定※2</p> <p>2. 原子炉安全GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請※3をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 原子炉安全GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可※4を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。 ※3：原子炉等規制法第43条の3の3第4項に規定される申請をいう。 ※4：原子炉等規制法第43条の3の3第2項に規定される認可をいう。 （削除）</p>	<p>保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 2 保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。 4 各職位は、第1項及び第2項の実実施計画に基づき、評価を実施する。 5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。 6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。 7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。 8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>			

再処理事業所 再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
第1章 総則			
第1条 目的	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10. 運転保守 10.1 基本方針 再処理施設の運転保守の基本方針は、「原子炉等規制法」第50条第1項の規定に基づいて、保安規定を定め、これによるものとする。 の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第2条 適用範囲	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第3条 規定の遵守	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.3 運転管理 再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。 10.6 保守 再処理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、再処理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第4条 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上	○ (本文)	○	(本文) 九、E. a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。 (f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。 の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第4条の2 事業者対応方針等の履行	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第1章の2 品質保証			
第5条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文)	○	(本文) 九、A. 目的 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第6条 削除			
第7条 削除			
第8条 削除			
第9条 削除			
第10条 削除			
第11条 削除			
第12条 削除			
第13条 削除			
第14条 削除			

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
第15条 削除			
第2章 保安管理体制			
第1節 組織			
第16条 保安に関する組織	○ (添付書類三) (添付書類六)	○	(添付書類三) ハ、1. 組織 組織および組織図の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。ただし、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 (添付書類六) 10.2 組織及び職務 再処理施設の保安組織は、事業部長、核燃料取扱主任者、総務部門、技術管理部門、運転管理部門及び放射線管理部門をもって構成する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第2節 職務			
第17条 職務	○ (添付書類三) (添付書類六)	○	(添付書類三) ハ、1. 組織 組織および組織図の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。ただし、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 (添付書類六) 10.2 組織及び職務 再処理施設の保安組織は、事業部長、核燃料取扱主任者、総務部門、技術管理部門、運転管理部門及び放射線管理部門をもって構成する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第4節 核燃料取扱主任者			
第18条 核燃料取扱主任者の選任	○ (添付書類三)	○	(添付書類三) ハ、6. 有資格者等の選任・配置 再処理施設における保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから社長が選任するとともに、保安上必要な核燃料物質等の取り扱いに従事する者への指示等、その職務が適切に遂行できるように配置する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第19条 核燃料取扱主任者の職務等	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第5節 会議体			
第20条 品質・保安会議の審議事項、構成等	○ (添付書類三)	○	(添付書類三) ハ、1. 組織 保安に関する基本方針を全社的観点から審議するため、副社長（安全担当）を議長とする品質・保安会議を設置する。 の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第21条 再処理安全委員会の審議事項、構成等	○ (添付書類三)	○	(添付書類三) ハ、1. 組織 再処理施設の保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する再処理安全委員会を再処理事業部に設置する。 の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第21条の2 安全・品質改革委員会の審議事項、構成等	－	－	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第3章 再処理施設の操作			
第22条 削除			
第23条 削除			

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
第1節 通則			
第24条 操作員の確保	○ (添付書類三)	○	(添付書類三) ハ、5. 技術者に対する教育・訓練 運転及びそれらに付随する業務の円滑な遂行に必要な知識、技術の修得並びに資質の向上を図る必要がある。このため、採用した技術者に対し次のような養成を行っている。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第25条 巡視・点検	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.6 保守 再処理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、再処理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第26条 操作上の一般事項	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第27条 引継	－	－	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第28条 試験操作	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第29条 再処理施設の使用計画	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第29条の2 交流電源供給機能等喪失時の体制の整備	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第30条 地震・火災等発生時の措置	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している
第1節の2 使用済燃料による総合試験に係る措置			
第30条の2 使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第30条の3 使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第30条の4 使用済燃料による総合試験における措置	－	－	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第2節 保安上特に管理を必要とする設備			
第31条 プール水冷却系及び補給水設備	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 3.4.2 使用済燃料貯蔵設備 プール水冷却系及び補給水設備は、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても安全を確保するように、ポンプ等を多重化する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第32条 安全上重要なインターロック等	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 3.4.1 使用済燃料受入れ設備 (2) 主要設備 使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンは、それぞれ使用済燃料輸送容器管理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、キャスクの落下防止のため、つりワイヤの二重化、フックへの脱落防止金具取付けを施し、逸走防止のインターロックを設けるとともに、電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセーフ機構を有する構造とする。 6.2.4 主要設備 (1) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の計測制御系 a. 使用済燃料受入れ設備の計測制御系 (a) 核計装

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			使用済燃料受入れ設備の計測制御系の核計装設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設並びに溶解施設の臨界安全管理のために、電離箱、ゲルマニウム半導体検出器及び核分裂計数管で構成される燃焼度計測装置を2系列の燃料仮置きピットにそれぞれ設置し、使用済燃料集合体1体ごとに燃焼度及び平均濃縮度を測定する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第33条 建屋換気設備等	○ (本文) (添付書類六)	－	(本文) 四. A. チ. (1) (ii) 主要な設備及び機器の種類 (添付書類六) 廃ガス処理設備に接続し、負圧を維持する設計とする。 換気設備は、各建屋の換気・空調、排気の浄化及び空気汚染の拡大防止を行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第34条 非常用所内電源系統	○ (本文) (添付書類六)	－	(本文) 四. A. ヌ. (1) (b) 主要な設備 (添付書類六) 1. 8. 17 電源喪失に対する考慮 非常用所内電源系統は、十分独立した2つの系統とし、外部電源系統の機能喪失時に、1つの系統が作動しないと仮定しても、再処理施設の安全上重要な施設の機能の確保を確実にを行うのに、十分な容量及び機能を有する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第35条 安全冷却水系	○ (本文) (添付書類六)	－	(本文) 四. A. ヌ. (2) (b) 主要な設備 (添付書類六) 1. 7. 1 崩壊熱除去に関する設計 (3) 崩壊熱により溶液が沸騰するおそれのある場合は、その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系により冷却し、冷却能力の喪失による溶液の沸騰を防止する。さらに、沸騰までの時間的余裕が小さい場合は、独立した2系列の安全冷却水系による冷却を行う。また、安全冷却水系により冷却する場合は、塔槽類の冷却コイル又は冷却ジャケットを多重化する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第36条 安全圧縮空気系	○ (本文) (添付書類六)	－	(本文) 四. A. ヌ. (1) (ii) 主要な設備 (添付書類六) 9. 3. 4 (2) 安全圧縮空気系 安全圧縮空気系は、3台の空気圧縮機及び水素掃気用、計測制御用、かくはん用の3基の空気貯槽等で構成し、各施設に圧縮空気を供給する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第37条 漏えい検知装置等	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 1. 4 使用済燃料等の閉じ込めに関する設計 (2) 連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。 1. 7. 5 セル及びグローブボックスに関する設計 (2) 漏えいを確実に検知するために、漏えい検知装置を多重化し、 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第38条 制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 6. 5. 6 評価 (3)

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			制御室換気設備の安全上重要な制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機等は、多重化する設計としているので、単一故障を仮定しても、安全機能を確保できる。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。 8.4.3 放射線監視設備 (2) a. 排気モニタリング設備 排気筒モニタは、2系統のガスモニタで構成し、主排気筒及び換気筒から放出される放射性希ガスの連続監視を行い、中央制御室にて指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第39条 設備に求められる状態の確認等に係る措置	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第3節 せん断処理施設及び溶解施設			
第40条 せん断・溶解を行う使用済燃料	○ (本文) (添付書類六)	○	(本文) 四. A. 二. (3) (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 照射前燃料最高濃縮度：5 wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度：3.5wt%以下 (b) 冷却期間：1年以上 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度：55,000MWd/t・UPr (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第41条 せん断・溶解	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 4.2.4.2 せん断処理設備 4.3.4.1 溶解設備 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第42条 清澄・計量	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 4.3.4.2 清澄・計量設備 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第43条 プルトニウムを含む溶液の移送時の措置	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 1.2 核燃料物質の臨界防止に関する設計 臨界安全管理を行う機器から、臨界安全管理対象外の機器への液移送は、分析を伴う回分操作による管理を原則とするが、連続液移送を行う場合は、溶液のウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを放射線検出器等により監視する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第4節 分離施設、精製施設並びに酸及び溶媒の回収施設			
第44条 抽出器等で使用する希釈剤	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 4.4 分離施設 4.5 精製施設 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第45条 有機溶媒温度の制限	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 1.5 火災及び爆発の防止に関する設計 (2) b. 有機溶媒の異常な温度上昇のおそれのある機器には化学的制限値としてn-ドデカンの引火点(74℃)を設定する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第46条 TBP等の錯体の急激な分解反応の防止	○ (本文) (添付書類六)	－	(添付書類六) 1.5 火災及び爆発の防止に関する設計 (2) b. また、りん酸三ブチル (以下「TBP」という。) 又はその分解生成物であるりん酸二ブチル、りん酸一ブ

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			チルと硝酸、硝酸ウラニル又は硝酸プルトニウムの錯体（以下「TBP等の錯体」という。）の急激な分解反応のおそれのある機器には、熱的制限値として加熱蒸気最高温度（135℃）を設定する設計とする。 1.5 火災及び爆発の防止に関する設計 (2) d. TBP等の錯体の急激な分解反応のおそれのある機器への供給液にはTBPが混入しないよう、TBPを除去する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第47条 洗浄塔への空気の供給等	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 4.5.2.4 系統構成及び主要設備 i. 洗浄塔 洗浄塔は、その他再処理設備の附属施設の一般圧縮空気系から空気を供給し、気体廃棄物の廃棄施設の精製建屋換気設備に移送する廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。 洗浄塔に供給する空気の流量を監視し、流量低により警報を発するとともに、自動的に窒素ガスを洗浄塔に供給する設計とする。 j. 第2気液分離槽 第2気液分離槽は、その他再処理設備の附属施設の窒素ガス製造供給系から窒素ガスを供給し、ウラナスを含む硝酸溶液中に溶存する水素を追い出すとともに、廃ガス中の水素を可燃限界濃度未満に抑制する設計とする。 第2気液分離槽に供給する窒素ガスの流量を監視し、流量低により警報を発する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第48条 溶媒処理系の蒸発缶等における措置	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 4.7.3.4 (1) b. 溶媒処理系 第1蒸発缶、第2蒸発缶及び溶媒蒸留塔は、有機溶媒へ着火するおそれのない可燃領域外で有機溶媒の処理を行う設計とするとともに、廃ガスには、不活性ガス（窒素）を注入して排気する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第49条 抽出塔への供給流量等	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 4.4.4.1 分離設備 溶解液中間貯槽に受け入れた溶解液は、溶解液供給槽を経て抽出塔に約0.8m ³ /hの流量で供給する。有機溶媒を用いて溶解液中のウラン及びプルトニウムを抽出することにより、抽出塔からの抽出廃液中のウラン及びプルトニウム量は微量となる。また、溶解液中の大部分の核分裂生成物は、有機溶媒に抽出されず、抽出廃液中に残存する。 抽出廃液中間貯槽に移送した抽出廃液は、試料採取してウラン及びプルトニウム量を分析し、ウラン及びプルトニウムの濃度が有意量以下であることを確認した後、抽出廃液供給槽に移送する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第50条 プルトニウムを含む溶液の移送時の措置	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 1.2 核燃料物質の臨界防止に関する設計 臨界安全管理を行う機器から、臨界安全管理対象外の機器への液移送は、分析を伴う回分操作による管理を原則とするが、連続液移送を行う場合は、溶液のウラン及びプルトニウム濃度が有意量以下であることを放射線検出器等により監視する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第51条 プルトニウム濃縮缶の凝縮器への冷却水供給等	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 4.5.3.4 系統構成及び主要設備 j. プルトニウム濃縮缶 プルトニウム濃縮缶の缶内圧力及び密度を制御、監視し、圧力高又は密度高により警報を発するとともに、自動的に一次蒸気をしゃ断する設計とする。さらに、プルトニウム濃縮缶内の溶液の液位を監視するとともに、液位低により警報を発するとともに、自動的に一次蒸気をしゃ断する設計とする。

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。 (添付書類六) 4.5.3.4 系統構成及び主要設備 1. 注水槽 注水槽は、プルトニウム濃縮缶の凝縮器での冷却能力の喪失時に、プルトニウム濃縮缶内の硝酸プルトニウム溶液の沸騰を防止するために、プルトニウム濃縮缶の加熱部に凝縮液出口から注水する設計とする。 注水槽の液位を監視し、液位低により警報を発する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第52条 酸回収設備の蒸発缶等の硝酸温度	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 4.7.2 b. (c) 精留塔 精留塔は、運転温度を低くして腐食し難い環境とするため、約9 kPa [abs] (約70mmHg) の減圧条件下で硝酸と水を回収する設計とする。 精留塔の加熱部に供給する約130℃の加熱蒸気の温度は、加熱蒸気の圧力によって制御し、温度計によって監視し、温度高により警報を発するとともに、蒸気発生器に供給する一次蒸気及び加熱部に供給する加熱蒸気の供給を自動的にしゃ断する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第5節 脱硝施設			
第53条 ウラン脱硝	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 4.6.2.4 系統構成及び主要設備 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第54条 ウラン・プルトニウム混合脱硝	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 4.6.3.4 系統構成及び主要設備 第4.6-4表(1) ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の主要設備の臨界安全管理表 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第6節 その他再処理設備の附属施設			
第55条 分析設備におけるプルトニウムの取扱い	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 9.8 分析設備 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第55条の2 分析設備における分析試料の一時保管	－	－	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第7節 異常時の措置			
第56条 異常時の措置	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.3 運転管理 再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。なお、運転員の誤操作、誤判断を防止するため運転の要領を充実させるとともに、運転員が誤判断を起しやすと思われる事象については、可能な限り検討を行い、これを運転の要領に反映させる。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第57条 安全上重要な警報装置が作動した場合の措置等	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 4.3.4.1 (2) b. 第1よう素追出し槽 第1よう素追出し槽は、密度計により溶解液中の核燃料物質の濃度を監視し、密度が上昇した場合には警報を発し、溶解液中の核燃料物質の濃度の過度な上昇を防止する設計とする。 10.3 運転管理 再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第58条 漏えいを検知した場合の措置等	○ (本文) (添付書類六)	－	(本文) A. 口. (3) 使用済燃料の閉じ込めに関する設計 (iii) セル等は、液体状の放射性物質が漏えいした場合に、その漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした放射性物質を安全に移送及び処理することができる設計とする。 (添付書類六) 1.4 使用済燃料等の閉じ込めに関する設計 (2) 万一液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により漏えいを検知するとともに、スチーム ジェット ポンプ、ポンプ又は重力流により漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第59条 臨界警報装置が作動した場合の措置	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 8.4.3 (1) 屋内モニタリング設備 臨界事故を想定した場合、放射線業務従事者等が多大な放射線被ばくを受けるおそれのある区域において、臨界事故の発生を直ちに報知するために設ける。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第60条 インターロック等の作動等の後の復帰措置	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.3 運転管理 再処理施設の運転管理は、保安規定に定める再処理施設運転上の制限、再処理施設運転上の条件及び異常時の措置を遵守し再処理施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第4章 核燃料物質の管理			
第61条 削除			
第62条 削除			
第1節 通則			
第63条 管理上の一般事項	○ (本文) (添付書類六)	○	(本文) 燃料貯蔵プール、ウラン酸化物貯蔵施設およびウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の最大貯蔵量の記載が、それぞれ、四. A. 二. (3) (ii) (b)、四. A. へ. (3) (ii) (a) および (b) にあり、保安規定記載は、これに整合している。 (添付書類六) 燃料取出し装置、燃料取扱装置およびバスケット取扱装置のつり上げ高さの制限の記載が、3.4.1(1)c. 3.4.2(1)c. および e. にあり、保安規定記載は、これに整合している。 その他は、事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第2節 使用済燃料の受入れ、貯蔵等			
第64条 搬入する使用済燃料の確認	○ (本文) (添付書類六)	－	(本文) 四. A. 二. (3) (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 照射前燃料最高濃縮度 : 5 wt% 使用済燃料集合体平均濃縮度 : 3.5wt%以下 (b) 冷却期間 : 1年以上 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 : 55,000MWd/t・UPr

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			(d) 使用済燃料集合体の照射前の構造等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第65条 輸送容器の取扱い	○ (本文) (添付書類六)	○	(本文) B. イ. (2) (i) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵 キャスクを使用済燃料輸送容器移送台車を用いて、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫から使用済燃料受入れ・貯蔵建屋へ搬入し、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンを用いて防染バケツに収納し、 (添付書類六) 3.4.1(1) 系統構成 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備は、トレーラトラックで使用済燃料輸送容器管理建屋に搬入したキャスクを使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーンを用いて使用済燃料輸送容器移送台車に積み替え、しゃへいを考慮した使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫に移送する。ここで一時保管した後、使用済燃料輸送容器移送台車により使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に搬入する。 3.4.1(2) a. 使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン また、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンは、脱輪防止装置を設け、地震時にも落下することのない構造とするとともに燃料貯蔵プール上及び燃料仮置きピット上を通過しない配置とし、万一のキャスクの落下の場合にも燃料貯蔵プールの機能を喪失しないようにする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第66条 使用済燃料の取出し等	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 3.4.1(1) 系統構成 燃料取出し設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンを用いて防染バケツに収納したキャスクを燃料取出しピット水中につり降ろし、水中でキャスクのふたを取り外し、燃料取出し装置を用いて使用済燃料集合体を一体ずつキャスクから取り出す。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第67条 使用済燃料の燃焼度及び平均濃縮度の確認	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 3.4.1(1) 系統構成 取り出した使用済燃料集合体は、燃料仮置きピットの燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きし、計測制御系統施設の燃焼度計測装置を用いて使用済燃料集合体の燃焼度及び使用済燃料集合体平均濃縮度(以下3.では「平均濃縮度」という。)を測定し、平均濃縮度が3.5wt%以下であることを確認した後、燃焼度計測後燃料仮置きラックに仮置きする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第68条 使用済燃料の仮置き及び燃料移送水中台車による移送	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 3.4.1 使用済燃料受入れ設備 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第69条 使用済燃料の貯蔵等	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 3.4.2 使用済燃料貯蔵設備 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第70条 チャンネルボックス・パーナブルポイズン取扱ピットにおける使用済燃料の取扱い	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 3.4.2 使用済燃料貯蔵設備 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第71条 使用済燃料の送出し	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 3.4.2 使用済燃料貯蔵設備 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第3節 製品の貯蔵			
第72条 ウラン酸化物の貯蔵	○	－	(添付書類六)

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し) (添付書類六)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			5.2.4 系統構成及び主要設備等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第73条 ウラン・プルトニウム混合酸化物の貯蔵	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 5.3.4 系統構成及び主要設備等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第5章 施設管理			
第74条 施設管理計画	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.6 保守 再処理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、再処理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第75条 設計管理	○ (本文)	○	(本文) 九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 に関連する記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第76条 作業管理	－	○	設置許可に記載はなく、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第77条 使用前事業者検査の実施	○ (本文)	○	(本文) 九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 H. 評価及び改善 に関連する記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第78条 定期事業者検査の実施	○ (本文)	○	(本文) 九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 H. 評価及び改善 に関連する記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第79条 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第80条 削除			
第6章 放射性廃棄物管理			
第1節 放射性廃棄物管理に係る基本方針			
第81条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (添付書類七)	○	(添付書類七) 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)及び「労働安全衛生法」を遵守し、再処理施設に起因する放射線被ばくから一般公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。 さらに、敷地周辺の一般公衆の線量及び放射線業務従事者等の立入場所における線量が合理的に達成できる限り低くなるようにする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第2節 放射性固体廃棄物			
第81条の2 「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第82条 削除			
第83条 放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等	○ (本文) (添付書類六)	○	(本文) チ. (3) (iv) 保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。 (添付書類六)

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			<p>10.4 放射性廃棄物管理 放射性固体廃棄物の再処理施設内保管廃棄については、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。 等の保管廃棄としての記載はあり、保安規定記載は、これに整合している。 ただし、一時集積場所に関する記載については、事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。</p>
<p>第84条 高レベル廃液のガラス固化及びガラス固化体の保管廃棄</p>	<p>○ (添付書類六)</p>	<p>－</p>	<p>(添付書類六) 7.4.2.4 (2) 主要設備 c. ガラス溶融炉 また、製造するガラス固化体の概要は、以下のとおりである。 重量 ガラス固化体重量 約500kg/本 固化ガラス重量 約400kg/本 寸法 外径 約430mm 高さ 約1,340mm 容器肉厚 約6mm 発熱量 約2.3kW/本 材料 固化ガラス ほうけい酸ガラス 容器 ステンレス鋼 なお、ガラス固化体の発熱量は、高レベル廃液の分析値のばらつき、ガラス溶融炉への高レベル廃液及びガラス原料の供給量の変動並びにガラス固化体容器へのガラス注入量の変動を考慮すると目標からばらつくことが考えられ、2.3kW/本以下を目標としてガラス固化体を製造する場合、製造されるガラス固化体の発熱量は、ばらつきを考慮して1本の最大値としては2.8kW/本となるような設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。</p>
<p>第85条 熱分解装置への窒素ガスの供給等</p>	<p>○ (添付書類六)</p>	<p>－</p>	<p>(添付書類六) 7.4.4.3.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 a. 熱分解装置 熱分解装置は、窒素ガスを供給することにより、廃溶媒を不活性な雰囲気下で熱分解する設計とする。また、熱分解装置は、外部ヒータを適切に制御するとともにその内部温度を測定し、運転状態を監視する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。</p>
<p>第3節 放射性液体廃棄物</p>			
<p>第86条 海洋への放出</p>	<p>○ (本文) (添付書類六) (添付書類七)</p>	<p>－</p>	<p>(本文) 四. A. 子. (2) 液体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 低レベル廃液は、適切に処理し、放射性物質の量及び濃度を確認後、海洋放出管の海洋放出口から海洋に放出する。 (iii) 廃棄物の処理能力 海洋への主要な放射性物質の最大年間放出量は、トリチウムが約1.8×10^{16} Bq、よう素-129が約4.3×10^{10} Bq、よう素-131が約1.7×10^{11} Bq、その他核種が約2.2×10^{11} Bq (その他核種のうち、アルファ線を放出する核種が約3.8×10^9 Bq、アルファ線を放出しない核種が約2.1×10^{11} Bq) である。 (添付書類六) 7.3.3.4 f. 海洋放出管理系 第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽では、それぞれ約360m³/d及び約70m³/dで受け入れた廃液の試料採取を行い、放射線管理施設の放出管理分析設備にて放射性物質の量及び濃度を確認した後、それぞれ第1海洋放出ポンプ及び第2海洋放出ポンプで海洋放出管を経て海中に放出する。それぞれのポンプの吐出側には流量計を設置し流量を監視するとともに、1基の貯槽から廃液を放出している間は、他の貯槽か</p>

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明														
			<p>らは放出しない設計とする。 (添付書類七)</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の発生源 処理水等は、海洋放出管理系で放射性物質の量及び濃度を確認した後、海洋放出管を経て放出する。</p> <p>4.3.3 放出管理 液体廃棄物の放出に際しては、廃液中の放射性物質濃度を測定して放出量を算出し、放射性物質の海洋放出に起因する線量が平成12年科学技術庁告示第13号(第9条)に定める線量限度を超えないようにするとともに、放射性液体廃棄物放出量の管理目標値を下表のように設定し、これを超えないように努める。</p> <table border="1" data-bbox="1715 571 2466 982"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H - 3</td> <td>1.8×10^{16}</td> </tr> <tr> <td>I - 129</td> <td>4.3×10^{10}</td> </tr> <tr> <td>I - 131</td> <td>1.7×10^{11}</td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td>3.8×10^9</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td>2.1×10^{11}</td> </tr> </tbody> </table> <p>等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。</p>	核 種	放出管理目標値 (Bq/y)	H - 3	1.8×10^{16}	I - 129	4.3×10^{10}	I - 131	1.7×10^{11}	その他核種		アルファ線を放出する核種	3.8×10^9	アルファ線を放出しない核種	2.1×10^{11}
核 種	放出管理目標値 (Bq/y)																
H - 3	1.8×10^{16}																
I - 129	4.3×10^{10}																
I - 131	1.7×10^{11}																
その他核種																	
アルファ線を放出する核種	3.8×10^9																
アルファ線を放出しない核種	2.1×10^{11}																
第87条 高レベル廃液濃縮缶の硝酸温度等	○ (添付書類六)	－	<p>(添付書類六)</p> <p>7.3.2.2.4 (2) b. 高レベル廃液濃縮缶 高レベル廃液濃縮缶は、約50℃と運転温度を低くして腐食し難い環境とするため、廃ガス流量を調整することにより缶内圧力を約7kPa[abs] (50mmHg) に制御し、減圧下で蒸発操作する設計とする。また、圧力高により警報を発するとともに、自動的に加熱蒸気をしゃ断する設計とする。高レベル廃液濃縮缶の液位を制御、監視し、液位低により警報を発するとともに、自動的に加熱蒸気をしゃ断する設計とする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。</p> <p>ただし、高レベル廃液濃縮缶下部溶液温度計保護管内の圧力について、事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない</p>														
第4節 放射性気体廃棄物																	
第88条 大気への放出	○ (本文) (添付書類七)	－	<p>(本文)</p> <p>四. A. チ. (2) 気体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造 気体廃棄物の廃棄施設の排気は、放射性物質の濃度を監視しながら主排気筒、北換気筒 (使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒並びにハル・エンド ピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒) 及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口から排出する。</p> <p>(添付書類七)</p> <p>4.2.1 (4) 換気設備の排気 換気設備は、汚染のおそれのある区域からの排気を高性能粒子フィルタ等でろ過した後、監視しながら主排気筒、北換気筒 (使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒並びにハル・エンド ピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒) 及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口から大</p>														

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明																		
			<p>気中へ放出する。なお、これらの排気に含まれる放射性物質量は極めて少ない。 また、汚染のおそれのないものは、直接放出する。</p> <p>4.2.1 (5) 冷却空気出口シャフトからの排気 ガラス固化体の保管廃棄に伴い、冷却空気中のアルゴンが放射化され、これを含む排気は、冷却空気出口シャフトから大気中へ放出する。</p> <p>4.2.3 放出管理 気体廃棄物の放出に当たっては、主排気筒から放出する放射性物質を測定し、周辺監視区域外における空気中の放射性物質濃度が平成12年科学技術庁告示第13号(第3条及び第9条)に定める周辺監視区域外における線量限度及び空気中濃度限度を超えないようにするとともに、気体廃棄物放出量の管理目標値を下表のように設定し、これを超えないように努める。</p> <table border="1" data-bbox="1715 632 2466 1136"> <thead> <tr> <th>核 種</th> <th>放出管理目標値 (Bq/y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Kr - 85</td> <td>3.3×10^{17}</td> </tr> <tr> <td>H - 3</td> <td>1.9×10^{15}</td> </tr> <tr> <td>C - 14</td> <td>5.2×10^{13}</td> </tr> <tr> <td>I - 129</td> <td>1.1×10^{10}</td> </tr> <tr> <td>I - 131</td> <td>1.7×10^{10}</td> </tr> <tr> <td>その他核種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出する核種</td> <td>3.3×10^8</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない核種</td> <td>9.4×10^{10}</td> </tr> </tbody> </table> <p>等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。</p>	核 種	放出管理目標値 (Bq/y)	Kr - 85	3.3×10^{17}	H - 3	1.9×10^{15}	C - 14	5.2×10^{13}	I - 129	1.1×10^{10}	I - 131	1.7×10^{10}	その他核種		アルファ線を放出する核種	3.3×10^8	アルファ線を放出しない核種	9.4×10^{10}
核 種	放出管理目標値 (Bq/y)																				
Kr - 85	3.3×10^{17}																				
H - 3	1.9×10^{15}																				
C - 14	5.2×10^{13}																				
I - 129	1.1×10^{10}																				
I - 131	1.7×10^{10}																				
その他核種																					
アルファ線を放出する核種	3.3×10^8																				
アルファ線を放出しない核種	9.4×10^{10}																				
第7章 放射線管理																					
第1節 放射線管理に係る基本方針																					
第89条 放射線管理に係る基本方針	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.5 放射線管理 放射線管理は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量を、法令に定められた線量限度以下とすることはもちろん、一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くする方針で行う。																		
第2節 区域管理																					
第91条 管理区域	○ (添付書類七)	－	(添付書類七) 2.1.1 管理区域 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。																		
第92条 管理区域の区域区分	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.5 放射線管理 放射線管理は、周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量を、法令に定められた線量限度以下とすることはもちろん、一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くする方針で行う。 また、再処理施設は、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性汚染物質の移動の管理等を厳重に実施する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。																		

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
第93条 管理区域内の特別措置	○ (添付書類七)	－	(添付書類七) 2.2 管理区域内の管理 管理区域内は、場所により外部放射線に係る線量率、放射性物質による汚染の有無、放射線業務従事者の立入頻度等に差異があるので、これらのことを考慮して適切な諸管理を行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第94条 飲食及び喫煙の禁止	○ (添付書類七)	－	(添付書類七) 2.2.5 (3) 管理区域での遵守事項 a. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第95条 管理区域への出入管理	○ (添付書類七)	○	(添付書類七) 2.2.5 人の出入管理等 d c等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第96条 保全区域	－	－	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第97条 周辺監視区域	○ (添付書類七)	－	(添付書類七) 2.3 周辺監視区域内の管理 「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」(第9条)の規定に基づき、周辺監視区域は人の居住を禁止し、境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第3節 被ばく管理			
第98条 線量の評価及び通知	○ (添付書類七)	－	(添付書類七) 2.4 個人被ばく管理 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第99条 作業に伴う放射線管理	○ (添付書類七)	－	(添付書類七) 2.2.7 作業管理 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第100条 床、壁等の除染	○ (添付書類七)	－	(添付書類七) 2.2.7 作業管理 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第4節 線量当量等の測定			
第101条 線量当量等の測定	○ (添付書類七)	－	(添付書類七) 2.2.4 線量当量率等の測定 等に記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第102条 放射線測定器類の管理	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.6 保守 再処理施設の保守は、保安規定に定める定期的な検査、補修及び改造に関する規定を遵守し、所定の計画と適切な手順に従って、再処理施設内の安全の確保を妨げることがないように行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第5節 環境監視			
第103条 環境監視	○ (本文) (添付書類七)	－	(本文) 四. A. リ. 放射線管理施設の設備 放射線業務従事者等の放射線管理を確実に行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 放射線監視設備

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地内外の放射線等を監視するための屋外モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。 (ii) 環境管理設備 敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。 (添付書類七) 3.2 環境試料の放射能監視 周辺環境試料の放射能監視は、次のように行う。 環境試料の種類：海水、海底土、陸水、陸土、陸上植物、畜産物、海洋生物等 頻度：原則として3箇月～1年に1回とする。 測定対象：プルトニウム、よう素、セシウム、ストロンチウム、トリチウム等 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第6節 物品移動の管理			
第104条 物品の移動	○ (添付書類七)	－	(添付書類七) 2.2 管理区域内の管理(4) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が(2)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第105条 事業所において行われる運搬	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第106条 事業所外への運搬	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 非常時の措置			
第107条 削除			
第108条 削除			
第1節 事前対策			
第109条 非常時対策組織	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第110条 非常時要員	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第110条の2 緊急作業従事者	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第111条 非常時用器材の整備	○	－	(添付書類六)

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し) (添付書類六)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
	○ (添付書類六)		10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第112条 通報系統	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第2節 初期活動			
第113条 通報	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第114条 応急措置	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第3節 非常時における活動			
第115条 非常時体制の発令	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第116条 非常時対策活動	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第117条 非常時体制の解除	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置			
第118条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	○	－	(添付書類六)

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し) (添付書類六)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
			10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第5節 保障措置分析所に係る措置			
第119条 保障措置分析所に係る措置	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 2.3.25 分析建屋 分析建屋の一角に、(財)核物質管理センターが運営する六ヶ所保障措置分析所が設置され、分析建屋の一部を本分析所と共用する。 10.7 緊急時の措置 地震、火災、その他の原因によって相当な規模の災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、再処理施設の平常組織とは異なる緊急時組織を設置して、事故原因の除去、災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行う。 等の記載があり、保安規定記載は、これに整合している。
第9章 教育訓練			
第120条 使用済燃料による総合試験における教育訓練	○ (添付書類三)	－	(添付書類三) 5. 技術者に対する教育・訓練(2) 当社は、再処理施設の設計、建設、運転及びそれらに付随する業務の円滑な遂行に必要な知識、技術の修得並びに資質の向上を図るため、採用した技術者に対し次のような養成を行っている。 ② 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の運転及び保守・補修の実務経験を通じた使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の運転並びに保守・補修技能等の修得。 ③ 再処理設備本体等における使用済燃料による総合試験での実務を通じた、放射線管理及び核燃料物質によって汚染された物の取り扱いに関する知識・技能の修得。 等の記載があり、保安規定は、これに整合している。
第121条 社員等への保安教育	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.8 教育及び訓練 所員に対して、再処理施設の運転、保安、放射線防護及び異常時の措置に関する教育並びに緊急事態に対処するための総合的な実施訓練を定期的及び必要に応じて計画し実施する。 等の記載があり、保安規定は、これに整合している。
第122条 請負事業者等への保安教育	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.10 所員以外の者に対する保安措置 所員以外の者を再処理施設内に立ち入らせる場合は、保安上必要な注意を与えると同時に、特に管理区域内等で作業する請負業者には放射線防護に関する教育、訓練について所員と同等の措置を講ずるよう指導する。 等の記載があり、保安規定は、これに整合している。
第123条 非常時訓練	○ (添付書類六)	－	(添付書類六) 10.8 教育及び訓練 所員に対して、再処理施設の運転、保安、放射線防護及び異常時の措置に関する教育並びに緊急事態に対処するための総合的な実施訓練を定期的及び必要に応じて計画し実施する。 等の記載があり、保安規定は、これに整合している。
第10章 再処理施設の定期的な評価			
第124条 再処理施設の定期的な評価	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。
第11章 記録及び報告			

再処理施設保安規定
事業指定記載有無／保安規定変更有無等整理表

変更後保安規定目次	事業指定記載有無 (○：有り、－：無し)	保安規定変更有無 (○：有り、－：無し)	説明
第125条 記録	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.11 記録及び報告 再処理施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存するとともに、必要な機関に報告を行う。 等の記載があり、保安規定は、これに整合している。
第126条 報告	○ (添付書類六)	○	(添付書類六) 10.11 記録及び報告 再処理施設の保安に関する事項を法令に定めるところにより記録し、保存するとともに、必要な機関に報告を行う。 等の記載があり、保安規定は、これに整合している。
附則	－	○	事業指定に記載はなく、事業指定と保安規定記載に齟齬はない。

再処理施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画） 許可整合性説明資料

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
1.			再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	第1章の2 品質保証（品質マネジメントシステム計画） 第5条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・用いる用語の違いによる差異	第1節の2 品質保証体制	
2.	第一章 総則（目的）	第1章総則（目的）	A. 目的	1 目的	差異なし（見出し記号の差異は記載しない） （以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。）		
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする①。	1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第3条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしている。	（品質保証計画） 第4条の3 社長は、原子力発電所における安全のための品質保証規程（以下「JEAC4111-2009」という。）に基づき、品質保証計画を定め、「全社品質保証計画書」として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、維持及びその有効性の継続的な改善を推進する。	
4.	（適用範囲）		B. 適用範囲	2 適用範囲		（適用範囲）	（適用範囲）
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設（使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）について適用する。		品質管理に関する事項は、再処理施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異	第2条 この規定は、再処理施設（第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟及びそれに係る施設は除く。）の保安に係る運用に関して適用する。	
6.	（定義）		C. 定義	3 定義			
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	・用いる用語の違いによる差異		3.用語の定義、関連文書
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング：事業指定本文9号との整合箇所を示す。			—	—
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。					—	—
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。					—	—
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、	2 第2項第4号に規定する「原				—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	子力事業者等」とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。					
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第 2 項第 5 号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。		—		—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。		—		—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第 53 条第 1 項において同じ。)		—		—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。			—		—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。			—		—	—
17.			a.再処理施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。	(1)再処理施設 法第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。		—	—
18.			b.組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、再処理施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	—	・保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載	—	—
19.				(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシアの定義を記載	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリ）のことをいう。			
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第 2 章 品質マネジメントシステム	D. 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム			
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	a. 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項			
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(a)組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1)第 16 条に定める組織（以下「組織」という。）は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 各職位は、本計画書に従って、2.2 項の適用規格および規則の要求事項を満たす品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(b)組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		(イ)再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) a. プロセスおよび各施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ②	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	(ロ)再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b.再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）			e. 運転開始後の各施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第 2 項第 3 号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	(ハ)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e. 運転開始後の各施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。④		(c)組織は、再処理施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。			4.品質マネジメントシステム 4.2 文書化に関する要求 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図 4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。 7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(d)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) 各職位は、次の事項を実施する。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		(イ)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	(ロ)プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図 1 に示す。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図 1 を記載		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。⑭	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)第 5 条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	(ハ)プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) b. これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		(ニ)プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。	d.プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。)			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) c. これらのプロセスの運用および監視の支援をするために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		(ホ)プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) d. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第 4 項第 6 号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	(ハ)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) e. これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする		(ト)プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) f. これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑮	9 第 4 項第 8 号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	(フ)原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に係る潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。また、顧客満足の向上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑯	10 第 5 項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。⑰ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。	(エ)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(安全文化の醸成) 第 4 条の 2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、安全文化の醸成のための活動を第 1 節の 2 に定める品質保証体制に基づき実施させる。 2 各職位は、安全文化の醸成のための活動を実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		<ul style="list-style-type: none"> ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 		<ul style="list-style-type: none"> に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 			
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。⑳		(f)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 （5）各職位は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、7.4 項の調達のプロセスに基づいて管理する。
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。㉑		(g)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 （3）各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	b. 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化			
41.			(a)一般	4.2.1 一般			
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図 2 に示す。	・保安規定においては、具体的な図 2 を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図 4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。
43.	一 品質方針及び品質目標		(i)品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 a. 文書化した、品質方針および品質目標の表明（「安全文化醸成活動に係る規程」を含む）

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		(0)品質マニュアル	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 b. 全社品質保証計画書（本計画書）
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		(ハ)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 d. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した記録を含む文書
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		(ニ)品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 c. 本計画書が要求する“文書化された手順”および記録
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(b)品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル			
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） 社長は次の事項を含む本計画書を作成し、維持する。
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		(イ)品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		(ロ)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） b. 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		(ハ)品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		(ニ)品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） c. 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”またはそれらを参照できる情報
53.	五 プロセスの相互の関係		(ホ)プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図 1 を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） d. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	(c)文書の管理	4.2.3 文書の管理			
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ⑰ ・文書の組織外への流出等の防止	(イ)組織は、品質マネジメント文書を管理する。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は、文書の一種ではあるが、4.2.5 項の要求事項に従って管理する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		⑰ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持⑱		訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)			
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。⑱	(0)組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) 室、各本部・事業部長は、次の活動に必要な管理についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。⑲		1)品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。⑲	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること⑱をいう。	2)品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) b. 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。⑲	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	3)品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b. 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		4)品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) c. 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		5)改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		6)品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) e. 文書は読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする。
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		7)組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) f. 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確に

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							し、その配付が管理されていることを確実にする。
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		8)廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) g. 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	(d)記録の管理	4.2.4 記録の管理			
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		(イ)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。 4.2.5 記録の管理 (1) 各職位は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 (3) 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能で、検索可能なものとする。
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(ロ)組織は、(イ)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.5 記録の管理 (2) 室、各本部・事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理についての文書を4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
68.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任	E 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任			
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ			
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。③		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を次の事項によって示す。
71.	一 品質方針を定めること。		(a)品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント b. 品質方針を設定する。
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(b)品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント c. 品質目標が設定されることを確実にする。
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(c)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント f. 安全文化を醸成するための活動を促進する。(注) (注) 具体的な要領については、安全・品質本部長が定める「安全文化醸成活動に係る規程」による。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(d) E.f.(a)に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント d. マネジメントレビューを実施する。
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(e)資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント e. 資源が使用できることを確実にする。
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(f)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		(g)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を満たすことの重要性を組織内に周知する。
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		(h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	b. 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視			
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。①	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。			5. 経営者の責任 5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。
81.	(品質方針)	(品質方針)	c. 品質方針	5.3 品質方針			
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質方針の設定) 第6条 社長は、次の事項に配慮して、法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化する。 (3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) 社長は、品質方針について次の事項を確実にする。 c. 関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化醸成に関する事項を含む。
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(a)組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第6条 (1) 日本原燃株式会社の経営方針及び理念に対して適切なものであること。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) a. 組織の目的に対して適切である。 g. 組織運営に関する方針と整合性がとれている。
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(b)要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		第6条 (2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(c)品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		第 6 条 (4) 品質目標の設定及び社長による評価における枠組みを与える。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) b. 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 d. 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。 f. 適切性の持続のためにレビューする。
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(d)要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。		第 6 条 (5) 社内全体に伝達され、理解されるようにする。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) e. 組織全体に伝達され、理解される。
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(e)品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		第 6 条 (2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) b. 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 f. 適切性の持続のためにレビューする。
88.			d. 計画	5.4 計画			
89.	(品質目標)	(品質目標)	(a)品質目標	5.4.1 品質目標			
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(イ)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。(「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質目標の設定) 第 7 条 監査室長は、監査室長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 2 安全・品質本部長は、安全・品質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 3 事業部長は、再処理施設に係る保安業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、再処理事業部の当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。 4 技術本部長は、技術本部長が統括する業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。	5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかなるべき部門および階層で、品質目標が設定されていることを確実にする。その品質目標には、策定した安全文化醸成活動の取組みのうち特に重要な事項、業務・施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含める。
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「その達成状況の評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあることをい	(ロ)社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況の評価	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質目標の設定) 第 7 条 監査室長は、監査室長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能	5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (2) 品質目標は、その達成度が

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		う。		し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）		な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 2 安全・品質本部長は、安全・品質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 3 事業本部長は、再処理施設に係る保安業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、再処理事業部の当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。 4 技術本部長は、技術本部長が統括する業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。	判定可能で、品質方針との整合をとる。
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(b)品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(イ)社長は、品質マネジメントシステムが D. a. の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。			5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。⑱	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(ロ)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 〔品質マネジメントシステムの変更〕には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。 5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。	
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る	2 第 2 項第 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として	1)品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	5.経営者の責任 5.4 計画	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	る結果 ¹⁹	実施する次の事項を含む(第 23 条第 3 項第 1 号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	結果	結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)			5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ¹⁹		2)品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
97.	三 資源の利用可能性 ¹⁹		3)資源の利用可能性	c.資源の利用可能性			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
98.	四 責任及び権限の割当て ¹⁹		4)責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
99.			C. 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション			
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(a)責任及び権限	5.5.1 責任及び権限			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 5 条 社長は、保安教育等により再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職制規程」および「職務権限規程」による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	(再掲) 1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(再掲) 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 5 条 社長は、保安教育等により再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職制規程」および「職務権限規程」による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
103.				(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	・保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記	第 5 条 1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に隔離する等により、監査室の	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						独立性を確保する。	
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(b)品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者			
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 17 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	・保安規定においては、他の条文に管理責任者が定められているため、当該条文を引用		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、監査室長、安全・品質本部長、濃縮事業部長、埋設事業部長、再処理事業部長、技術本部長および燃料製造事業部長を、表 5.5.2 に示す各部署の業務に関する管理責任者に任命する。
106.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		(イ)プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) 管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく次に示す責任および権限をもつ。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。
107.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(ロ)品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) b. 品質マネジメントシステムの実施状況および改善の必要性の有無について社長に報告する。
108.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		(ハ)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。
109.	四 関係法令を遵守すること。		(ニ)関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。
110.	(管理者)	(管理者)	(c)管理者	5.5.3 管理者			
111.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(イ)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				務を行わせることができる。)			
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		1)個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		2)要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		3)個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		4)健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
116.	五 関係法令を遵守すること。④		5)関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
117.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		(ロ)管理者は、(イ)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		1)品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		2)要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							<p>および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		3)原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		4)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		5)要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
123.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。 ⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(ハ)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(d)組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達			
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.再処理安全委員会	・保安規定においては、具体的な社内の会議体名称を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (1) 安全・品質改革委員会 品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。※社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。 ※社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。 (2) 品質・保安会議 品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							(3) 安全委員会 保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会で審議を行う。
126.		2 第 17 条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 18 条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。				—	—
127.			f. マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー			
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(a)一般	5.6.1 一般			
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年 1 回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	・保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年 1 回以上」と明確化	(社長による評価) 第 8 条 社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年 1 回以上評価を行う。この評価では、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするために、年 1 回以上品質マネジメントシステムをレビューする。
130.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	(b)マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		第 8 条 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、前項の評価に当たり、次の各号の事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を社長に報告する。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。
132.	一 内部監査の結果		(イ)内部監査の結果	a.内部監査の結果		第 8 条 2 (1) 監査の結果	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット a. 監査の結果（内部監査および第三者監査等を含む。）
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第 2 号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	(ロ)組織の外部の者の意見	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット a. 監査の結果（内部監査および第三者監査等を含む。） b. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
134.	三 プロセスの運用状況	2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	(ハ)プロセスの運用状況	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c. プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)、検査および試験の結果ならびに製品の適合性
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使	3 第 4 号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判	(ニ)使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検	d.使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検		第 8 条 2	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第 48 条において同じ。)	査等」という。)並びに自主検査等の結果	査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)		(2) 保安検査、施設定期検査等の法律に基づく検査の状況及び法令に定める要求事項の変更	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c. プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)、検査および試験の結果ならびに製品の適合性
136.	五 品質目標の達成状況		(ホ)品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況			5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c. プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)、検査および試験の結果
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	(ハ)健全な安全文化の育成及び維持の状況	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、前項の評価に当たり、次の各号の事項(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。)を社長に報告する。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット d. 安全文化を醸成するための活動の状況
138.	七 関係法令の遵守状況		(ト)関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況		第 8 条 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、前項の評価に当たり、次の各号の事項(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。)を社長に報告する。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット e. 関係法令および保安規定の順守状況
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第 8 号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	(チ)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 2 (4) 予防処置及び是正処置の状況	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット f. 予防処置および是正処置の状況
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(リ)従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		第 8 条 2 (5) 前回までの社長による評価結果に基づく措置の状況	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット g. 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(ニ)品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		第 8 条 2 (6) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット h. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		(ル)部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案		第 8 条 2 (8) 改善のための提案	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット j. 改善のための提案
143.	十二 資源の妥当性⑬		(ヲ)資源の妥当性	l.資源の妥当性		第 8 条 2 (7) その他重要な事項(安全・品	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのイン

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						質改革委員会での審議結果等) (8) 改善のための提案	プット i. その他重要な事項 (安全・品質改革委員会での審議結果等) j. 改善のための提案
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性③	6 第 13 号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。)	(7)保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 2 (7) その他重要な事項 (安全・品質改革委員会での審議結果等) (8) 改善のための提案	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット i. その他重要な事項 (安全・品質改革委員会での審議結果等) j. 改善のための提案
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(c)マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置			
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項 (関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。) を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	1)品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 3 (1)品質マネジメントシステムおよびプロセスの有効性の改善	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット a. 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		2)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		第 8 条 3 (2)業務の計画および実施に係る改善	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット b. 業務の計画および実施に係わる改善
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		3)品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		第 8 条 3 (3)資源の必要性	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット c. 資源の必要性
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	4)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項 (関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。) を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット d. その他、改善が必要な事項
151.	五 関係法令の遵守に関する改善④		5)関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善		第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項 (関係	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのア

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。)を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	ウトプット d. その他、改善が必要な事項
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。			5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (3) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。		第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
154.	第四章 資源の管理	第 4 章 資源の管理	F 資源の管理	6 資源の管理			
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	a. 資源の確保	6.1 資源の確保			
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第 2 1 条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。 2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9 0 0 1 の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 社長は、室、各本部・事業部長が明確にした以下の事項に必要な資源を提供する。
157.	一 要員		(a)要員	a.要員			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.1 一般 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員には、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		(b)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.3 インフラストラクチャー 各職位は、保安規定に基づき、原

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							子力安全の達成するうえで必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供し、かつ、維持する。
159.	三 作業環境		(c)作業環境	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.4 作業環境 各職位は、原子力安全を達成するために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。
160.	四 その他必要な資源		(d)その他必要な資源	d.その他必要な資源			6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 社長は、室、各本部・事業部長が明確にした以下の事項に必要な資源を提供する。
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	b. 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練			
162.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。 ⑥	(a)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.1 一般 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員には、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(b)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 各職位は、以下の事項を実施する。また、室、各本部・事業部長は、必要な力量の設定および必要な力量が持てるようにするために行う教育・訓練についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		(イ)要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 a. 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員（管理責任者を含む。）に必要な力量を明確にする。
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	(ロ)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 （「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 b. 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		(ハ)教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 c. 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		(二)要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		1)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		2)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		3)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		(ホ)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 e. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第 5 章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施			
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	a. 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画			
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第 1 項に規定する「計画を策定する」には、第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して計画を策定 ⁽⁹⁾ することを含む。	(a)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 事業部長は、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 7 章及び第 8 章に掲げる業務を計画し、実施するため、次の各号を含む業務の計画及び実施に係る事項を「再処理事業部全社品質保証計画書運用要則」において定める。	7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第 2 項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(b)組織は、(a)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (1)各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。
176.	3 原子力事業者等は、個別業務	3 第 3 項に規定する「個別業務に	(c)組織は、個別業務に関する計画	(3)組織は、個別業務に関する計画	・保安規定においては、品質管理基		7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。⑱	に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	準規則の解釈を反映		7.1 業務の計画 (2) 各職位は、業務の計画に当たっては、次の事項を明確にする。
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果⑱		(イ)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(ロ)機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) a. 業務・施設に対する品質目標および要求事項
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		(ハ)機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) b. 業務・施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		(ニ)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) c. その業務・施設のための検証、妥当性確認、監視、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		(ホ)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) d. 業務・施設のプロセスおよびその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(ド)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (3) 各職位は、この計画のアウトプットを、組織の運営方法に適した形式とする。
183.			b. 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス			
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(a)個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項			
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (1) 業務の計画に当たっては、次の事項について適切に明確化する。また、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。	7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 各職位は、次の事項を明確にする。
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に		(イ)組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	必要な要求事項		必要な要求事項	要な要求事項			に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 b. 明示されていないが、業務・施設に不可欠な要求事項
187.	二 関係法令		(ロ)関係法令	b.関係法令			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規制要求事項
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		(ハ) (イ), (ロ)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a.及び b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 e. 組織が必要と判断する追加要求事項すべて
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	(b)個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査			
190.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(イ)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項をレビューする。
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(ロ)組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) 各職位は、レビューでは次の事項を確実にする。
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		1)当該個別業務等要求事項が定められていること。	a.当該個別業務等要求事項が定められていること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) a. 業務・施設に対する要求事項が定められている。
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		2)当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) b. 業務・施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		3)組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							(2) c. 定められた要求事項を満たす能力をもっている。
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (3) 各職位は、このレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(ニ)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (5) 各職位は、業務・施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(c)組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等			
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。⑦	1 第 26 条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るために、表 7.2.3.1 に示す方法で情報収集および意見交換を行う。
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
201.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
202.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
203.			c. 設計開発	7.3 設計開発			
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(a)設計開発計画	7.3.1 設計開発計画			
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行	(イ)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(再処理施設の設計) 第 11 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、再処理施設の改造における設計の管理について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 設計管理要領」を定め、文書化する。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (1) 各職位は、各施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		う必要がある。 2 第 1 項に規定する「設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して行うものを含む。）を行うこと⑱を含む。		含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）		(1) 各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。	
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(0)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) 各職位は、各施設の設計・開発の計画において次の事項を明確にする。
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		1)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) a. 設計・開発の段階
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		2)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) b. 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		3)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) c. 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		4)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源			6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(ハ)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。			7. 業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (3) 各職位は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、各施設の設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(ニ)組織は、(イ)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (4) 各職位は、各施設の設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(b)設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報			
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(イ)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に関係する職位を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 各職位は、各施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには次の

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							事項を含める。
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		1)機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) a. 意図した使用方法に応じた機能および性能に関する要求事項
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		2)従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) c. 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報
217.	三 関係法令		3)関係法令	c.関係法令			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) b. 適用される法令・規制要求事項
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		4)その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(D)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に関係する職位を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (2) 各職位は、これらのインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないものとする。
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(c)設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報			
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(イ)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(D)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は原設計者以外の者が行う。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(ハ)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットは次の状態にする。
224.	一 設計開発に係る個別業務等要		1)設計開発に係る個別業務等要	a.設計開発に係る個別業務等要求			7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	求事項に適合するものであること。		求事項に適合するものであること。	事項に適合するものであること。			7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		2)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) b. 調達、業務の実施および施設の使用ならびに製造・サービス提供に対して適切な情報を提供する。
226.	三 合否判定基準を含むものであること。		3)合否判定基準を含むものであること。	c.合否判定基準を含むものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) c. 関係する検査および試験ならびに製品の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		4)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) d. 安全な使用および適正な使用に不可欠な各施設の特性を明確にする。
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(d)設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー			
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(イ)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に係る職位を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 各職位は、各施設の設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		1)設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) a. 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。
231.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		2)設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b.設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) b. 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		(ロ)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に係る職位を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
233.	3 原子力事業者等は、設計開発		(ハ)組織は、設計開発レビューの結	(3)組織は、設計開発レビューの結			7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(e)設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証			
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(イ)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(再処理施設の設計) 第11条 (3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。なお、検証は原設計者以外の者が行う。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(ハ)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。		(再処理施設の設計) 第11条 (3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。なお、検証は原設計者以外の者が行う。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(f)設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認			
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(イ)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(再処理施設の設計) 第11条 (4) 使用前に妥当性を確認する。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 各職位は、結果として得られる各施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(ロ)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		(再処理施設の設計) 第11条 (4) 使用前に妥当性を確認する。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (2) 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、各施設の使用前に、妥当性確認を完了する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (3) 各職位は、妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(g)設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理			
243.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(イ)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 各職位は、各施設の設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (5) 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。変更のレビューには、再処理施設に及ぼす影響の評価を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (2) 各職位は、変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(ハ)組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (5) 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。変更のレビューには、再処理施設に及ぼす影響の評価を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (3) 各職位は、各施設の設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の各施設を構成する要素および関連する各施設に及ぼす影響の評価(施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ニ)組織は、(ロ)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (4) 各職位は、変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
247.			d. 調達	7.4 調達			
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(a)調達プロセス	7.4.1 調達プロセス			
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		(イ)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(調 達) 第 12 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、物品及び役務の調達について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 調達管理要領」を定め、文書化する。	7. 業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (1) 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。室、各本部・事業部長は、調達プロセスに関する管理についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合している	1 第 2 項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。⑳ 2 第 2 項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認	(ロ)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(調 達) 第 12 条 (1) 調達製品の要求事項(物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の提供に係る要求事項を含む。)を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査す	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (1) 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。室、各本部・事業部長は、調達プロセスに関する管理についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	ことを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。 ⑫	する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	方法及び程度を定める。	める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）		る。	画書運用要則に定める。 （2）各職位は、供給者および調達製品に対する管理の方式と程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。		(調達) 第12条 (2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (3) 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価および再評価の基準を定める。
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(ニ)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (3) 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価および再評価の基準を定める。
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ホ)組織は、(ハ)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(調達) 第12条 (3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (4) 各職位は、評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (5) 各職位は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法および他の組織と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(b)調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項			
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、		(イ)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	該当するものを含めなければならない。						(1) 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		1)調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) a. 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		2)調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) b. 要員の適格性確認に関する要求事項
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		3)調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第 1 項第 4 号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	4)調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) d. 不適合の報告および処理に関する要求事項
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		5)調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項⑩		6)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		7)その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。⑪	2 第 2 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(ロ)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の		(ハ)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を		(調達) 第 12 条 (1) 調達製品の要求事項（物品又は役務の調達後におけるこれらの	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (2) 各職位は、供給者に伝達す

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	妥当性を確認しなければならない。		物品等要求事項の妥当性を確認する。	確認する。		維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に係る要求事項を含む。）を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査する。	る前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(二)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (3) 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	(c)調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証			
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(イ)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		(調 達) 第 12 条 (4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定める。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.3 調達製品の検証 (1) 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(ロ)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		(調 達) 第 12 条 (5) 供給者先で検証を実施することとした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にする。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.3 調達製品の検証 (2) 各職位は、供給者先で検証を実施することとした場合には、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。
270.			e. 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理			
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(a)個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理			
272.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、該当する次の状態を含む。
273.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第 1 号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	(イ)再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	a.再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 （「再処理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 a. 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。	
274.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(ロ)手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 b. 必要に応じて、作業手順が利用できる。	
275.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(ハ)当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 c. 適切な設備を使用している。	
276.	四 監視測定のための設備が利用で		(ニ)監視測定のための設備が利用で	d.監視測定のための設備が利用で		7.業務の計画、実施	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。			7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 d. 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(ホ)H. b. (c)に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 e. 規定された監視および測定が実施されている。
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(ハ)品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 f. 業務のリリースが規定されたとおりに実施されている。
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(b)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認			
280.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(イ)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (1) 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(ロ)組織は、(イ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(イ)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (2) 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち適用できるものを含んだ手続きを確立する。 d. 記録に関する要求事項
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち適用できるものを含んだ手続きを確立する。
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		1)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		2)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) b. 設備の承認および要員の適格性確認
286.	三 妥当性確認の方法	1 第 4 項第 3 号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	3)妥当性確認の方法	c.妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) c. 所定の方法および手順の適用 e. 妥当性の再確認
287.	(識別管理)	(識別管理)	(c)識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保			
288.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第 39 条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.3 識別およびトレーサビリティ (1) 各職位は、必要な場合には、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・施設の状態を識別する。 (2) 各職位は、監視および測定の実施事項に関連して、業務・施設の状態を識別する。
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(1)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.3 識別およびトレーサビリティ (3) 各職位は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	(d)組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品			
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 4 1 条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.4 組織外の所有物(知的所有権も含む) 各職位は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	(e)調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理			
293.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.5 調達製品の保存 各職位は、調達製品の検証後、受入れから据付け(使用)までの間、調達製品を適合した状態のまま保存する。この保存には、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	f. 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理			
295.	第四十三条 原子力事業者等は、		(a)組織は、機器等又は個別業務	(1)組織は、機器等又は個別業務			7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。			7.6 監視機器および測定機器の管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視および測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(b)組織は、(a)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (2) 各職位は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(c)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。
298.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	(イ)あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) a. 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。
299.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		(ロ)校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) c. 校正の状態が明確にできる識別をする。
300.	三 所要の調整がなされていること。		(ハ)所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) b. 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		(ニ)監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		(ホ)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) e. 取扱い、保守、保管において、損傷および劣化しないように保護す

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							る。
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(d)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (4) 各職位は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(e)組織は、(d)の場合において、当該監視測定のための設備及び(d)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (5) その機器および影響を受けた業務・施設に対して、適切な処置をとる。
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(f)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (6) 校正および検証の結果の記録を維持する。
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(g)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (7) 各職位は、規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。
307.	第六章 評価及び改善	第 6 章 評価及び改善	H. 評価及び改善	8 評価及び改善			
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	a. 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善			
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(a)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.1 一般 (1) 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）および当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）し、実施する。
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(b)組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 (「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.1 一般 (1) a. 業務・施設に対する要求事項への適合を実証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
311.			b. 監視測定	8.2 監視及び測定			
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(a)組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見			
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の	1 第 1 項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及	(イ)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	の意見を把握しなければならない。	び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。					客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を決める。
314.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(0)組織は、(イ)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を決める。
315.	(内部監査)	(内部監査)	(b)内部監査	8.2.2 内部監査			
316.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(イ)組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。		(内部監査) 第13条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」を定め、文書化する。監査は、年1回以上行うものとする。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (1) 監査室長は、本計画書に基づく業務全体について、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするため、年1回以上、客観的な評価を行う部門または外部の組織により内部監査を実施する。なお、監査室長が実施する内部監査は、室、各本部・事業部長が実施する業務を対象とする。
317.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		1)品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		(内部監査) 第13条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (1) a. 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、2.2項の適用規格および規則の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
318.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		2)実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持		(内部監査) 第13条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (1) b. 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
319.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(0)組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		(内部監査) 第13条 (1) 監査員の選定基準	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) 監査室長は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							計画を策定する。 a. 監査の基準、範囲、頻度および方法を規定すること。
320.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(ハ)組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		(内部監査) 第 13 条 2 監査室長は、安全・品質本部、事業部及び技術本部から独立した監査を行うため、前項の規定に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画を策定して監査を実施する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) 監査室長は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 a. 監査の基準、範囲、頻度および方法を規定すること。
321.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(ニ)組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) b. 監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。
322.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。⑩		(ホ)組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(内部監査) 第 13 条 5 監査室長は、監査員として必要な教育を受けた者で、対象となる業務を実施した者以外の者に、第 2 項の監査を実施させる。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) c. 監査員は自らの業務は監査しないこと。
323.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第 6 項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(ハ)組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(ハ)組織は、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。」	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (3) 監査室長は、監査の計画および実施ならびに記録の作成および結果の報告について、その責任および権限ならびに要求事項についての文書を「監査室 内部監査要則」として定める。
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(ト)組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (4) 監査室長は、監査およびその結果の記録を維持する。(4.2.5 項参照)
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(フ)組織は、不適合が発見された場合には、(ト)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		(内部監査) 第 13 条 3 前項の監査を受けた職位は、不適合が判明した場合及び予防処置を要すると判断した場合は、「監査室 内部監査要則」に基づき必要な措置を講じるとともに、監査室長に報告する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (5) 監査された領域に責任を持つ各職位は、発見された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく処置がとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	(c)プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定			
327.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合にお	1 第 1 項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動	(イ)組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監	(1)組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	いては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第 1 項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	視測定に見合う方法によりこれを行う。	監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)			8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。(14)		(ロ)組織は、(イ)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2)組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の方法により、プロセスが E. d. (b)(イ)及び G. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3)組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (2) 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4)組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(ホ)組織は、E. d. (b)(イ)及び G. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5)組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(d)機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等			
333.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(イ)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (1) 各職位は、各施設の要求事項が満たされていることを検証するために、各施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(ロ)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (3) 各職位は、合否判定基準への適合の記録を維持する。記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を記録する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (3) 各職位は、合否判定基準への適合の記録を維持する。記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を記録する。
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(ニ)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (4) 各職位は、業務の計画で決めた検査および試験が完了するまでは当該施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。⑧	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	(ホ)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 〔「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。〕（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (2) 各職位は、検査および試験要員の独立の程度を定める。
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(ハ)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (2) 各職位は、検査および試験要員の独立の程度を定める。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	c. 不適合の管理	8.3 不適合の管理			
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(a)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(不適合管理) 第 14 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、不適合が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限について、次の各号の事項を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。室、各本部・事業部長は、不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要領に定める。
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第 2 項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(b)組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要領」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(不適合管理) 第 14 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、不適合が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限について、次の各号の事項を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。室、各本部・事業部長は、不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要領に定める。
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(c)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		(不適合管理) 第 14 条 (1) 次の一つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) 各職位は、該当する場合には、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
343.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(イ)発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(不適合管理) 第 14 条 (1) ① 検出された不適合を除去するための処置をとる。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) a. 検出された不適合を除去するための処置をとる。
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(ロ)不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(不適合管理) 第 14 条 (1) ② 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、リリース又は合格と判定することを正式に許可する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) b. 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)もしくは出荷、または合格と判定することを正式に許可する。
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(ハ)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(不適合管理) 第 14 条 (1) ③ 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) c. 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(ニ)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(不適合管理) 第 14 条 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をと	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) d. 各職位は、外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合によ

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						る。	る影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(d)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。		(不適合管理) 第 14 条 (2) 不適合の性質の記録及び不適合に対処した措置の記録を維持する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (3) 各職位は、不適合の性質の記録および、不適合に対処した特別採用を含む処置の記録を維持する。
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(e)組織は、(c)(1)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。		(不適合管理) 第 14 条 (3) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (4) 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合性を実証するための再検証を行う。
349.				(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(不適合管理) 第 14 条 (5) 再処理施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、不適合の内容を公開する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (5) 安全・品質本部長は、原子力安全の向上を図る観点から、公開の基準についての文書を「ニューシアおよびニックスへのトラブル情報の掲載管理要則」として定め、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)へ登録することにより、公開する。
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	d. データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価			
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(a)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.4 データの分析 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、8.2 項の監視および測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(b)組織は、(a)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。			8.評価および改善 8.4 データの分析 (2) 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		(イ)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見			8.評価および改善 8.4 データの分析 a. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
354.	二 個別業務等要求事項への適合性		(ロ)個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性			8.評価および改善 8.4 データの分析 b. 業務・施設に対する要求事項への適合
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。) ^㊸	2 第 2 項第 3 号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づ	(ハ)機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.4 データの分析 c. 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスと各施設の特性および

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		き、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。		等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）			傾向
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		(二)調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力			8. 評価および改善 8.4 データの分析 d. 供給者の能力
357.			e. 改善	8.5 改善			
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(a)継続的な改善	8.5.1 継続的な改善			
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.1 継続的な改善 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	(b)是正処置等	8.5.2 是正処置等			
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。㊸		(イ)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		(是正処置及び予防処置) 第15条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、是正処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (1) 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に見合うものとする。 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 8.5.3 予防処置 (1) 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子力事業者と共有することを含む。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものとする。 (3) 室・各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を4.2.3項の室・各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		1)是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第15条 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 3 (2) 不適合の発生を防止するため	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) c. 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						の処置の必要性の評価	8.5.3 予防処置 (3) b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮⑥ 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	i)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第15条 (1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因の特定	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) a. 不適合のレビュー b. 不適合の原因の特定
364.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化②		ii)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(是正処置及び予防処置) 第15条 3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) a. 起こり得る不適合およびその原因の特定
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		2)必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。		(是正処置及び予防処置) 第15条 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) d. 必要な処置の決定および実施 8.5.3 予防処置 (3) c. 必要な処置の決定および実施
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		3)講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第15条 (6) とつた是正処置の有効性のレビュー 3 (5) とつた予防処置の有効性のレビュー	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) f. とつた是正処置の有効性のレビュー 8.5.3 予防処置 (3) e. とつた予防処置の有効性のレビュー
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。②		4)必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第15条 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) d. 必要な処置の決定および実施 8.5.3 予防処置 (3) c. 必要な処置の決定および実施
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。②		5)必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。			8.評価および改善 8.5 改善 8.5.1 継続的改善 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では	6)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第15条 2 監査室長、安全・品質本部長	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	の手順を確立し、実施すること。	原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	手順を確立し、実施すること。	手順を確立し、実施すること。 （「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、次の各号を満たすように、安全に重大な影響を与える事象について実施する根本原因分析の方法及び体制について定める。 (1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。	なお、安全・品質本部長は、不適合の原因の特定に当たって必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根本原因分析実施要則」として定めるとともに、不適合の再発防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
370.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		7)講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g.講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 (5) とった処置の結果の記録 3 (4) とった処置の結果の記録	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) e. とった処置の結果の記録 8.5.3 予防処置 (3) d. とった処置の結果の記録
371.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(ロ)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、是正処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、次の各号を満たすように、安全に重大な影響を与える事象について実施する根本原因分析の方法及び体制について定める。 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 8.5.3 予防処置 (3) 室・各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室・各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
372.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じ	4 第 3 項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第 1 項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(ハ)組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 なお、安全・品質本部長は、a 項の活動において必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	なければならない。			(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)		部 不適合等管理要領」において、第 2 項に定める事象以外の事象について蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため必要に応じて実施する根本原因分析の方法及び体制について、第 2 項の各号を満たすように定める。	本原因分析実施要領」として定めるとともに、不適合の未然防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	(c)未然防止処置	8.5.3 未然防止処置			
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。㉔	1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(イ)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 〔「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。〕	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。 5 監査室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長は、予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見を活用する。	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (1) 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子力事業者と共有することも含む。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものとする。 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		1)起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a.起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) a. 起こり得る不適合およびその原因の特定
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		2)未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b.未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
377.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		3)必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c.必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) c. 必要な処置の決定および実施
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		4)講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d.講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) e. とった予防処置の有効性のレビュー
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		5)講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e.講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (4) とった処置の結果の記録	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3)

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							d. とった処置の結果の記録
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(D)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例				—	—
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第 4 1 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				—	—
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。		—	—	—		
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。		—	—	—		
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		—	—	—		
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第 2 項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第 1 0 条 1 を準用する。	—	—	—		

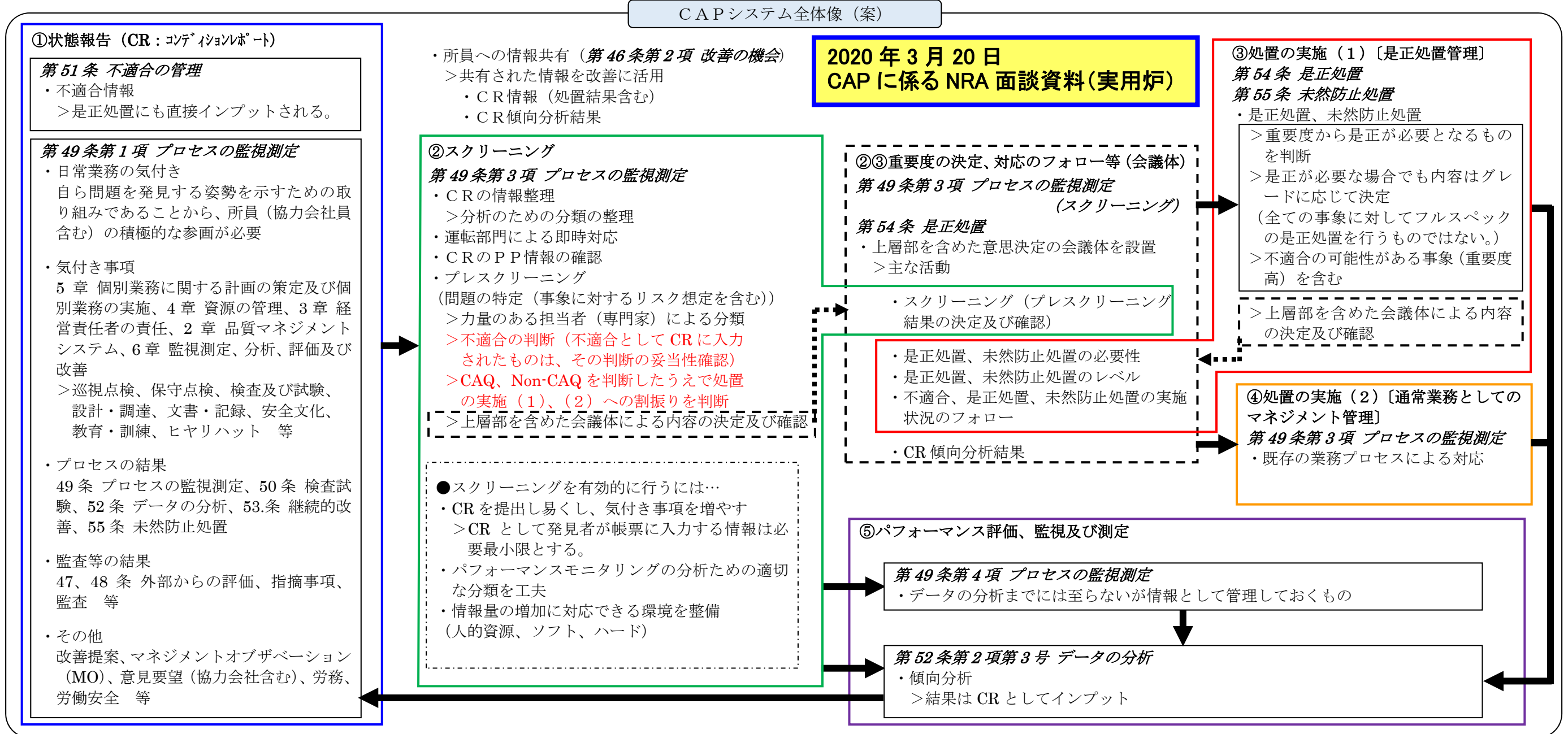
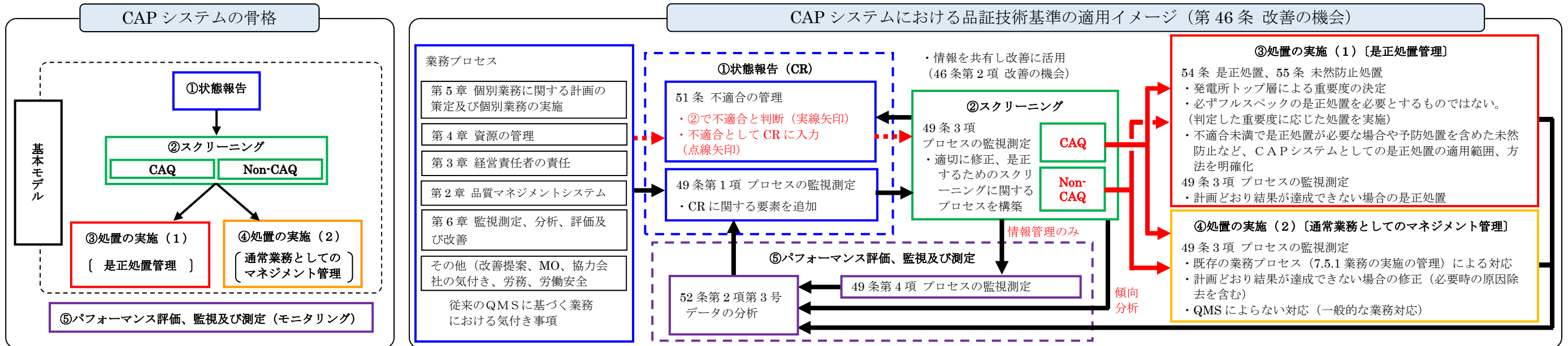
品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

当社におけるCAPシステム概要について

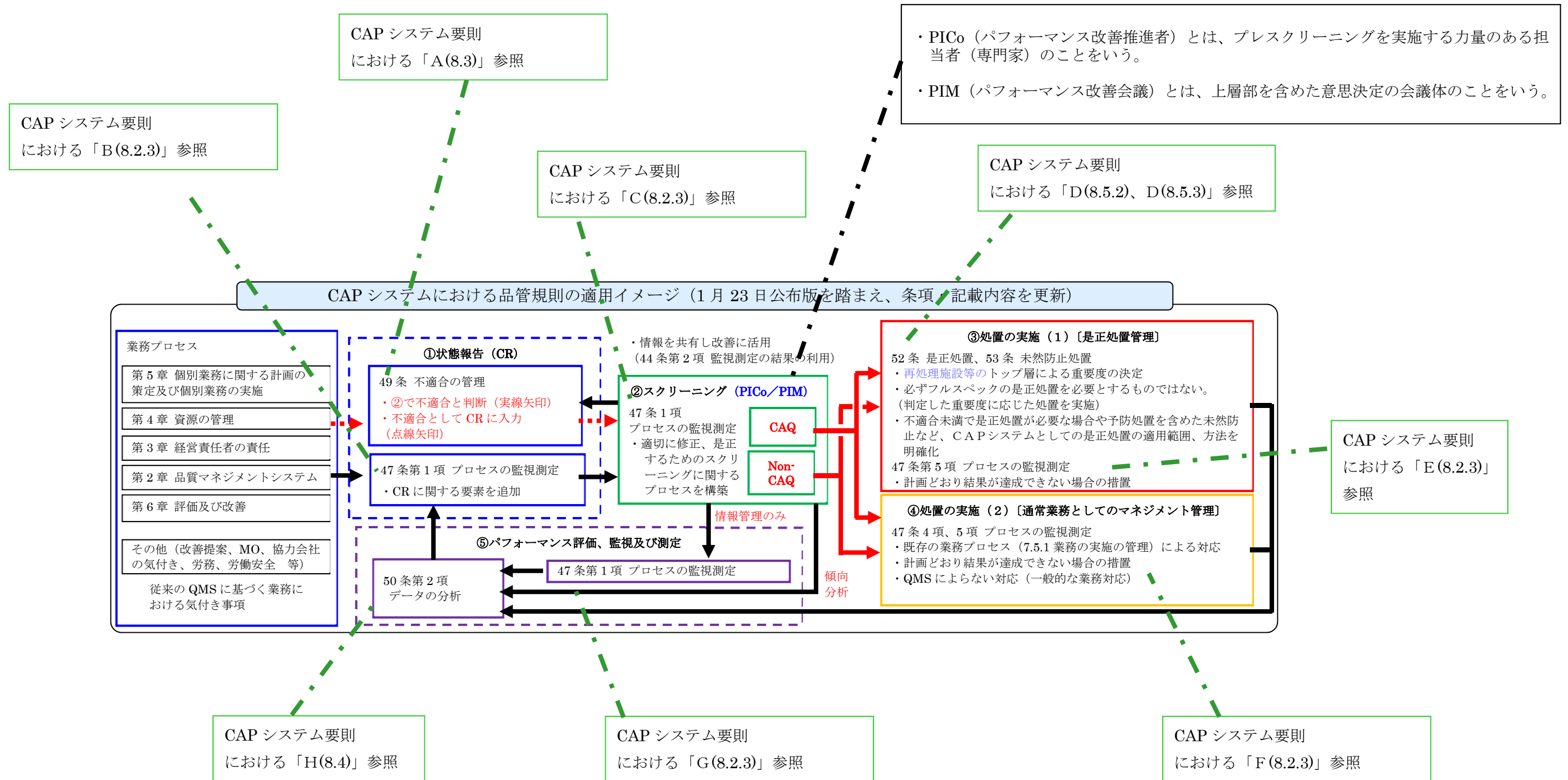
- ・ 当社は、2020年4月1日の品質管理基準規則の施行に伴い、実用炉と同様CAPシステム(別紙-1 参照)を導入しており、品質管理基準規則の要求事項(不適合の管理、是正処置等、未然防止処置)をCAPシステムに含めている(別紙-2 および別紙-3 参照)。
- ・ 本資料は、電力が原子力規制庁へ説明した資料をもとに、当社におけるCAPシステムの概要(別紙-4 参照)を説明するものである。
- ・ なお、当社は、再処理施設、廃棄物管理施設など複数の異なる施設を運営しているが、全社統一の仕組みとしているため、施設毎の運用の差はない。

以上



別紙-2では、各プロセスにおける当社の運用を定めた2次文書（要則）名を図示するとともに、具体的な条文を示す。

【当社におけるCAPシステムの展開】



※本フロー図は、過去の品質管理基準規則案をベースに作成されているため、2020年1月23日公布版をベースに条項・記載内容を更新。

CAPを受けた「再処理事業所 再処理施設 保安規定」における社内標準リストへの反映（抜粋）

表1：品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	説明
4～8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）	
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	
4.1	安全文化	安全文化要則	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	
		品質・保安会議規程	
		再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	
		調達室 教育訓練要領	
		安全・品質本部 教育訓練要領	
		再処理事業部 教育訓練要領	
7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理 施設管理 非常時等の措置	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領	
		再処理事業部 施設管理要領	
		再処理事業部 異常・非常時対策要領	
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	
7.4	調達	調達管理要則	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	

表2：品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	説明
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	
8.3	不適合の管理	CAP システム要則	CAPの関連事項（不適合の管理、是正処置等、未然防止処置）について、CAPシステム要則に記載したため、8.3、8.5.2、8.5.3に当該二次文書を追記。
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

社内標準名	条文 (抜粋)	CAP システムプロセスとの関連
CAP システム要則	<p>5. CR の処理</p> <p>(1) CR 登録の考え方 経営層を含む各階層の管理者および各要員は、当社の企業活動におけるパフォーマンスギャップ、気づいた問題および要望・推奨事項等を含む要改善点等、何らかの情報を認識した際は、報告事項として CR を登録する。 また、CR を登録した内容およびこれに対する処理の結果は、当社施設の安全性を向上させるため、原則として社内へ開示・共有するものとする。</p> <p>(4) スクリーニング PICo (パフォーマンス改善推進者) は、受付処理が完了した報告事項について、速やかに、以下 a. ~f. (以下、「スクリーニング」という。) を実施し、CAQ、Non-CAQ の判定を行い、その結果を CR 台帳に入力する。</p> <p>a. 事象のレビューおよび不適合の特定 PICo は、報告事項に対して、情報を収集および整理し、技術的、人的および組織的側面等を考慮した上で、問題点を含む以下の内容を明確化し、CR 台帳に入力する。</p> <p>b. CAQ の特定 PICo は、報告事項に対して CAQ の特定を行い、CR 台帳に入力する。 CAQ 判定は以下の 2 つの評価を勘案し、調査レベルを設定する。 (a) 原因の不確かさ評価 (b) 原子力安全への影響度 (リスク評価) これらの組み合わせで調査レベルを判定し、CAQ を特定し、必要な対処を検討する。</p> <p>d. 処置実施箇所の選定 PICo は、報告事項に対して、状態の是正 (不適合の処理またはその他の事象の処理) および原因の是正 (是正処置または未然防止処置) を実施する処置実施箇所を選定し、CR 台帳に入力する。</p> <p>e. コーディング PICo は、報告事項に対して、以下の分類を実施し、CR 台帳に入力する。</p> <p>f. 情報共有・水平展開要否の判定 PICo は、報告事項に対して、類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の調査および他の組織への知見とするために、情報共有すべき事項、水平展開 (同様事象調査および同様原因調査) の要否およびその範囲を判定し、CR 台帳に入力する。 原因が曖昧または複雑などにより、同様原因調査の要否がスクリーニングの段階で判断できない場合は、原因および対策の方針を決定した段階で、実施する。</p> <p>h. PIM でのスクリーニングの確定 PIM (パフォーマンス改善会議) は、a. ~f. で PICo が実施したスクリーニング結果を審議し、スクリーニングを確定する。</p> <p>(5) 処置計画の策定および実施 処置実施箇所は、処置計画を策定し、実施する。</p> <p>a. CAQ の処置 (a) 状態の是正 (不適合の処理)</p>	<p>A (8. 3) 、 B (8. 2. 3)</p> <p>G (8. 2. 3)</p> <p>C (8. 2. 3)、 D (8. 5. 2)</p> <p>A (8. 3)</p> <p>C (8. 2. 3)</p> <p>A (8. 3)、 D (8. 5. 2)、 D (8. 5. 3)</p> <p>G (8. 2. 3) 、 H (8. 4)</p> <p>D (8. 5. 2)、 D (8. 5. 3)</p> <p>C (8. 2. 3)</p> <p>A (8. 3)</p>

社内標準名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連
	<p>イ. 処置実施箇所は、不適合の処理の計画を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>処置実施箇所は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合処理を計画し、実施する。</p> <p>①発見された不適合を除去するための措置</p> <p>②特別採用</p> <p>③識別表示・隔離・廃棄</p> <p>④外部への引渡し後等の措置</p> <p>ウ. 処置実施箇所は、不適合の処理の結果を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>(b)原因の是正（是正処置）</p> <p>是正処置は以下のとおり、実施する。</p> <p>イ. 処置実施箇所は、調査レベルの判定結果をもとに、重要度や原因の複雑性を考慮した上で、是正処置の計画を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 原因分析にあたっては、系統・設備・機器の状態とその変化、個々の人の行動、人と人の役割関係、コミュニケーション等、必要な情報の収集および整理し、技術的、人的および組織的側面等を考慮した上で問題点を明確にする。 原因の明確化には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。 是正処置を講じることによる、その他の品質マネジメントシステムならびに、組織内外の課題等およびその課題等に対する取組みへの影響を考慮し、必要に応じて、要領等または個別業務計画等を変更する。 <p>エ. 処置実施箇所は、是正処置を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>オ. 処置実施箇所は、是正処置が再発防止を達成させるための活動として有効であったかについて評価するためのレビューを実施し、CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>(c)未然防止処置</p> <p>イ. 処置実施箇所は、起こり得る不適合の重要度や原因を考慮した上で、処置の計画を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>ウ. 処置実施箇所は、未然防止処置の結果を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>エ. 処置実施箇所は、未然防止処置が未然防止を達成させるための活動として有効であったかについて評価するためのレビューを実施し、CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>c. Non-CAQ</p> <p>(a)不適合の処理、是正処置または未然防止処置</p> <p>a. CAQ の処置と同様</p> <p>(b)その他（不適合の処理、是正処置または未然防止処置以外）の処置</p> <p>イ. 処置実施箇所は、CR 台帳に処置計画を入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、上覧手続きを行う。</p> <p>ウ. 処置実施箇所は、CR 台帳に処理結果を入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、上覧手続きを行う。</p> <p>(6)フォローアップ</p> <p>b. 処置実施箇所は、未実施の対策を定期的にレビューし、対策の放置または不適切な延長がなされていないかを確認する。</p> <p>c. PICo は、処置実施箇所における CAQ および Non-CAQ の対処の状況（進捗を含む）を確認し、各事業部における改善活動の適時性および処置範囲等について、組織および施設のパフォーマンス向上の観点から支援・指導する。なお、進捗の大幅な遅れや無理な工程など管理に問題がある場合、必要な処置が行われていない場</p>	<p>D (8. 5. 2)</p> <p>D (8. 5. 3)</p> <p>A (8. 3)、D (8. 5. 2)、D (8. 5. 3)</p> <p>F (8. 2. 3)</p> <p>E (8. 2. 3) 、G (8. 2. 3)</p>

社内標準名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連
	<p>合は、CR を登録する。</p> <p>d. PICo は、CAQ の処置の進捗状況を定期的に PIM に報告する。</p> <p>6. 傾向分析および改善 パフォーマンス評価の一環として、CAP システムによって得られたデータを傾向分析し、パフォーマンス改善を実施した場合の効果が高い領域（組織の弱み）を特定し、改善を進めることにより、重要な問題の未然防止など組織のパフォーマンスを継続的に向上させる。</p> <p>7. 社内展開検討データベースの運用 (1) 社内展開検討データベースへの登録 a. 国内外の運転経験情報 国内外で発生した事故・トラブル等の重要な情報を当社設備やプロセスに反映させ、安全性を向上させるために、安全・品質本部は以下の国内外の運転経験情報（以下、OE 情報という）を収集する。</p> <p>b. 当社内の水平展開要と判断した事象 PICo はスクリーニングにて水平展開が必要とした事象については、社内展開検討データベースに登録する。</p> <p>(2) 水平展開の要否判断 各事業部の PICo は社内展開検討データベースに登録された事象に対して、施設や業務プロセスの特徴を踏まえ、類似の不適合その他の事象の有無もしくは当該類似の事象が発生する可能性の調査または起こり得る不適合およびその原因の調査として、水平展開（同様事象調査および同様原因調査）などの事業部の対応が必要か判断する。</p> <p>PICo は、水平展開の結果、事業部で是正処置または未然防止処置を含む対応が必要と判断した事象については、CR を登録する。</p> <p>PICo は、水平展開の対応要否の判断結果を定期的に PIM に報告し、PIM は、PICo の判断結果を確認し、必要な指示を行う。</p>	<p>H (8. 4)</p> <p>B (8. 2. 3) 、 D (8. 5. 3)</p> <p>B (8. 2. 3) 、 D (8. 5. 2) 、 D (8. 5. 3)</p> <p>D (8. 5. 2) 、 D (8. 5. 3)</p>

原子力規制における検査制度の見直しに伴う 保安規定（変更）認可申請の説明の進め方



日本原燃株式会社

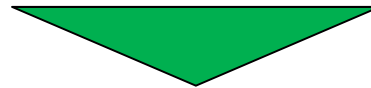
2020年6月17日

原子力規制における検査制度の見直しに伴う 保安規定策定（変更）に係る基本的考え方



【検査制度の見直しに伴う事業規則等の改正】

- ▶ 検査制度の見直しに当たり各事業規則、保安規定審査基準が改正。改正に当たっては、施設・事業等に対する炉規法の規定を踏まえつつ、各施設の特徴を念頭に、基本的な要求事項を整理（横並び）
- ▶ 品質マネジメントシステムは、各事業の許可の要件として新たに品質管理基準規則が制定され、保安規定については、指定・許可における整備方針に従ったものであることの要求が明確化



【保安規定策定（変更）に係る基本的考え方】

- ▶ 品質保証については、横断的な事項として、施設、事業等に関わらず共通的な要求として規定。
⇒品質管理基準規則に適合する規定内容とし、全事業間での整合を図った規定として策定
- ▶ 新たに追加された施設管理については、先行して検討を進めた実用炉の検討結果を基に各施設・事業等へ展開。
⇒展開にあたっては、共通性を重視した上で、施設の特徴や事業の段階（建設中／操業中）を考慮して策定
- ▶ その他の要求事項の反映についても、実用炉の検討結果を基に各施設・事業等へ展開。
⇒展開にあたっては、実用炉の保安規定を参考に、施設の特徴や職務内容を考慮して従来の規定内容を生かしつつ策定。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う 保安規定変更審査における説明方針



【審査会合までの説明方針について】

今回の保安規定の改正では、改正内容が5施設で共通する部分が多いことを踏まえ、効率的な審査のため、当社からの説明について以下の通り進めさせていただきます。

- 保安規定（変更）認可に係る変更概要、施設間での相違点等を5施設同時で説明する。

【審査会合後の審査の進め方について】

- 品質マネジメントシステムは、全事業間（5施設）での整合を図った規定として策定している。このため、5施設の合同審査として、共通事項および施設固有の箇所についての説明を実施させて頂く。また、改正内容は、規則への適合性を中心に確認して頂く。
- 品質マネジメントシステム以外については、変更概要の説明において施設間および実用炉の保安規定との整合を踏まえた規定内容の特徴を説明した上で、当社より運用の詳細、変更の妥当性等について必要な説明を行う。
- このため、共通点の多い再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）、加工施設（MOX）の4施設については、共通事項を中心に合同審査の形で説明を実施後、各施設別に個別事項について審査頂くこととしたい。
- 加工施設（MOX）については、ほぼ同時期に申請された建設炉の審査状況も踏まえて確認して頂く。
- 廃棄物埋設施設は、他の4施設と共通する部分が少ないことから、一部の共通事項（保安組織への調達室追加等）を除き、審査会合後は個別に審査をお願いしたい。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う 保安規定変更審査における説明予定



前ページの説明方針を踏まえた保安規定変更審査に係る当社からの説明予定を以下に示す。
これらの説明を踏まえ、事業規則、保安規定審査基準への適合性、事業許可との整合性、建設中施設に対する保安規定の段階的規定の適切性等について確認頂く。

項目	会合前面談	審査会合	会合後面談	
	合同で実施		合同で実施※	各施設個別に実施
全体	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定（変更）概要説明（施設管理の運用含む） ○保安規定（変更）案の5施設比較（品質保証以外） ○保安規定（変更）案の5施設比較（品質保証） 	論点確認	—	○事業許可（指定）整合性
検査制度関係	（全体説明に含む）		<ul style="list-style-type: none"> ○規則、解釈および許可整合性 ○旧保安規定におけるQMSの運用 ○保安組織への調達室追加 ○施設管理補足説明 ○検査の独立性確保 	（必要に応じて個別説明を実施）
その他変更	（全体説明に含む）		<ul style="list-style-type: none"> ○安全委員会代理者要件の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境管理設備の施設管理部署の変更（再処理／廃棄物管理） ○機械油の固形化完了に伴う変更（加工（濃縮）） ○保安教育の運用変更（加工（濃縮）） ○モニタリングポイントの移設（廃棄物埋設） ○加工（MOX）の保安規定の段階的規定の考え方

※廃棄物埋設施設については、品質マネジメントシステム以外は個別に実施